

3月4日(水)

出席委員

委員長 鈴木 真澄 君
副委員長 鈴木 博 君
同 新妻 さえ子 君
委員 おくの 晋治 君
同 くにば 雄大 君
同 松本 ときひろ 君
同 西村 直子 君
同 小芝 新 君
同 せお 麻里 君
同 松澤 和昌 君
同 のだて 稔史 君
同 横山 由香理 君
同 筒井 ようすけ 君
同 田中 さやか 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 湯澤 一貴 君
同 高橋 伸明 君
同 石田 ちひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 高橋 しんじ 君

委員 須貝 行宏 君
同 つる 伸一郎 君
同 あくつ 広王 君
同 塚本 よしひろ 君
同 芹澤 裕次郎 君
同 大倉 たかひろ 君
同 木村 けんご 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 あべ 祐美子 君
同 西本 たか子 君
同 藤原 正則 君
同 こんの 孝子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 本多 健信 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君
同 渡部 茂 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 裕一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

企 画 部 財 政 課 長
品 川 義 輝 君

企 画 部 広 報 広 聴 課 長
木 村 浩 一 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 部 総 務 課 長
立 川 正 君

総 務 部 人 権 啓 発 課 長
島 袋 裕 子 君

総 務 部 人 事 課 長
黒 田 肇 暢 君

総 務 部 経 理 課 長
立 木 征 泰 君

総 務 部 税 務 課 長
伊 東 義 明 君

地 域 振 興 部 長
久 保 田 善 行 君

地域振興部地域活動課長
川 島 淳 成 君

地域振興部生活安全担当課長
黛 和 範 君

地域振興部戸籍住民課長
提 坂 義 文 君

参 事
商業・ものづくり課長事務取扱
山 崎 修 二 君

文化スポーツ振興部長
安 藤 正 純 君

文化スポーツ振興部文化観光課長
古 巻 祐 介 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
中 元 康 子 君

子ども未来部長
福 島 進 君

子ども未来部子ども育成課長
廣 田 富 美 恵 君

子ども未来部児童相談担当課長
崎 村 剛 光 君

子ども未来部児童相談所移管担当課長
二ノ宮 隆 矢 君

子ども未来部子ども家庭支援課長
三ッ橋 悦 子 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

子ども未来部保育支援課長

大澤 幸代 君

福祉部長

伊崎 みゆき 君

福祉部福祉計画課長

大串 史和 君

福祉部高齢者福祉課長

寺嶋 清 君

福祉部高齢者地域支援課長

宮尾 裕介 君

福祉部障害者福祉課長

松山 香里 君

福祉部障害者施策推進担当課長

築山 憩 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）

福内 恵子 君

健康推進部健康課長

高山 崇 君

健康推進部国保医療年金課長

池田 剛 君

品川区保健所生活衛生課長

鈴木 誠 君

参 事

品川区保健所保健予防課長事務取扱

鷹 箸 右子 君

品川区保健所品川保健センター所長

仁平 悟 君

都市環境部長

中村 敏明 君

都市環境部都市計画課長

鈴木 和彦 君

都市環境部住宅課長

森 一 生 君

都市環境部木密整備推進課長

高梨 智之 君

都市環境部建築課長

長尾 樹偉 君

都市環境部環境課長

小林 剛 君

品川区清掃事務所長

工藤 俊一 君

防災まちづくり部長

藤田 修一 君

災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務）

曾田 健史 君

防災まちづくり部土木管理課長

今井 裕美 君

防災まちづくり部交通安全担当課長

古郡 茂忠 君

防災まちづくり部道路課長

（用地担当課長兼務）

多並 知広 君

防災まちづくり部公園課長

溝口 雅之 君

防災まちづくり部防災課長

中島 秀介 君

会計管理者

齋藤 信彦 君

教 育 長

中島 豊 君

教育委員会事務局教育次長

本城 善之 君

教育委員会事務局庶務課長

有 馬 勝 君

教育委員会事務局学務課長

篠 田 英 夫 君

教育委員会事務局指導課長

工 藤 和 志 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長

大 関 浩 仁 君

選挙管理委員会事務局長

秋 山 徹 君

監査委員事務局長

小 川 陽 子 君

区議会事務局長

米 田 博 君

○午前10時00分開会

○鈴木（真）委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案、令和2年度品川区一般会計予算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳入ならびに歳出第1款議会費、第8款公債費および第9款予備費ならびに債務負担行為および一時借入金等でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○品川財政課長　おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、予算書7ページをお開きください。令和2年度品川区一般会計予算は、第1条、歳入歳出、それぞれ1,883億2,500万円と定めるものであります。

第4条、一時借入金の最高額を50億円と定めるものであります。

第5条、職員給与費については、同一款内での項間流用を定めているものであります。

8ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算は、歳入第1款特別区税から、10ページにまわりまして、20款特別区債まで。

11ページをお願いいたします。歳出第1款議会費から、12ページ、第9款予備費までであります。

右側にまわりまして、第2表債務負担行為は、1段目、品川区土地開発公社からの用地取得から、6段目、公共事業施行による移転資金融資あっせんに伴う金融機関に対する損失補償までは、例年設定するもの、その下、品川歴史館施設改修および展示基本・実施設計委託から、14ページ、一番下、第四日野小学校下水管付替え工事監理委託までの23件は、新規であります。

15ページをお願いいたします。第3表特別区債は学校施設整備で、小学校2校の学校用地取得により、限度額を16億円とするものであります。

50ページをお願いいたします。第1款特別区税、1項特別区民税は、480億3,200万円で、納税義務者数の増によるもの、2項軽自動車税は、1億3,970万円で、税制改正によるものであります。

52ページをお願いいたします。3項特別区たばこ税は、30億4,800万円で、対前年0.3%の減。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税は、1億5,000万円。

2項自動車重量譲与税は、3億7,000万円で、対前年8.8%の増。

3項森林環境譲与税は、3,230万円で、対前年116.8%の増であります。

54ページをお願いいたします。3款利子割交付金、1項利子割交付金は、1億2,000万円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金は、6億3,000万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金は、5億2,000万円であります。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金は、113億8,000万円で、対前年41.4%の増。

7款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金は、1億500万円で、税制改正によるものであります。

56ページをお願いいたします。8款地方特例交付金、1項地方特例交付金は、2億2,000万円で、対前年10%の増。

9款特別区交付金、1項特別区財政調整交付金は、410億円と、対前年2.6%の減であります。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金は、3,000万円で、対前年3.2%

の減であります。

11 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目総務費負担金は、9,510 万 2,000 円で、対前年 6.3%の減であります。

58 ページをお願いいたします。2 目民生費負担金は、17 億 8,592 万円で、対前年 26.8%の減。主なものは、59 ページ、3 節保育園保育料、幼児教育無償化に伴う減であります。

3 目衛生費負担金は、5 億 616 万 4,000 円で、対前年 5.6%の減。

60 ページをお願いいたします。4 目産業経済費負担金は、1,277 万 7,000 円で、対前年 0.4%の増であります。

以上により、負担金の計は 23 億 9,996 万 3,000 円で、対前年 22.3%の減であります。

12 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料は、2 億 1,054 万 1,000 円で、対前年 0.2%の減。

68 ページをお願いいたします。2 目民生使用料は、1 億 4,155 万円で、対前年 19.7%の減。主なものは、71 ページ、9 節幼稚園保育料、幼児教育無償化に伴う減であります。

72 ページをお願いいたします。3 目衛生使用料は、463 万 5,000 円で、対前年 3%の減。

4 目産業経済使用料は、1 億 2,127 万 7,000 円で、対前年 0.7%の減であります。

74 ページをお願いします、5 目土木使用料は、31 億 3,130 万 1,000 円で、対前年 1.2%の減。

76 ページ、6 目教育使用料は、6,608 万 5,000 円で、対前年 5.6%の増であります。

以上により、使用料の計は 36 億 7,538 万 9,000 円で、対前年 1.9%の減であります。

78 ページをお願いいたします。12 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目総務手数料は、2 億 505 万 8,000 円で、対前年 2.1%の減。主なものは、79 ページ、2 節戸籍証明手数料の減であります。

80 ページをお願いいたします。2 目衛生手数料は、3 億 8,655 万 2,000 円で、対前年 0.8%の増。

82 ページをお願いいたします。3 目土木手数料は 2,905 万 9,000 円で、対前年 2%の減であります。

86 ページをお願いいたします。以上により、手数料の計は、6 億 2,066 万 9,000 円で、対前年 0.3%の減であります。

13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金は、211 億 4,452 万 2,000 円で、対前年 7.1%の増。主なものは、89 ページ、11 節児童保育費、私立保育園の定員増によるものであります。

88 ページをお願いいたします。2 目衛生費負担金は、4,888 万 1,000 円で、対前年 16.6%の増。

90 ページをお願いいたします。3 目教育費負担金は、4,009 万円で、対前年 75.2%の減であります。

以上により、国庫負担金の計は、212 億 3,349 万 3,000 円で、対前年 6.4%の増であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金は、1 億 2,823 万 1,000 円で、対前年 105.2%の増。

92 ページをお願いいたします。2 目民生費補助金は、10 億 6,095 万 8,000 円で、対前

年4.5%の増。

3目衛生費補助金は、9,602万2,000円で、対前年76.7%の増。

96ページをお願いいたします。4目土木費補助金は、33億2,590万円で、対前年45.3%の減。主なものは、97ページをお願いいたします。1節社会資本整備総合交付金、武蔵小山駅周辺地区再開発事業、パルム駅前地区事業完了による減であります。

100ページをお願いいたします。5目教育費補助金は、4億8,429万円で、対前年15.6%の減であります。

102ページをお願いいたします。以上によりまして、国庫補助金の計は50億9,540万1,000円で、対前年34.6%の減であります。

104ページをお願いいたします。3項国庫委託金は、648万4,000円で、対前年9.5%の増であります。

14款都支出金、1項都負担金、1目民生費負担金は、61億2,780万7,000円で、対前年12.3%の増。主なものは107ページ、11節児童保育費は、区内私立保育園の定員増によるものであります。

108ページをお願いいたします。2目衛生費負担金は、577万3,000円で、対前年4%の減であります。

以上により、都負担金の計は61億3,358万円で、対前年12.2%の増であります。

2項都補助金、1目総務費補助金は、9,375万4,000円で、対前年68.5%の増。主なものは109ページをお願いいたします。4節喫煙環境整備事業補助金で、屋外喫煙所コンテナ化工事による増。

111ページをお願いいたします。5節東京2020大会・ラグビーワールドカップ開催関連事業費補助金は、新規計上であります。

左側110ページをお願いいたします。2目民生費補助金は、64億1,561万円で、対前年10.8%の増。

118ページをお願いいたします。3目衛生費補助金は、7,931万8,000円で、対前年9%の増。

120ページをお願いいたします。4目産業経済費補助金は、1億3,107万9,000円で、対前年40.8%の減。

122ページをお願いいたします。5目土木費補助金は、25億8,774万9,000円で、対前年15.8%の減。

126ページをお願いいたします。6目教育費補助金は、3億6,954万1,000円で、対前年176%の増。

130ページをお願いいたします。以上によりまして、都補助金の計は96億7,705万1,000円で、対前年3.5%の増であります。

3項都委託金、1目総務費委託金は、15億843万8,000円で、対前年21.5%の増。主なものは、131ページをお願いいたします。国勢調査実施による増であります。

132ページをお願いいたします。2目民生費委託金は、22万8,000円で、対前年2.1%の減。

3目衛生費委託金は、881万円で、対前年63.6%の増。

4目土木費委託金は、274万1,000円で、対前年73.2%の減。

134ページをお願いいたします。5目教育費委託金は、2,414万8,000円で、対前年4.5%の増。

以上によりまして、都委託金の計は15億4,436万5,000円で、対前年20.6%の増であります。

15款財産収入、1項財産運用収入は、136ページ、8億4,120万7,000円で、対前年0.2%の増であります。

138ページをお願いいたします。2項財産売払収入は、4億5,002万3,000円で、主なものは139ページ、第一日野小学校敷地の売り払いによるものであります。

16款寄附金、1項寄附金は、1,500万1,000円で、対前年4.5%の減であります。

17款繰入金、1項基金繰入金は、140ページをお願いいたします。199億845万8,000円で、対前年20.3%の減であります。

18款繰越金、1項繰越金は、30億円で、対前年同額であります。

19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は、142ページ、5,019万6,000円で、対前年同額であります。

2項特別区預金利子は、31万3,000円で、対前年同額であります。

3項貸付金元利収入は、144ページをお願いいたします。5億3,874万7,000円で、対前年13.5%の減であります。主なものは、商店街事業用つなぎ資金貸付金元利収入の減であります。

146ページをお願いいたします。4項受託事業収入は、35億6,210万8,000円で、対前年53.3%の増であります。主なものは、排水施設建設費収入であります。

5項収益事業収入、1目競馬組合配分金は、148ページをお願いいたします。5億2,614万8,000円で、対前年10%の増。特別区競馬組合配分金の増であります。

6項雑入、1目滞納処分費は科目存置。

2目弁償金は、1億2,103万3,000円。

3目納付金は、2億9,512万2,000円。

4目介護報酬は、2億4,291万3,000円。

5目雑入は、10億1,033万5,000円で、主なものは、151ページをお願いいたします。7節各種事業参加費負担金、9節各種保育利用料、153ページをお願いいたします。11節リサイクル資源売払収入および16節区民住宅等共益費で、都市基盤整備費収入は皆減であります。

156ページをお願いいたします。以上によりまして、雑入の計は16億6,940万4,000円で、対前年58%の減であります。

20款特別区債、1項特別区債は、16億円で、校地取得によるものであります。

歳入は以上であります。

160ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。

1款議会費、1項議会費は、8億5,141万円で、対前年0.8%の減であります。

161ページ、上から3行目、会計年度任用職員給与費は、任用制度の導入によりまして、議会費以下、各項目・各目別に計上してございます。

380ページをお願いいたします。8款公債費、1項公債費は、12億5,806万5,000円で、対前年6.3%の減であります。

382ページをお願いいたします。9款予備費、1項予備費は、3億円で、対前年同額であります。

○鈴木（真）委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在、33名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。小芝新委員。

○小芝委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

私からは、109ページの防犯設備整備補助金と、同じページの喫煙環境整備事業補助金についてお伺いいたします。

まず、防犯設備整備補助金についてお伺いします。地域回りをする中で、区内全域の公園の中に防犯カメラが設置されるという話をよくしておるのですが、地域のとりわけ町会の中心で活動されている役員から先日相談を受けました。その相談といたしますのは、町会の中に新しく防犯カメラを設置したいのだけれども、町会では負担することは厳しいという相談でございました。品川区では、東京都の地域における見守り活動支援事業を活用しまして、町会等が防犯カメラを購入する際の補助金交付要綱を定めていますが、この補助金の制度が思ったほど伝わっていないのかという印象がございました。そこで、まず1つ目の質問ですが、どんな形で町会に防犯カメラ設置の補助の話がされているのでしょうか。基本的に申請されるのを待つ形なのか、それとも町会長が集まる会議などで、こういう補助があるけどどうですかみたいな促しがなされているのでしょうか。

町会役員の方は、町会の防犯カメラを設置するに当たって補助金が出ることを知りませんでした。中心で活動されているのになぜ知らないのかと思ひまして、区のホームページを見てみたのですが、確かに、ランニングコストを補助する制度があることはすぐに見つかりました。しかしながら、新しく設置することへの補助についてはなかなか見つかりませんでした。「品川区」、「防犯カメラ」で検索をしますと、ある防犯カメラを扱っている会社のホームページに飛びました。都内で防犯カメラ設置の補助金を出している自治体のリストが出てきたのですが、そこには残念ながら品川区が載っていませんでした。それどころか、補助金を出していないという誤った情報まで出ている始末でした。検索を続けまして、ようやく、防犯カメラ設置補助の制度を見つけましたが、主に商店街を対象とした防犯設備整備の補助金交付要綱でございました。会派の先輩方から、町会でも防犯カメラ設置の補助があることは聞いておりましたので、改めまして検索をすると、品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱が、町会や自治会などを対象にした防犯カメラを購入する場合の補助金交付制度であることがわかったのであります。

地域の方がこの要綱を見つけるには、相当時間がかかると思います。もちろん担当の所管に聞けばすぐわかると思うのですが、地域に住む人が、この品川区が23区で断トツに防犯カメラを設置していること、すなわち防犯に相当力を入れていることが、なかなかわからないのではないのかと思うのです。東京都の地域における見守り活動支援事業の補助を活用しまして品川区がこれまでに展開されてきた防犯活動、もちろんそれは地域の町会や自治会、また商店街の方々の防犯意識の高さゆえの活動ですが、その実績を堂々とホームページで知らしめてもいいのではないかと思います。品川区が23区で断トツに防犯カメラを設置しているのだということを、ホームページやSNSなどでPRするだけでも、一定の防犯効果にもつながると思います。その点、区としましてPRをご検討されていますでしょうか。

以上、2点についてお答え願います。

○黨生活安全担当課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

防犯カメラの補助につきましては、町会・自治会に3冊ずつ配布しております「町会・自治会ハンドブック」の中で、制度の説明そして補助率、申し込みの窓口などを載せさせていただいているところで

ございます。ただいま委員からご指摘をいただきました。大変反省しております。ご指摘を踏まえまして、さらに周知が図られるように、役員たちだけではなくて、地域の人一人ひとりにわかっていただけるように、例えばホームページで周知を図るなど、何ができるのか、しっかりと検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○小芝委員 前向きなご回答をありがとうございました。

続きまして、喫煙環境整備事業補助金についてお聞きします。昨年の決算特別委員会で質問いたしました、大井町の城南信用金庫前にあります喫煙所を含めて、来年度、コンテナ型の喫煙所を設置する予定であると、プレス発表の資料で拝見しました。かねてより、あの喫煙所は信号の手前にあります。そういうことから、通行人からも、煙がそのまま顔にかかってくるなど、ほかにも苦情のある喫煙所はありますが、群を抜いて苦情の多かった喫煙所が、あの喫煙所でした。その喫煙所を、受動喫煙の影響を抑える意味で効果のあるコンテナ型に変更して設置するということは、多くの非喫煙者にとっては救われた思いであると考えます。コンテナ型喫煙所は、まちなかに置かれています喫煙所に比べれば、格段の費用がかかるわけですが、喫煙者の喫煙の自由と、また受動喫煙防止という政策とのバランスを均等にしたものであると考えております。今後も、コンテナ型喫煙所を増やすことで、受動喫煙の防止を徹底していくとともに、喫煙者の喫煙する自由を極端に奪うことのない施策の推進を望みますが、区のお考えをお聞かせください。

続きまして、補助金に関連しまして、東京都は都内の中小飲食店・宿泊施設が行う受動喫煙防止対策を支援する事業を展開されています。これは、都内の対象となる中小飲食店や宿泊施設が喫煙専用スペースを設置する場合に、都から設置費用の10分の9が補助される制度なのですが、この制度を知らない地域の飲食店の方々から、「4月に入れば、これまでお店の中でたばこを吸っていた方が来なくなるかもしれない。売り上げにも響いてくる。どうしたらいいのか」という相談をよく受けます。4月1日から、飲食店の中で飲食を伴う喫煙が禁止されると、例えば、たばこを吸いながらコーヒーを飲むという喫煙者にとりましては、至福の一時を奪ってしまう結果となるわけでございます。その場合、外で喫煙所が近くになれば、ポイ捨てがどうしても増えてくると私は思います。ですので、せめて電柱などに喫煙可能な場所を提示するとか、また、今以上に喫煙場所を増やすなどの対策が必要になってくると考えますが、ご検討されていますでしょうか。また、喫煙専用スペースを設置する場合の東京都による補助金制度は、1月31日をもって受け付けを終わったそうなのですが、それ以降で、区内飲食店への区独自の補助などは考えていますでしょうか。お答え願います。

○黨生活安全担当課長 私からは、喫煙所に関するご質問についてお答えを申し上げます。

担当の大きな目標、方針といたしましては、少なくとも現在管理をさせていただいている指定喫煙所は、灰皿が露天状態にならないように、何らかの設備をしたいと考えております。大変簡単なことではないというのは承知しておりますが、閉鎖型の分煙施設が望ましいということもございます。現在の指定喫煙所で、分煙設備を設けることができないような場所につきましては、近隣に何とか適地を見つけまして、そこに移設するなどして、コンテナ型の閉鎖型分煙設備を導入する努力を続けてまいりたいと思います。

○高山健康課長 私からは、飲食店における受動喫煙対策についてのご質問にお答えいたします。区独自の喫煙スペースの補助という仕組みは持っておりませんが、そうした施設を設けようとする方へのアドバイザー派遣などの事業の展開を、来年度、予定しているところでございます。加えまして、飲食店においては、小さいところ、中小の飲食店ですと、基本的にはそうしたスペースが設けられないかと

思いますので、そうした屋内における禁煙についてのきちんとした店頭表示をするよう、せんだって、全飲食店にシートを送付いたしまして、店頭、入り口付近で掲出をお願いしているところがございます。

○小芝委員 今後も受動喫煙を防いでもらえるように、施策の実現を進めてもらいますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、せお委員。

○せお委員 質問の前に、1つお願いなのですが、こちらのお部屋は換気を積極的にしていただきたいと思います。ここにいる方が集団感染されたら品川区は成り立ちませんので、何とぞよろしくお願いいたします。

私からは、89ページ、感染症予防費、149ページ、広告料収入についてお伺いします。

まずは感染症予防費ですが、充当事業に感染症対策事業とあります。これは具体的にはどのような事業なのか、お聞かせください。

○鷹箸保健予防課長 感染症対策事業でございますが、区で実施しているさまざまな感染症対策に使用している事業のもろもろが含まれております。

○せお委員 今回の新型コロナウイルス感染症に関する予算は、昨日からご答弁がさまざまありますように、基本的には予備費を使うということになるかと思えます。このような緊急事態ですので、区民の皆様健康と命を守るために予算を使用していただきたいと思っています。

今週の月曜日に政府の専門家会議において、若者が感染を拡大させている可能性があるという発表がありました。先ほど申し上げました換気もそうです。換気の悪い場所で集団感染しています。これは、私が外を歩いたときにも感じました。私は数人の、20代と思われる若者にインタビューしましたが、ほとんどの方が、新型コロナウイルスは自分には関係ないので意識していないとのことでした。自分には関係ない。自分が若いころもそう思っていました。ただ、今はそんな時代ではないです。新型コロナウイルスには現在、特効薬やワクチンがないです。自分が感染してしまうと、周囲の高齢者や持病をお持ちの方、呼吸器系が弱い方などに影響があるかもしれないということを、国民全体が意識しなければならないと思います。もちろん、常に過剰に意識しなくてもよいのですが、公共交通機関や公共施設を利用する際は意識して、感染対策をしていただきたいです。

そこでお聞きしたいのですが、この意識を持っていただくため、まずは喫緊で品川区においても啓発しなければなりません。そして、今回のことを将来に活かしていくために、小学校などから感染症対策について教育していく必要があるかと思えますが、現状はどのような教育を行っているのか、この2点をお聞かせください。

○鷹箸保健予防課長 今般の新型コロナウイルス感染症に関しましては、区で対策本部を立ち上げる以前より、わかっている範囲で、いち早く情報をホームページに載せるとともに、区報には2月21日号を皮切りに、ここのところ毎号、一番見やすいところに、電話相談窓口の番号といったものの拡充されたものを載せさせていただきまして、区民への啓発に努めているところでございます。

○大関教育総合支援センター長 感染症予防対策に関する子どもたちへの教育の部分に関しましては、保健体育の教科書を用いまして、各学校、適正に、発達段階に応じた学習指導を行っております。

○せお委員 私が一般質問でも取り上げましたが、共生社会というところです。このようなときは、高齢者や呼吸器系が弱い方など、みんなで助け合って、ともに生きるということが大切です。今は元気でも、いつ自分がどのような病気になるかもわかりません。皆さんがそのことを頭の隅に置いていただき、助け合っただけのように支援をお願いいたします。そして、今後のためには、教育でそれを教

えていくことはとても重要となりますので、ぜひ積極的にお願いいたします。

次に、広告料収入のほうに移ります。予算書の説明にある「広報しながら広告料等」の「等」には何があるのか、代表的なもので結構ですのでお聞かせください。

○立木経理課長 こちらの「等」の部分でございますけれども、こちらは経理課で所管しております広告料収入になっておりまして、周辺案内板、これは本庁舎のロビーに置いてあるもの、それから戸籍の番号案内表示システム、あと証明写真機を2台設置してございますが、そちらの収入ということで、225万円ほど計上させていただいております。

○せお委員 品川区の財源確保として、広告料収入というのはとても身近な方法だと思います。積極的にさまざまな場所に品川区の企業や事業者の広告を展開していただければ、相互に利点があり、品川区全体が活性化するとも思います。例えば区有施設をさらに活用すべきかと思います。地域センター、文化センターや児童センターなど、これから改修工事に入るところもあるかと思いますので、それを機に広告を入れていただいたり、一方では建物の空間というか場所を利用して、カフェやパン屋などの飲食店や雑貨屋など民間企業にお貸しして、さらには高齢者や障害者を雇用していただくよう品川区が支援していただければ利点が増えます。現在は、庁舎2階のリサイクルショップでまさにそこを行っていると思うのですが、障害者の雇用が課題となっておりますので、こういったところを増やしていくことは今後検討しているのかどうか。広告のことと、あわせて2点お聞かせください。

○立木経理課長 まず、庁舎、建物等の使用に関してでございますけれども、区の庁舎等は行政財産という形になってございます。行政財産を、その用途に使用するのが妨げない場合に関しまして、目的外使用ということで、使用許可を出した上で使っていただくということができるようになってございます。そうしたときに、やはり使用許可、例えば税外収入を上げるための部分に関しましては、いろいろ公平性や競争性も担保した上で、さまざまな手法で使っていただくを決めるというようなことをやった上で、税外収入というところも上がってくるところだと思っております。そういったところの手法と、あと、こういったところができるのかというのを、これからも引き続き、いろいろな手法を検討してまいりますと考えております。

○松山障害者福祉課長 障害者雇用についてご質問いただきました。庁舎内につきましては、先ほど経理課長が答弁したとおりでございますが、障害者雇用につきましては、今後、やはり福祉的な就労から、あるいは一般的な企業への就職をご希望される方が多くなってございます。区内のさまざまな中小企業を含めた形あるいは大企業も含めて、短時間就労といった新たな手法も含めまして雇用を進めていきたいと思っております。

○せお委員 ぜひ積極的に、空いている場所を活用していただいて、雇用も検討していただきたいと思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、つる委員。

○つる委員 110ページ、民生費補助金、95ページ、保育対策総合支援事業費補助金、141ページ、繰越金、382ページ、予備費、151ページ、生活支援型一時保育、56ページの財政調整交付金等について伺っていききたいと思います。

まず補助金関係。これは、都と国それぞれに関連して伺っていききたいのと、繰越金、予備費については、イベント等の中止にかかわる関連について、生活支援型一時保育については庁舎のオアシスルーム等について伺っていききたいと思うのですが、まず補助金等の活用に関連してということなのですが、昨年12月6日に、議員立法であります、改正母子保健法、通称産後ケア法が公布されました。その

中で、もう既に品川区は、しながわネウボラネットワークとして、全国の自治体に先駆けて産後ケア事業を推進していただいている現状があります。改正母子保健法、産後ケア法の中では、まだ実施していないところに対する推進や、また対象の期間といましようか、それが、通例として産後4か月等を中心として実施されてきた産後ケア事業について、法律にしっかりと明文化されて、出産後1年を経過しない女子・乳児ということで明記されたわけであります。

施行については、公布の日から2年を過ぎないうちに施行されるというふうになっておりますが、今回、ポイントとしては、4か月を目安とされていたものが、1年ということで、しっかりと明記されたことが非常に重要である。また、厚生労働省からは各自治体に対して、こうした法案が成立したこと、公布されたことをしっかりと丁寧に説明していくというようなことも、国会の場では質疑されているところであります。既に各事業の実施については、品川区としては行っているところがございますけれども、今申し上げた対象期間については、4か月、6か月ということでされているところが現状あるかと思えます。また、大きな特徴としても、アウトリーチの訪問型の事業も行っているところでもあります。また、大きな特徴としても、アウトリーチの訪問型の事業も行っているところでもあります。まず、この改正母子保健法、産後ケア法について、2年を超えない範囲での施行ということになっていますが、何か、国から自治体に対して、そうした動き、いつごろしっかりとした法としての施行になるのか。また、そうした施行がなくても、独自でこれまで取り組んできたことについて、先行して期間の緩和等について区としてできるのかどうか。まずそこを、そもそものところを教えてください。

○仁平品川保健センター所長 母子保健法の一部改正にかかわる件でございますけれども、まだ詳細等は国からこちらに示されていないわけでございますが、事前情報等に基づきまして、今までも品川区は産後ケア事業等に取り組んでまいりまして、それぞれの月齢に合わせた支援サービスを行っているところでございますので、従来から、わりと幅広に対応ができていたかと考えておりまして、引き続き今後とも事業の充実に努めていきたいと考えております。

○つる委員 今、ご答弁の中に、さまざま幅広に対応ということでありましたけれども、事業が利用できる期間については、全国的な規模のアンケート等にもよりますけれども、やはりさまざまな理由で、例えば今、晩婚・晩産という中で、出産年齢が上がっている。また、さまざまな事情で多胎児が増えている。こうしたこともある中で、低出生体重児については、入院している期間が長いことによって、いざ自宅に戻ったときに、産後ケア事業を利用したいと思っても、既に4か月ないし6か月が経過している。こうした実態も現実としてはあるわけでございまして、今回の改正については、そうした現状も含めて、またそうしたお母さんたちのお声を受けて、その期間が法律でもしっかりと明記されたということがあるわけであります。国の施行がされた後、しっかりとという部分もございまして、先行して、例えば品川区としても、その期間の緩和といったことに積極的に、今後、検討していただきたいという思いがあるわけでございます。

そうしたことも含めまして、具体的には民生費や衛生費の中で、現状の確認も含めて、質疑を深めていきたいと思っておりますが、今日は歳入ですので、そうしたさまざまな取り組みに際しては、具体的な、必要となる財源が非常に大事なわけでございます。そうした観点で、110ページの民生費補助金、都の補助金のところで伺っていきたく思うのですが、今回、東京都で、「とうきょうママパパ応援事業」として、多胎児家庭支援事業が新設されたわけであります。これは、そうしたメニューがつけられて、自治体にもそうした予算が計上されるという説明が直前だったということもあろうかと思っておりますが、当

初予算には、これは入っていないという認識でいますけれども、「とうきょうママパパ応援事業」について現状の認識と、今後の品川区が、この補助金を活用して、そうした事業を展開していくかということとを伺っていきたく思うのですが、さらにそのメニューの中では、多胎ピアサポート事業、移動経費補助、これは年間2万4,000円が上限で出る。乳幼児健診ですとか、そうしたときにも使える。それから多胎児家庭サポーター事業ということで、これは、品川区では既に産後ドゥーラとして推進していただいておりますけれども、東京都のほうは、多胎児家庭サポーター事業として、ベビーシッターを利用した際に、0歳であれば240時間、1歳であれば180時間、2歳であれば120時間、1時間当たり2,700円補助しますという内容であるわけでありましたが、既存のものを含めて上乗せの活用等、そうしたことをやっていくことが非常に大事であると思っておりますけれども、その辺の考え方について教えてください。

○崎村児童相談担当課長 今、委員からご紹介がありましたように、「とうきょうママパパ応援事業」というのが、令和2年度予算に、東京都の予算で計上されているというのは認識しております。その中で、多胎児家庭支援事業のうちの家事育児サポーターの部分につきましては、今、委員からご紹介がありましたように、産後ドゥーラのサービスと若干かぶる部分がございます。東京都の事業ですと、産後ドゥーラのほかに、ベビーシッターや家事支援ヘルパーを派遣して育児支援や外出補助を実施した場合に、時間単価で助成が出るというような内容になっております。こちらは、先月、児童主管課長会がありましたけれども、都からまだ概要の説明があっただけでして、詳細につきましては、まだ利用形態や支援の内容、また補助形態などの説明がございませんでしたので、今後そちらの詳細が出ましたら、その導入について検討してまいりたいと考えております。

○つる委員 今、詳細の説明があつたら検討していきたくというご答弁をいただきました。非常に、補助金で、ちょっと不確定ですけど、たしか今、現状、5年が年限ということで、補助金の設定がされているかと思いますが、ただ、これまでのさまざまな補助金事業については、議会からも含めて、また各自治体からの要望もあると思うのですが、延長されたり、そうしたこともあるかと思いますが、ただ、示されている事業については、その財源がどこであろうと、非常に重要な事業でありまして、冒頭、確認させていただいた改正母子保健法の理念から言っても、積極的に品川区が全国の自治体に先駆けて、都の補助金を活用して推進していく、事業を展開していくということが、やはり期待されますので、詳細の説明がおりてきた際には早目にそういう展開がされるように、ぜひお願いしたいと思います。

また、今、産後ドゥーラを品川区としてやっていただいておりますけれども、ここについては、申請方法等についても、既に区議会公明党で知事に対して具体的に質問させていただきまして、各自治体で申請しやすい、また利用者が利用しやすい、そうした制度の工夫を自治体にも働きかけていく、配慮についても求めていくということでもございました。なので、その辺は、既存の仕組み、また東京都の上乗せの部分の活用についても、利用者にとって非常にやりやすい仕組みをしっかりと検討していただきたいと思っております。

また、具体的なところは民生費、衛生費のほうでやっていきたく思うのですが、多胎ピアサポートが非常にポイントだと伺っている部分もございます。私の姉も双子でして、昭和48年生まれですから、そういう当時の双子ですから非常に珍しい時代だったかと思うのですが、今、双子以上を抱えていらっしゃるご家庭のお母さんからの声と、当時の母親の奮闘を照らし合わせると、やはり同じ経験則が見受けられます。やはり、1人におっぱいをあげていて、片方が泣きわめく。やっと1人寝かしつけたら、またもう一人が起きる。このエンドレスが、今まさにある。ただ、その当時は我が家においては祖父母

がいて、そのサポートが家庭内の中で、きっとソーシャルワークが機能、働いていたわけでありますけれども、今のご家庭にとっては、ずっとこの間言われている、まさに孤独に育てる「孤育て」という中では、そうした多胎に対する理解促進、わかってもらえるということが非常に大事ということで生まれたのが多胎ピアサポート事業ということであるかと思っておりますので、細かいところはまた民生費、衛生費で伺っていきたいと思います。

また、東京都では、ベビーシッター利用支援事業についても、10分の10についているところであります。これは、通常の保育を必要とすることだけではなく、一時預かりでも利用可能になったということで、1時間当たり2,500円が補助されるということでありますが、そこも含めて、ぜひご検討いただきたいと思います。

次にいきたいと思います。次は保育対策総合支援事業費補助金ということで、これは国のほうの補助金ということですが、その中で今回、国からまたメニューとして設定された、保育所等における要支援児童等対応推進事業。これは新規ということで、各園、複数の園に地域連携推進員、これは仮称でありますけれども、配置をしていく。そうしたものがメニューとして用意されました。こちらについては、市区町村についても4分の1の持ち出しがあるという取り組みでありますけれども、今、現状、要保護児童対策地域協議会に、各園の園長などがしっかりと、園児、また親御さんの状況等を把握して、情報共有を図られて、児童相談所等に、虐待、ハイリスクになるのを、川で例えれば上流の部分でしっかりとケアをしていく、未然に防いでいく対策が、現状もとられている認識でありますけれども、ただ一方で、通常の園長としての業務、また中心となる保育士等の業務に、やはり負担増になってはいけないというところもある中で、こうした支援メニューができたと理解しておりますけれども、この地域連携推進員についての考え方もあわせて教えてください。

○崎村児童相談担当課長 保育の補助金に関することですが、今ご紹介がありましたように、要保護児童対策地域協議会、各園にそういった仕事をしていただいておりますので、私からご回答させていただきます。

今、委員からありましたように、各地区、13地区で、児童センターを核として、要保護児童対策地域協議会の地域分科会というのを開催しております。そこでは公立・私立の保育園のほかに、幼稚園、学校、保健センターなど、子どもに関する各機関が、顔の見える関係づくりというのを目的に、情報共有・意見交換を行っているところでございます。

各委員につきましては、やはり園長先生、また担任の先生をはじめ、日ごろから子どもやその親と接する現場の保育士の方々に、保護者の状況に応じた相談支援という仕事については力をつけていただきたいと思います。今も、児童相談担当の部署としては、この地域連携推進員というものを置く、逆に保護者対応への当事者意識というものがなくなるのではないかと、若干懸念する部分ではあります。ただ、今、委員からありましたように、保育園の運営の円滑化という目的で、こういった方々、地域連携推進員というものが置かれた場合には、この推進員が配置された保育園等と連携を図りながら、児童虐待の未然防止・早期発見に努めてまいりたいと考えております。

○つる委員 今まさにご答弁いただいたとおりであるかと思っております。その既存でやっていたら、また人間関係、また信頼関係というものが当然必要になってくる中で、また一方で、まさに保育ソーシャルワークを活用されている園が今後出てきたときに、品川区としても、確かに4分の1の持ち出しというのが当然あるわけでありますが、今ご答弁いただいた内容も含めて、未然に、本当にハイリスクになる前に、まさに上流の上流でしっかりとケアをしていく。そうしたことが品川区でもしっかりと

と十二分に発揮される体制をとっていただきたいと思います。

また、何度も繰り返しになりますけれど、また民生費、衛生費で具体的なところは確認させていただきたいと思いますが、先ほど紹介させていただいた「とうきょうママパパ応援事業」、その各事業、また今の保育ソーシャルワークにかかわる地域連携推進員の活用等について、ぜひ積極的に検討していただきたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 私からは、139ページ、財産収入の中の不動産売却収入、第一日野小学校跡地について質問します。

私はこの項目を見て驚きました。これは、品川区がみずから進んで、東京都が行う放射第2号線道路の用地買収に応じるということなののでしょうか。もしそうであるなら、第一日野小学校のグラウンドのところだと思うのですが、そうなののでしょうか。その場合、どのくらいの広さなののでしょうか。そして、それはグラウンドのどのくらいの割合なののでしょうか。お教えてください。

○有馬庶務課長 第一日野小学校の部分ですけれども、第一日野小学校の敷地につきましては、擁壁で囲まれているような部分がございます。現在、ひび割れや、コンクリートの剥落あるいは弱化というようなことが見られておりまして、もう部分改修では追いつかないということで、全面改修の時期に来ていると判断しております。また、校舎から校庭における歩道橋についても老朽化が見られるということで、学校側としては、子どもの安全確保・安全対策のために、ここはぜひ改修したいということで、今回、工事をお願いしているところでございます。そのときに、委員がおっしゃるとおり、放射第2号線の網がかかっているということで、その部分はセットバックするというようなことでの計画でございます。その面積につきましては、現在の校庭が全部で4,452.62平米ございまして、そのうちの505.17平米、率にして11.3%の部分に当たるものでございます。

○おくの委員 つまりは、放射第2号線を含む特定整備路線の都市計画のために、結局は品川区は学校用地を失う。奪われるような羽目になってしまったということだと思います。しかも、その広さ、割合というのが1割以上で、1割以上という、それなりに相当に広い大きさだと思います。例えば今、品川区役所でも庁舎の建て替えが問題になっていますけれども、この建て替えが例えば敷地を1割以上失った上で、それを前提に考えなければならないとしたら、大問題になるのだと思います。特定整備路線という都市計画は、品川区の学校用地にこういう弊害をもたらそうとしている。そういうことだと思います。しかも、この都市計画道路は東京都が品川区に一方的に押しつけているものではなくて、濱野区長自身のみずから要望し、招いている都市計画道路ですから、この都市計画道路が引き起こす弊害はなおさら問題だと私は思います。このような弊害を招くという意味でも、この都市計画道路を廃止すべきだと思います。

それで、この放射第2号線ですけれども、私は一般質問でも質問しましたが、十分なご答弁をいただけたとは思いませんでした。そこで、これを機にまず伺いたいと思います。名古屋市では、周辺道路の交通量が約1割減少していることから、新たに道路をつくる理由がなくなったとして、都市計画を廃止いたしました。放射第2号線の周辺道路である中原街道でも、平成9年から平成27年にかけて、交通量が1割どころではなくて2割5分、25%減っています。名古屋市のケース以上に、都市計画道路は、この点からすれば廃止すべきだと思います。この点から、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 特定整備路線、都市計画道路の必要性でございますが、委員から交通上のお話もいただきましたが、都市計画道路は、その路線1本ではなくて、全体的な道路交通網に沿って、交通

道路としての必要性が検証されて、位置づけられているというものでございます。あわせて、この地域を含めてですが、木密の地域を含めて、一方で防災性の向上というところの大きな役割も担ってございます。延焼遮断帯の形成というところでございます。こうした道路ネットワーク、延焼遮断帯の形成、防災性の向上という観点からも、特定整備路線は、区としても必要な事業だと捉えているものでございます。

○おくの委員 私が伺ったのは、交通上の必要性から説明できるのかという点です。何回もほかの議員からも質問してきたのですが、この点での十分な理由を伺うことはできませんでした。

さらに伺います。放射第2号線が通る地域の火災危険度は、5段階評価で低いほうから2番目の2であります。そもそも、防災のために巨大道路などつくる必要はないと思われまます。まさに今問題になっている、第一日野小学校がある地域が、この地域です。これでどうして防災上危険で、この地域に道路をつくらなければいけないのでしょうか。

そしてもう一つ、放射第2号線をつくる地域で、火災危険度3である地域には星薬科大学があります。実際に、広い星薬科大学が防災の役割を果たしています。ところが、この道路によって、星薬科大学は壊されることになってしまいます。壊した上で、防災を理由に道路をつくろうとするわけです。防災が理由だというのなら、この地域の防災を高めるといふのなら、そもそも防災の役割を果たしている星薬科大学を壊すべきではないと思います。防災のためには、この星薬科大学は壊すべきではないと思います。これらの点はいかがでしょうか。お伺いいたします。

○高梨木密整備推進課長 特定整備路線としての放射第2号線の必要性というところなのですが、特定整備路線は、その道路が通る沿道の防災性の向上だけではなく、特に、この特定整備路線、区内に3路線ある、荏原地域を中心とした木密地域は、木密地域の中でもさらに甚大な被害が予想されている整備地域として、東京都の上位計画でも位置づけがある地域でございます。この整備地域全体での大規模な延焼火災を食いとめるために、延焼遮断帯として、また大規模火災から逃げる避難・救援路として、特定整備路線は、地域全体の防災性の向上に必要な道路である。このように考えているところでございます。

○鈴木都市計画課長 ただいま、特定の施設についてご質問いただきましたけれども、やはり地域の防災性の向上のため、延焼遮断帯の形成のためには、路線としての、線としてのつながり、延焼遮断帯の形成が必要だということで、東京都が進めているものでございますので、特定整備路線の整備は必要だということでございます。それで、今ご質問いただいた地域や施設については、この地で今後も機能を果たしていただけるように、都からは丁寧な説明・協議を引き続き続けていただけるように、区としては都に伝えているところでございます。

○おくの委員 私が申し上げたのは、要するに交通上の必要性とか、それから防災上の必要性を言いながら、一個一個問いただしていくと、やはり説明できないのです。つながりとか、広がりとか、全体としてとか、あるいはこれまでの議会での答弁であれば総合的にとか、そういうふうにはしか言えないわけです。結局は、井勘定のようなごまかしの説明しかできない、そういう都市計画道路なのです。それで、結果として、今回の第一日野小学校、大切な学校用地を売らざるを得なくなるような弊害をもたらしてしまうような都市計画道路なのです。結局、これは害悪しかないような都市計画道路だということで、廃止すべきだということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 51ページ、特別区民税。来年度は今年度に比較して、34億で7.6%の増になって

いますが、この根拠を具体的に教えてください。

次が56ページ、特別区財政調整交付金ですが、こちらは、かた目に見込んでこういう数字になったのか。調整3税のうち最大の固定資産税が、改正から3年で、今回はその影響を受けないのですけれども、その辺についても具体的な根拠を教えてください。予算ということでお伺いしたいのですけれども、現在の品川区の財政力指数は幾つなのか教えていただきたいのと、その中で公金という意味でお伺いしたいのですけれども、新聞で読みました。題が「銀行は預金は要らない」というやつなのです。それで、自治体の預け先が、入札で辞退が次々に出ていると。入札がうまくいかないと。銀行は、公金を預けないでくださいというふうになっていますということなのですけれども、品川区において現況はどうか教えてください。

それと、69ページの知的障害者のグループホームなのですけれども、現在、区立だけで24個だと思えますが、知的障害者の入所施設やグループホームが足りないと言われてはいますが、グループホームについては区内には全体で何個あり、当面の目標の個数を教えてください。

それと、71ページ、社会福祉法人貸与住宅使用料なのですけれども、一般質問でもお伺いしましたが、いわゆる福祉人材の確保が難航しているのですけれども、その中で賃金とともに大きな要素が住宅の確保だと思っております。これを通じて、单身の方に絞ってお聞きしますが、8戸で373万4,000円なので、一戸あたりは月にすると3万9,000円になると思いますが、これは、標準的に幾らになるものが、幾らで法人に貸し出されて、実際に職員は幾らで借りているのか、どういう計算式になるのか教えてください。

次が73ページ、障害児者総合支援施設の使用料なのですけれども、これは予算書を見ると、使用料が100回となっています。こんな大きな施設で、何の使用料が100回なのか。もうちょっと丁寧に書いて、細かい数字を出すべきだと私は思うのですけれども、思うだけではなくて、実際にどうなっているのか、ちゃんと100回の内訳を教えてください。

次に105ページ、民生委員の推薦会費。これは、昨年、民生委員が3年に1度の改選期だったと思えますが、最近では全国的になり手が少なく、埋まらない地域があるということを聞いていますが、区も地域福祉の担い手で、ある意味、かなめだと私は思っているのですけれども、現況と課題、それと担当課として課題の解決をどういうふうにしていっているのか、どう考えているのか教えてください。

次に149ページ、会計年度任用職員なのですけれども、非常勤職員の制度が変わります。それで確認なのですけれども、賞与、ボーナスが出ると思うのですけれども、いわゆる月給などで換算されてしまっても年収ベースでは変わらないのか、それとも違うのか。そして、この制度の変更によって、応募してくる人数の増減というのはどう考えているのか、教えてください。

最後に、155ページ、派遣職員給与費負担金なのですけれども、3行上に被災地派遣の方が計上してありますので、それ以外の方だと思いますが、すごく金額が中途半端なのです。正規職員の若手1人分の半分ぐらいしかないと思うのですけど、これはどういう派遣なのか。それと、どういう金額が出ているのか教えてください。

○伊東税務課長 区民税のところでございますけれども、現状、この間、人口の増というのは何年かずっと続いている状況にあります。その中でも生産年齢人口が増えているということでございますので、そういう意味で、今回、令和2年度の予算算定におきましては、納税義務者の増というところと、あと金融環境も改善されているというところがございますので、それを見まして、前年比で見ますと大きな数字にはなりませんけれども、これは今年度の決算見込みも踏まえまして、こういう見積もりをしたところ

でございます。

○品川財政課長 財政調整でございますが、今回、要因としては、やはり法人住民税が国税化されたこと、それから全体的には、これは東京都のフレーム予算が出ているのですけれども、その予算を見ますと、固定資産税はやや増という形で東京都も見積もっています。それから法人住民税国税化に当たって、法人事業税という国税があるのですけれども、ここから一部、財政調整のほうにお金が入ってくるというところがあります。こういったところの要素を勘案しまして、基本的には昨日出しました最終補正の予算額をベースにしまして、そういう来年に向けての要因を差し引きして、今回の令和2年度予算という形で計算しているところでございます。

それから、財政力指数につきましては0.55となっております。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねの区内のグループホームの設置数ですけれども、14カ所、それから定員が88人ということでございます。

次に、目標値についてでございますが、来年度、計画策定委員会がございますので、現在、基礎調査を行っております。その結果をもとに、具体的な目標値というのを設定していきたいと考えております。

○寺嶋高齢者福祉課長 社会福祉法人への貸与住宅の使用料ですけれども、品川区の職員住宅の一部を社会福祉法人の職員に対して貸与するといったもので、単身で月額3万8,900円でございます。こちらの金額は、法人からの収入ということでこの金額になっておりまして、ご本人から幾ら負担していただいているかは法人によって差があると聞いております。それで、法人ごとに要件をつけまして、例えば緊急時に駆けつけてもらう方を入れるとか、そういったいろいろな法人内のルールによって設定はされているところと聞いております。

○築山障害者施策推進担当課長 私からは、障害児者総合支援施設の多目的室利用における収入についてご説明いたします。

100回の内訳でございますが、こちらにつきましては、有料での使用となる使用料の件数の見込みとなっております。10回から十二、三回、月の利用ということで見込んでおります。ただし、現状を見ますと、障害児者の福祉増進のために使う場合は、現在無料で使うことができますので、実態としては無料で使用される方が多くなるのではないかと見込んでおります。

○齋藤会計管理者 区の定期の預け入れでございますが、金融緩和の関係もございまして、預託できない状況が続いておりますが、区では、みずほ銀行と中央労働金庫にだけ定期預金をお預かりいただいております。

○大串福祉計画課長 民生委員に関してのご質問でございます。民生委員は、品川区の場合は定数299名、それから主任児童委員が26名ということで、合計325名が定数になっております。

2月1日時点で充足率としては88%ということになっております。ただ、まだ不在の地区がございますので、今後の課題としては、不在の地区を早急に埋めていきたいと考えております。そのためには、やはり町会・自治会長の皆様方にご説明をさせていただき、ご理解をいただきながら推薦をいただきたいと思っておりますし、また民生委員の業務が負担だというお話は多々伺っているところでございます。そうした負担軽減といったところでは、例えば支え愛・ほっとステーションといったものを全地区展開しながら民生委員と連携を図っておりますので、今後ともそういった形で、民生委員ご自身の業務の負担をなくすように、こちらでも工夫をしていきたいと考えております。

○黒田人事課長 それでは、会計年度任用職員等の社会保険料でございますが、148ページにございます、前年比2,895万5,000円増というのが、会計年度任用職員の、いわゆる期末手当、ボー

ナス分に係る社会保険料の増ということになってございまして、期末手当の分が、これまでの報酬よりプラスされているということで、年収ベースで言いますと、期末手当分がプラスになる。月で割り返してということではございません。ちなみに、金額につきましては、歳出になりますが、一般会計ですと、給与費明細が390ページにございまして、会計年度任用職員の期末手当としまして、一般会計分で3億9,100万円余を計上しておりまして、特別会計を合わせまして4億700万円ほどを見込んでいるところでございまして。

人数でございまして、現時点では例年と同規模の任用を考えておりまして、大体、全体で1,300人ほど見込んでいるところでございまして。

あと、派遣職員給与費負担金でございまして、こちらは、JICA、国際協力機構への派遣職員の人件費負担なのですが、これは人件費の8割をJICAが見るというようなことになっておりまして、その積算になっておりますので、ちょっと細かい端数が出ているというところでございます。

○藤原委員 財政力指数が0.55。品川区は健全財政なのですね。私は、1に近いほど健全財政と思っておりましたけれども、0.55という数字は、今、え、と思いました。ちょっと前まで0.57でしたよね。それがまた落ちたと。また、財政調整などいろいろ関係があると思うのですけれども、1に近いという感覚で思っておりましたので、その辺について説明していただきたいと思っております。

それと、公金の預かりの件なのですけれども、これはマイナス金利ですね。マイナス金利というのがあって、普通は、金融機関は金利をつけて、そして貸し出して、そして利益を得るとというのが普通の流れだと私は思うのですけれども、そういう意味において、でも景気は緩やかに回復していると政府は発表しているわけじゃないですか。でも、全然していませんよね。金利がマイナス金利で、そして今、こういう状況になっていって、預金を預けないでほしいという状況になっているわけですよね。その辺についても、これは会計管理者ではないかもしれないのですけれども、企画部として、今、日本がどういう形になっているか、どういう経済になっているかというのを把握しつつ、予算編成等もしていけないと思っておりますので、その辺についていかがでしょうか。

○品川財政課長 財政力指数のほうでございましてけれども、これは一般的には、地方自治体の地方交付税交付金をもらうための指標となっているものでございまして。ですので、全国的な計算方法があって、その中で特別区というのは、そういう計算方法とちょっと特殊な違いがあります。特別区のほうは、基本的には財政調整交付金をもらうための計算をする、基準財政需要額と基準財政収入額との、要するに基準財政需要額を分母として基準財政収入額を分子として出しているのが0.55という数字でございまして。この基準財政収入額の中には、基本的には財政調整交付金が入っていないということになっていまして。ですので、現在の区の収入の中で財政調整交付金を抜いた分で、分母が需要額というところになれば、基本的には0.55という数字が出ます。ですので、実質、財政調整交付金が入れば、ほぼ1に近い状態になるということでございます。

○柏原企画調整課長 予算の編成のあり方ですけれども、これはもう、全体といたしますか、国全体の状況も踏まえて、予算をつくっていきたくと思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、田中委員。

○田中委員 113ページ、14款2項8節児童保育費、13節児童館環境整備事業補助金と、135ページ、3項4節オリンピック・パラリンピック教育推進校委託金、53ページ、2款3項森林環境譲与税、138ページ、15款2項財産売却収入です。

まず、113ページです。品川・生活者ネットワークはこれまでも、保育の質の確保を目的に、保育

士の処遇改善を求めてきました。その中で、2018年12月の文教委員会で、都のキャリアアップ補助金と国の処遇改善等加算の両方を合わせた賃金改善額調査報告がされたことは評価しています。しかし、所管事務調査の報告であったことから、2019年度はこの報告がされていないということです。保育士の処遇改善が必要であるということは誰もが認識していることですので、経過を見るためにも、毎年報告されるよう求めますが、いかがでしょうか。担当課には前もって、社会福祉法人以外が経営する私立認可園の管理職を除いた常勤保育士の人数と給与総額を園ごとに分けて表にしたものを資料提供いただきました。この給与の中には、都のキャリアアップ補助金と国の処遇改善等加算が含まれており、額面の金額ということでもよろしかったでしょうか。

○大澤保育支援課長 保育士等の賃金でございますけれども、個人別の給与額および改善額につきましては、毎年度、各園に調査をかけて、区として把握しているところでございます。

ご質問のありました、提供資料の給与総額でございますが、こちらは、超過勤務を含まない額面の金額ということになってございます。

○田中委員 資料提供でいただいた表からは、保育士1人に渡る大体の給与額を計算できました。その額を見ると、低いところでは、補助金も含んで23万円余となっています。額面だと、この額から、さらに保険料が差し引かれると考えると、とても低いかと思えます。補助金が、管理職ではない保育士へと渡るような制度構築が必要だと考えます。例えば、区として保育士人件費率を設定し、その基準に届かない事業者には国の助成を行わないなどの制度の構築を求めますが、いかがでしょうか。

また、公設民営保育園を区は進める方向です。保育園を民間事業者が運営するというよりも、どのような事業者がどのように保育園を運営するかが重要と、品川・生活者ネットワークは考えています。区はどのような基準で運営事業者を選んでいるのか、伺います。また、業者選定後の運営事業チェックも重要です。都のホームページ、「こぼる」では、都の補助金を受けた保育園が、補助金の受け取り要件として財務諸表を都に提出しているため、その財務諸表がホームページ上で公表されています。数字から保育園の状況が読み取れるため、とても参考になります。品川区の公設民営保育園の財務諸表も、区のホームページなどで公表し、誰もが事業状況をチェックできる体制を整え、保育の質の確保につなげるべきと考えますが、区の見解を伺います。

○大澤保育支援課長 園別の保育士の人数と給与総額から、それぞれの平均の給与額が割り出せるということだと思いますけれども、平均でありながら、高いところと低いところでは年間124万円の差があるということで、かなり園によって差がございます。もちろん、園によって保育士の年齢層が異なりますので、一概にこれをもって高い・低いという評価をするものではございませんが、委員のご指摘のありました低い園につきましては、キャリアアップ補助金や処遇改善等加算Ⅱの活用をしていないために低くなっているという現状がございます。

○吉田保育施設調整担当課長 公設民営保育園の事業者の決め方のところでございますけれども、最近ですと、旧荏原第四中学校跡地に、ほうさん保育園という保育園を公設民営として設置しております。その事業者を決める際にも、品川区でやる簡易型プロポーザル方式というのをとりまして、その中で事業者を募集いたしまして、財務諸表等を含め一定の評価をし、事業者について選定した次第でございます。

○田中委員 公設民営保育園のほうです。財務諸表でもきちんと選定されているということでしたら、ぜひ公表していただきたいと思えます。今、公設民営園に関しては、財務諸表や事業者の様子が全く見えてこないのです、そのあたりをよろしく願います。

また、私立保育園の話なのですけれども、管理職などに補助金が流用されるとか、施設にお金が活用などされるのではなくて、子どもに一番近い保育士の賃金アップにつながる仕組みを改めて求めます。見解を伺います。

次にいきます。53ページです。2019年に森林環境税が新設されました。徴収が始まるのは、東日本大震災の復興税の徴収終了後の2024年からですが、既に2019年から前倒しで配分されており、昨年の予算特別委員会の中でも質疑がありました。森林環境税の、地球温暖化防止や国土保全のための森林整備・管理という税源の趣旨には、品川・生活者ネットワークは賛同しています。しかし、目的税であるのに一般会計に入ってしまった、用途・使途が見えづらくなってしまいうことに、課題意識を持っています。復興税終了後、そのまま新設された森林環境税に税金を納めることになるということ、区民にどのように周知されているのか伺います。また、税金の活用が目的と合ったものになっているのかという確認のためにも、森林環境税の収支がわかるような管理と公表が必要だと考えますが、区の見解を伺います。

○大澤保育支援課長 私立保育園の処遇改善についてでございますけれども、処遇改善のための補助金を管理職に回して保育士に回らないということではなくて、補助金そのものを活用しない事業者がいるということです。区としては、このような制度があるので活用してほしいということで、事業者の代表に何度かお話しはしていますが、事業者として、確固たる社の方針として活用しないということで、それ以上、区としては、今のところは活用していただけないままになっているということでございます。

○吉田保育施設調整担当課長 財務諸表の公表につきましては、法人の事業活動に関する情報となりますので、現在、非公開ということにしております。

○品川財政課長 森林環境税のほうでございますけれども、区民への周知というところに関しましては、国のほうでも、森林環境税を今後どういうふうに使っていくとか、そういうところを周知しておりますので、それに伴ってやっていくという方針でございます。

それから使い道というところでございますけれども、令和2年度につきましては、早川町の「マウンテンしながわ」等、それから児童相談所の中で木材を使った内装等、そういうものをやっていくというものでございます。

○田中委員 財務諸表です。都のホームページでは、ほかの事業者たちも財務諸表は公表されています。ですので、公設民営の事業者も公表されるべきと考えます。また、補助金の活用についてのところで、保育士の賃金アップにつながる仕組みを再度求めます。よろしくをお願いします。

そして、森林環境税。森林が守れる実効性のある事業を、森林環境税が活用されるよう、品川・生活者ネットワークとして求めます。

次にいきます。113ページ、児童館環境整備事業補助金です。去年と補助金の項目が変わっており、全体的には増額となっています。その理由を、まず簡単にお知らせください。児童センターの改築は進めてほしいと思いますが、元児童センター職員からは、改築により児童センター機能が縮小されるのではないかと懸念する声が品川・生活者ネットワークに届いています。これから区立児童相談所を設置していく中で、児童相談所も大事ですが、そこに行く前に、子どもや保護者の課題を見つげられる仕組みとして、児童センターの機能はとても重要です。改築により児童センターの役割・仕組みが縮小されることはない、改めて確認させてください。また、子どもが児童センターに行きたくなる理由の一つに、そこで働く職員の存在はとても重要です。そのため、児童厚生員としての意識・意欲のある方を採用する工夫が区には必要だと考えますが、現在の採用状況とあわせてお知らせください。

○廣田子ども育成課長 補助金ですけれども、児童館環境整備事業補助金のことかと思われすけれども、こちらにつきましては、ハード面の構築のための金額となっております、前年度分の金額については、昨日、最終補正で減額補正をしておりますので、金額的にはそんなに大きく変わっているものではございません。逆に言うと、令和2年度につきましては、2館の改築工事が入りますので、金額が上がる計算になります。

それから、改築により児童センターの機能が縮小するか云々というようなご質問でしたけれども、現在、昨日のご質問でもご答弁させていただいたのですけれども、今、児童が増えている状態で、課題が山積している状態なので、機能は強化していく方向で考えております。改築するに当たって、今後については、それにあわせて18歳以上も考えていくという形で、機能は強化するという形で考えていると受け取っていただければと思います。

働く職員のやる気云々のことなのですけれども、現在、やはり年齢層が高いものと若いものということで乖離しているところで、育成は課題ではありますけれども、必要な人数については採用し、配置して育成していくという形で、今、積極的に取り組んでいるところでございます。

○田中委員 児童厚生員としての意識と意欲のある方を採用してください。児童センターは、子どもの自立や自由を保障するところです。そのように、子どもを管理するのではなくて、子どもを信じ、受け入れることができる職員を積極的に採用してほしいと求めます。

また、サンデーサポートについて伺います。利用率は高く、また父親の参加率も高い事業です。今後、事業を拡充していく考えがあるのか、また、サンデーサポートの実施どころか児童センターの情報が全く入らない学校や地域があります。先ほどもお話ししたように、児童センターは児童虐待などを早期に発見できる施設であることを、元職員も話しています。どの学校・地域でも、子ども・保護者が児童センターの情報を選べる周知方法を求めますが、見解を伺います。

○黒田人事課長 それでは、職員の採用について私のほうからお答えいたします。児童センターに勤務する職員は、特別区の任用制度では福祉職ということになりまして、必要な資格、受験資格としまして、社会福祉士もしくは児童指導員の資格を有する者、または保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者ということになりまして、区では児童センターのほか、保育園、その他福祉職場等に配置するということを見込みまして、福祉職として採用してございますので、仕事の意欲につきましては、各職場でのOJTや研修等で醸成してまいりたいと考えてございます。

○廣田子ども育成課長 児童センターのサンデーサポート事業なのですけれども、大変好評をいただいております、今後も続けていくつもりでございます。

地域割については、現在で足らないというような感覚はないので、状況を見ながら進めていこうと思っております。

児童センターに関する周知ですけれども、かなり利用率は高いと認識はしているのですけれども、すまいるスクールであるとか、FMしながわであるとか、日がわりとか週がわりなどでお時間をいただくとか、いろいろ工夫をして今後も進めていきたいと思っております。

○田中委員 ちょっと時間があれなので次にいきます。138ページです。先ほど、ほかの委員の質疑もありましたが、財産売払収入について、今回の擁壁等の改修に合わせてグラウンドを人工芝生化する検討もされているとのことでした。これまで何度か人工芝生化について品川・生活者ネットワークは伺っていますが、今回の人工芝生化検討について、子ども、保護者、学校、近隣住民との協議はあったのか、またはこれからそのような場を持つ予定なのでしょうか。また、教育委員会が人工芝生を学校に

提案するタイミングについて、仕様書や設計図ができ上がったタイミングなのか、その際には人工芝のメリットとデメリットの両方を伝えているのでしょうか。伺います。

○有馬庶務課長 第一日野小学校の整備の件でございます。基本的には今、人工芝生化ということで計画を立ててございます。学校には、このことについては説明してございます。ただ、近隣のほうは、今、実施設計中ですので、これが正確に決まり次第、従来どおり、町会長や近隣の使用者といったところには説明をしていく予定でございます。

当然、学校に入れるときには、人工芝のよさやメリットということは説明しておりまして、学校自身も、今回については人工芝生化は歓迎するというところで回答をいただいているところでございます。

○田中委員 正式に決まり次第、学校以外のところに説明するというのでは遅いです。図面は決定ではなくあくまで案であり、学校で選択できるということを確認したいです。このグラウンドでは、夏には花火や縁日を開催しており、子どもも保護者も楽しみにしています。これまでの人工芝生では、火の扱いも水以外の飲食もできなくなります。今回提案される人工芝では、火などの利用は可能となったのでしょうか。子どもや保護者、学校、地域から歓迎されるような校庭となるように、より丁寧な説明と協議の場が改めて重要だと考えますが、どのようにお考えか見解を伺います。

○有馬庶務課長 申しわけございませんでした。正式というのは、実施設計案が決まったところという意味でございまして、がちがちに決まって、もう変更できませんというような説明ということではありません。実施設計が正式に決まったらということでございます。

それで人工芝につきましては、いろいろ今までも、火が使えないというようなところもございましたけれども、例えば人工芝以外の、コンクリート部分も少し入れるとか、そういった工夫をしながら、設計というか、そういうことをしていきたいと思っておりますし、丁寧な説明もしていきたいと思っております。

○田中委員 一番校庭を利用するのは子どもたちです。一年中発生する静電気や日差しにより、人工芝が熱くなり、やけどしそうな問題は解決していません。子どもを含めた協議の場を強く求めて、次にいきます。

135ページです。2020年、プレスに発表されているオリンピック・パラリンピック教育です。競技観戦補助について、幼児、児童、生徒の移動手段確保について伺います。事業内容に、子どもの健康・安全面の対策が記載され、熱中症対策という具体的な対策が求められています。対策をしなければならぬ状況の中で、特に幼児を観戦に向かわせることに、今年も去年ほどの夏の暑さとなると聞きますし、1人の保護者としてとても不安を感じています。また同時に、引率する保育者の苦労、大変さも想像します。公共交通機関の利用が求められている中での移動手段について伺います。また関連して、オリンピック・パラリンピックの機運醸成のために旧東海道で実施予定とされている神輿連合渡御についてです。これまで、お祭り、神輿について、区は宗教にかかわる事業などに直接的な経費投入をしないとの趣旨を議会ですべて説明されてきましたが、オリンピック・パラリンピック機運醸成での文化活動としての、今回だけの支援ということでよろしかったでしょうか。確認させてください。

○工藤指導課長 競技応援に関する交通等の移動手段のところでございますが、現在、予算計上は最初のところにありますけれども、区内で言えば、区内移動をバスでできるような形での計上をしているところでございます。

○吉田保育施設調整担当課長 オリンピック・パラリンピックの関係につきましては、タオルや帽子等で熱中症の対策をいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、松本委員。

○松本委員 52ページ、特別区たばこ税について、141ページ、歩行喫煙防止過料について伺います。

まず、特別区たばこ税ですけれども、昨年度より1,000万円の減額となっております。平成30年度の予算を拝見しますと、平成30年度から昨年度予算だと480万円の減額となっております。全体で約30億円の予算からすると、昨年度からあまり変化が見られないのかと思うのですけれども、例えば豊島区を調べますと、令和2年度の予算で、特別区たばこ税の予算額自体は約29億円ということで品川区とあまり大きな差はないのですけれども、前年度予算と比較すると約1億2,000万円減額となっております。逆に、予算額約50億円と、品川区よりも大きな港区なのですけれども、これは前年度予算と比較すると、約1億円増額ということで、結構、この状況の中、強気な自治体となっております。それで、結構、自治体によって、この予算額にばらつきがあるのですけれども、当区の1,000万円減額とした理由をお示してください。

○伊東税務課長 たばこ税のところでございますけれども、この間の周りの状況、喫煙環境の状況などの関係で、どうしても売り渡し本数に関しては減少傾向がずっと続いておるということではありますけれども、この間、税制の改正があったということで、今年もあるのですけれども、昨年は消費税の関係など、その前の年に上がったということで、少し押し戻すということでございますけれども、全体的に見れば、圧倒的に売り渡し本数の減少傾向が続くということでは、若干の減ということで、今年度に関しては見込んだところでございます。

○松本委員 そうなのです。何となくはわかるのですけれども、少し細かく伺いたいのですけれども、消費税増税の影響なのですけれども、昨年10月に増税されました、これは価格を据え置いた銘柄があれば、上げたところもあると思います。それで、価格を据え置いた場合というのは、実際は税金分を抜いた、原材料費・利益などをカットして売るということになるのだと思います。特別区たばこ税の税率が、原材料等に対する割合で決められていたら、これはもちろん、価格の据え置きというのは実質値下げということになって、税収にも影響があると思うのですけれども、これは特別区たばこ税の場合は、1,000本当たり何円と、本数単位で税額が決まっているようで、一応確認なのですけれども、メーカーや小売店の判断で、昨年の消費税増税を受けて価格を据え置いていた場合も、特別区たばこ税の収入との関係で、据え置き自体は特に税収には影響がないと考えてよろしいでしょうか。

○伊東税務課長 たばこ税に関しましては、値段ということではなくて1本当たりの税率ということで、先ほど委員がおっしゃったとおり1,000本当たり幾らというような形での決めがされておりますので、単純に小売価格の値上げに関連して税収の動きというのはないものでございます。ただ、転嫁されますと価格が上がる、この間も税率が上がるたびに、上げない銘柄も確かにありますけれども、結構上げてきているという状況がございます。そういうところを見ますと、やはり減少傾向が続くのかというような思いがあるところでございます。

○松本委員 この点で、消費税増税の影響なのですけれども、私もあまり税金は詳しくないのですが、お調べすると、特別区たばこ税は、毎月1日から月末までに販売業者等が売り渡したたばこの本数・税額などを申告書に記載し、翌月末日までに区に提出するとともに、申告した税金を納付するという形であると認識しております。そうすると、消費税が増額された昨年の10月から12月分までの特別区たばこ税の税収も、統計上は出ているのではないかと思いますのですけれども、これは前年同期と比較してどのような変化が見られていますでしょうか。

○伊東税務課長 昨年の10月というところでの比較ですけれども、1か月おくれで来ていますので11月の数字で言いますと、売り渡し本数的には、前年の11月を見ますと、116%ということで、伸びているというところがございます。

○松本委員 本数は伸びているということによろしいですか。

○伊東税務課長 その前月を見ますと81%ということで、急激な落ち込みがあったというところで、その反動の関係かと思えますけれども、10月分の販売に関しては、その1か月で見ますと、数字的には伸びているという状況でございます。

○松本委員 前年同月比でも伸びているという理解でいいのでしょうか。前月ではなく前年で。

○伊東税務課長 平成30年10月の売り渡し分というところで見ますと、令和元年の10月、前年になりますけれども、その比較をしますと16%ほど伸びているという、10月売り渡し分ということですので、前月9月に駆け込み需要ということが、多分、前月にあったかと思うのですけれども、その反動が出て、これは、よく見られる傾向ということではございます。それは、もっと分析しないと、結果的に本当に、ならして伸びたのかどうかというのは、ちょっとまだ数字は持っていないのですけれども、そういう傾向が見られます。

○松本委員 わかりました。すみません、混乱しました。ありがとうございました。

次に、消費税の影響もあると思うのですけれども、今年の4月からの改正健康増進法や受動喫煙防止の東京都の条例の施行があると思うのですけれども、こちらの影響についてはどのようにお考えでしょうか。

○伊東税務課長 たばこの売り渡しによって、税込、税金が入ってくるということでございますので、改正健康増進法や都の条例が完全施行されますと、一言で言えば、なかなか吸いにくい状況になるのではないかと考えているところです。ということは、当然のことながら、消費量といえますか、販売量も減ってくるのではないかと考えているところでございます。

○松本委員 あと、今年の10月と来年の10月、さっきちょっとお話もありましたけれども、特別区たばこ税も含めて増税はあると思います。これが与える影響、前回の増税時を見ていらっしゃるかと思うのですけれども、この増税が税込に与える影響もお願いいたします。

○伊東税務課長 平成29年度の収入ということで見ますと、前年比93.9%ということですから……。昨年、平成30年の部分で見ますと、調定額的には98.9%ということで、税込として若干の落ち込みがあった。本数的には、もっとそれ以上大きな数字での落ち込みということになります。

○松本委員 結構やはり、たばこ税はいろいろと状況が動いていると思いますので、引き続き精査をお願いできればと思います。

引き続き過料のところを少しだけなのですが、過料との関係で、当区で路上喫煙禁止・地域美化推進地区が定められているかと思うのですけれども、これのうちの大井町駅周辺を見ますと、いろいろ定めていらっしゃるのですが、何気に品川区役所の前を通りというのは含まれていないというところだと思います。この理由と、ここは公園の前なので含めたほうがいいのではないかと考えているのですが、そこのご所見をお願いします。

○黨生活安全担当課長 路上喫煙禁止地区につきましては、通勤・通学などの人の往来の多いところを中心に設定しているところでございます。また、たくさんのお声がありますので、皆様方のご意見を聞きながら、追加の指定等についても考えていきたいと思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、西村委員。

○西村委員 93ページ、国庫支出金、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、97ページ、母子保健衛生費、産後ケア事業について伺ってまいります。もし時間が許せば、里親支援についても伺わせていただきます。

まず、児童虐待の根絶に向けて、子ども家庭支援センターの組織化、虐待など相談担当の一元化に取り組んでいただけることに大変期待しております。改めてどのように体制が変わっていくのか、お聞かせください。

○崎村児童相談担当課長 今回、定例会に、子ども家庭支援センター条例の条例議案を提案させていただいておりますけれども、来年度、今年4月1日から、新たに組織として子ども家庭支援センターという、児童虐待、また養育困難の相談に一元的に対応する組織を構築いたします。これまで品川区では、子ども育成課の児童相談担当と、家庭あんしんセンター内にあります子育て支援センターが、虐待対応等に当たっておりましたが、子育て支援センターにおいては4月1日以降は虐待等の相談は行わず、子育て相談に特化した形で相談対応を行っていくということで、今後、虐待の対応については区が一元的に対応するといったことで、今回提案させていただいております。

○西村委員 区でもさまざまに虐待問題が抱える課題について取り組んでいただいていると思いますが、品川区で虐待の問い合わせが実際に増えていると伺っております。具体的な件数や、昨対比が可能であれば教えてください。

○崎村児童相談担当課長 児童虐待の相談件数ですけれども、区が受理・対応した件数につきましては、平成30年度が325件ございました。今年度1月末現在ですけれども、既に423件、受理・対応しているところでございます。品川区内ですと、品川児童相談所が品川区の虐待対応を行っておりますけれども、同じように品川児童相談所においても、相談件数・虐待相談件数ともに増加傾向にあると伺っております。

○西村委員 問い合わせの数が増えた背景には、児童相談所のルールが変わったこと、社会的にも認知され始め、虐待が見えるようになってきている、連絡がしやすくなっているという点もあると思いますが、問い合わせが増えた要因、区の見解をお聞かせください。

○崎村児童相談担当課長 今、委員からご指摘がありましたように、昨年10月から、東京都の基本ルール、「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール」というのが改定になりまして、これまで児童相談所に通告がありました泣き声通告や、また警察署から児童相談所に書類通告される面前DVなどの案件について、区に送致されるといったことで、こちらが1月末現在、10月から1月末ですけれども、61件、既に送致されています。また、今、委員からありましたように、やはり近年、児童虐待による死亡事件が大々的に報道されたりしております、社会的関心が大分高まっております。その関係で、区民や関係機関からの通告が増えているといった状況で、区の受理・対応件数も増えているような状況でございます。

○西村委員 虐待件数について通告がある経路としまして、地域の方からの連絡だけではなく、保健センターから健診に来ないという連絡や、学校・保育園などからの通報によるものが多いのでしょうか。どのような連絡・問い合わせが増えているか、ここ数年の問い合わせの変化、児童の年齢層なども、教えていただければ教えてください。

○崎村児童相談担当課長 通告経路ですけれども、やはり一番多いのは、保健センター・医療機関となっております。こちらは健診未受診ということで、4か月、1歳6か月、3歳の健診に来なかった方の居所不明ということで、我々に通告があるのが多くなっております。また、学校や保育園などにつ

いても、やはり増えているような状況でございます。年齢層的には、やはり9割が小学校までということで、乳幼児と小学生で大体半分、4割5分ぐらいずつで、あとの1割が中学生・高校生というような状況でございます。

○西村委員 通告があった場合の初動調査・対応についてお聞かせいただけますでしょうか。

○崎村児童相談担当課長 通告があった後の対応ですけれども、やはり第1は、子どもの安全確認を行うというのが第1でございます。こちらは、児童の所属先があれば所属先に伺ったり、家庭訪問を実施して安全確認を行っております。家庭訪問を行いまして、虐待を行ってしまったような親と、お話を伺いまして事実確認や助言・指導、その際に、子どもの生活行動や育児・しつけの困り感から、虐待に及んでしまったような場合については、継続的にお話を聞きながら改善を促していくというものでございます。こちらケースによりまして、対応についてはさまざまとっているところでございます。

○西村委員 問題を抱える家族はサービスを利用しないか、なかなかサービスが行き届かないと思っています。区ではネウボラネットワークに力を入れてきて、整えてくださっていますが、社会的にも虐待相談は増えております。品川区のドゥーラ制度は、お母さん方からも「品川区でよかった」と言われるほど感謝の声が聞こえますが、ハードを整えてもどこかに切れ目があり、社会問題にまでなっているのではないかと私は思っています。なぜ支援につながらないのだろうと、ニュースを見るたびずっと考えてきました。また民生費でも伺ってまいります。児童センターにさらにネウボラ相談員を増やしていただいておりますが、私の周りにも児童センターに足が向かない母親が多くいます。現在のネウボラネットワークの取り組みの中で、さらに取り組める点や課題がありましたら、区のお考えをお聞かせください。

○崎村児童相談担当課長 ただいまネウボラ相談のご紹介がありました。今年度、4館、配置する児童センターを増やしまして、現在9つの児童センターでこの事業を実施しているところでございます。大分、周知が、まだまだできていない部分はありますけれども、こちらの相談件数も、やはり館数を増やしたことによりまして、かなり大きく増えている状況でございます。今後、13地区、館長が配置されている児童館・児童センターにつきましては、ネウボラ相談員を配置していきたいと考えておりますので、順次、時期を見まして、増館について検討してまいりたいと考えております。

○西村委員 複雑な仕組みを理解した上で必要なものを取捨選択し、連絡をとることが困難で、せっかく利用できる社会資源があっても実際にはそれを知ることがなかったり、あるいは知っていても利用することを諦めたりして、抱え込み育児に陥ることも多いのではないかと思っています。例えば担当保健師制を取り入れる自治体もありますが、担当保健師制の導入の可能性や区のご見解をお聞かせください。

○仁平品川保健センター所長 地区担当保健師でございますけれども、保健師は乳幼児、産婦の段階から地区別に大人の方まで含めまして、地区割りで担当しております。その中で、ケースに応じまして、母子の相談事業等、実際に家庭訪問を行ったりというのを行っております。

○西村委員 さまざまな施策で、切れ目のない支援に向けて、ぜひとも引き続きお願いしたいと思っております。兵庫県明石市は4月から、市内のゼロ歳児におむつを無償提供する方針を固めましたが、母子の健康状態・虐待などをチェックする見守り活動と組み合わせるといった点がとてもいいと注目しています。接触頻度を増やす方法や、SOSを早期に発見し虐待を防止するために、ぜひとも引き続きお願いしたいと思っております。

また、各自治体の子育て世代包括支援の体制や支援内容はさまざまと感じております。子育て支援

や虐待防止は母親だけの問題ではありませんので、父親の育児参加や家族全体の心身の健康調査をするような施策があれば教えてください。

○仁平品川保健センター所長 区民の皆様の健康維持のために、いろいろ区で健診事業等に取り組んでいるところでございます。その中でも健診事業等は、個別の方をお願いしているところでございますけれども、当然、地域の皆様から保健センター宛てにはいろんな相談が持ち込まれますので、そのケースに応じまして保健師が個別に対応するという体制をとっております。

○西村委員 両親の健康や幸せ、生活習慣が、子どもたちの健康と幸せに大きな影響を与えるという調査結果も出ていますと伺っております。ぜひとも引き続き、孤独な子育てへのサポートをよろしくお願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 私からは、93ページ、ひとり親家庭自立等支援、そして109ページ、防犯活動団体支援についてお伺いいたします。

まずは、ひとり親家庭自立等支援です。厚生労働省は4月から、ひとり親家庭の孤立を防ぐため、相談支援体制の拡充、専門スタッフの育成・強化を挙げ、予算案に156億円計上いたしました。親が仕事に追われ、自治体の窓口があいている時間に相談に行けない。相談する精神的な余裕がないということも多く、孤立しやすい状況が伺えます。そのために、地域で活動する民間の支援団体との連携、自宅訪問相談や行政手続への同行、各家庭へ継続的な見守り支援を行う専門スタッフ育成のための研修費用や旅費などを自治体に補助するとあります。そこで先の話、4月以降の話になりますが、この補助金が支給されたときの考えや、現在、品川区で行っている支援の内容を教えてください。

○三ツ橋子ども家庭支援課長 区では現在、ひとり親家庭のさまざまな相談を、婦人相談員、就労専門相談員、家庭相談員が、電話や窓口で丁寧に相談対応を実施しております。来年度は相談体制にも力を入れ、専門相談員を増員してまいります。今後は、委員ご紹介のさまざまな相談の仕方を取り入れていくことも視野に入れながら対応していきたいと考えております。また、品川区ではさまざまな支援を実施しておりますが、今年度、新たに、ひとり親家庭世帯の住宅支援として、初回保証料の助成を実施しております。連帯保証人を立てられない方のために、民間賃貸住宅と賃貸借契約を締結する際、保証会社に支払う初回保証料を助成するものでございます。助成金額は上限10万円までとなっております。

○松澤委員 新しく初回保証料の10万円の補助など、いろいろ手厚く考えていただき、大変感謝しております。

食品を寄附するフードバンクを行う認定NPO法人グッドネーバーズ・ジャパンのアンケートによりますと、ひとり親の年収が200万円未満という方が47%に及びます。育児・生活で困って、助けを求める方法がわからない、抵抗があると答えた方が70%もありました。ここから読み込めることは、ひとり親というものは1人で問題を背負いやすく、特に食料の支給、子どもの学習支援といったものを充実させていく必要があると考えられますが、食料、子どもの学習支援の観点で、施策などはありますでしょうか。

○三ツ橋子ども家庭支援課長 今年度、食の支援につきまして、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングによる食の支援事業を実施しております。事業に賛同した多くの方から寄附を集めることができ、557万3,073円集まりました。こちらは、子ども食堂の継続支援と、ひとり親家庭に食品配送を実施してまいります。3月中に食品配送できるよう、今、最終調整をしているとこ

ろでございます。

一方、学習支援につきましては、ぐんぐんスクールという名称でございますが、平成25年から開始しておりまして、小学校高学年から中学生、高校生を対象に、ひとり親家庭のお子様に対する学習支援を実施しております。今後も多くの情報を取り入れながら、引き続き、ひとり親家庭に対して、さまざまな支援を実施してまいります。

○松澤委員 ガバメントクラウドファンディング、557万円余といったことを、しっかりと配送を、子ども食堂に行っていただけることに大変期待しております。ひとり親支援がますます拡充することを願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

次に防犯活動団体支援についてお伺いいたします。昨年の決算特別委員会でも質問をいたしました。平成24年より始まった、地域に密着した防犯パトロールを実施する団体を支援する制度になります。この中で、活動するメンバーが増えたが助成金が少なく、大変な思いをしている団体が大変多くあります。私も団体の一員として訴えさせていただきました。引き続きになってしまいますが、地域の見回りというものはとても重要であります。地元の方は、危険な場所と思われることを誰よりも熟知しております。これは、地域の被害状況を一番理解しているからこそです。共助となるすばらしい活動ですので、改めてご見解をお聞かせください。また、運営の支援として3年に1回、交付金というものを支給していただいております。この交付金を毎年分散して支給していただくお考えはありませんでしょうか。以上の2点、よろしくお伺いいたします。

○黨生活安全担当課長 自主的防犯活動団体への支援につきましては、実際に活動されている地域の方々から、委員からご紹介いただきましたと同様のご意見を頂戴しておりましたことから、来年度につきましては増額をさせていただき予算をつくらせていただきました。具体的には、設立時に10万円だった補助を20万円に、3年に1度お渡しする活動費につきましては、5万円だったものを10万円とさせていただいたところでございます。何とぞご理解をよろしくお祈いします。

また、3年分を一括してお渡ししておりますのは、団体の皆様に少しでも長く活動を継続していただきたいという思いからでございます。こちらにつきましては現行のまま運用させていただきたく、ご理解をよろしくお祈い申し上げます。

○松澤委員 助成金が増えたということでありますと、やはり活動の幅も広がります。会員のモチベーションも上がっていくと思います。ありがとうございます。

交付金の考え方につきまして、新規で活動を始めた方は、要は3年に1回であることも仕方がないかと思うのです。でも、ある程度、長年活動している団体においては、やはり分散というよりも、年々、一年一年支払うといったお考えというのはできないか、そこだけもう一度お祈いします。

○黨生活安全担当課長 本制度の趣旨が、地域の防犯活動に従事している方に、少しでも長く活動していただくということが本旨でございます。したがひまして、ただいまの委員のご意見も参考にさせていただいて、どういうふうにしていくのが最も効果があるかということにつきまして、引き続き調査・研究をしてまいりたいと思います。よろしくお祈いします。

○松澤委員 引き続きご検討いただき、さらにこの防犯活動が拡充することを願ひ、質問を終わらせていただきます。

○鈴木（真）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時08分休憩

○午後1時10分再開

○鈴木（真）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、89ページ、感染症予防費に関連いたしまして、コロナウイルス対策について、保育園とオアシスルームのことについてお伺いします。そして2番目には、81ページ、環境衛生手数料、83ページ、屋外広告物許可手数料、非行政書士の作成書類の排除というところについての質問をさせていただきます。

まず、コロナウイルス対策ですけれども、国難とも言えるこの難局に当たりまして、本当に急な、走りながらの対応だと思うのですが、子どもたちの対応に当たっていただいている、保育園、また区の担当職員の皆様、すまいるスクール、また区立、私立幼稚園・保育園、あと預かり保育の幼稚園の皆様、オアシスルームの皆様には、本当に敬意を表したいと思います。その上で、この委員会の中でもたくさん質疑されていますが、やはり一定数の子どもたちが集まって集団生活を行うことから、そこに働いている職員の皆様、児童・生徒のお子様の感染を防ぐ必要性について確認させていただきます。

昨日3割というお話がありましたが、多くの子どもたちが利用する、すまいるスクールでは、3月2日付で、ホームページに、6項目の注意事項というか留意事項が掲載されております。質疑の中でも出てまいりましたが、例えばその6項目の中には、児童の集中や長時間の参加により感染リスクが増大することから、必要最小限の時間の利用とすること、午前は可能な限りご家庭で過ごすこと、ご自宅等で過ごすことができるご家庭については当面参加を自粛すること、参加される際は、毎朝ご家庭で検温等、健康状態の確認を行い、発熱やせきなどの症状がある場合は参加しないこと。このような前提というかお願いがされています。つまり今回は、極力、できればご家庭で過ごしていただきたいという政府の方針にのっとって、こういうことが出されています。

一方で、品川区のホームページを見ますと、オアシスルームの対応についてのところでは、2月27日付、新型コロナウイルス感染症に係るオアシスルームの対応については、このような記載はなく、こう書いてあります。「ご利用のお子様等に感染の事実が判明した場合、オアシスルームのご利用を中止させていただきます」。こう書いてあるのです。感染の事実が判明した場合とあるのですけれども、これはどう読めばいいのかというところで、普通に考えれば、感染の事実を判断するのは医療機関、そして、その事実を知っているのは保護者であろうと思います。普通に考えれば、一般的に、常識的に考えれば、その状態では子どもは当然預けないというところだと思うのです。そうすると、これは職員が感染の事実を判断するということなのかということで、どのように把握をするのかということになると思うのですが、前もって聞いているので言ってしまうかもしれませんが、これは厚生労働省が出している文言をそのままお使いになったということで聞いていますが、運用は自治体で判断してくださいということになるのですけれども、区内12カ所のオアシスルームについては通常どおり開設されています。これは、就労しているご家庭ではなくて、当然、在宅で育児を行っているご家庭への支援ということで、区のこの判断というのは尊重したいと思うのですが、やはり政府の要請の中で、長時間、子どもと職員が密集するようなシチュエーションは避けたほうがよい中で、すまいるスクールで掲げているというかお願いをしているような6つのお願い、言い方は少し極端ですが、不要不急という言い方はあれかもしれませんが、基本的には在宅でというところのお知らせのようなものは、保育園、またオアシスルームにも、保護者に打ち出したほうがいいのかと思うのですけれども、このあたり、検討されているのであれば教えていただきたいと思います。

○佐藤保育課長 委員お尋ねの、保育園等をご利用されている保護者への通知でございますが、今週月曜日、3月2日の時点で、感染症拡大防止のため登園自粛の検討をお願いいたします、また、児童・職員等が感染した場合は臨時休園になる可能性がある等の対応を入れました通知は、既に保護者にお送りしております。

○大澤保育支援課長 オアシスルームでございますが、保育施設と同様に、在宅で子育てしている保護者の方も、通院等、やはりのっぴきならない事情というのはおありになる場合があることから、現時点では開室という判断をしております。利用の自粛につきましては、現在、ホームページやパパママアプリにて区民の方をお願いするように準備をしているところですので、今日もしくは明日にはアップする予定でございます。

○あくつ委員 本当に走りながらの対応で、先週木曜日の夜、安倍総理大臣があのような発表をして、金曜日から不眠不休で、おそらく皆さんやっている、ご準備をされていらっしゃるのかと思いますので、そういう中で、文言を整えていくということがやはり必要かと思いましたので、質問させていただきました。今、保育園については既に発出され、そしてオアシスルームについては今日か明日には出されるということでしたので、安心いたしました。

次に、手数料のところでお伺います。ご存じのように、当たり前なのですが、区はさまざまな許認可行政を行っております。保健所関係で言えば、食品衛生関係の営業許可や、診療所の開設許可、また屋外広告物許可手数料、83ページに載っていますが、年間で広告板・塔で4,900件、2,064万8,000円という金額が計上されています。例えば屋外広告物を出すのは事業者、個人、法人なのですが、広告の専門家ではないので、本来の事業が忙しい事業者は通常、専門の業者に委託します。当然、10万円とか20万円とか、看板の制作代とパッケージでお願いした場合には100万円単位でのお願いをする。こういう中で、クライアントの最後の申請の書類をつくること自体、これを例えば事業者が窓口に来て、クライアントの委任状を持って、作成しましたということは可能なのかどうか。いろんな許認可業務があるのですが、お伺いしたいのが、屋外広告物許可手数料のところでお伺いしたいと思います。

○今井土木管理課長 屋外広告物の許可の届け出、申請でございますけれども、代理申請も受け付けるという、東京都の条例上の手続きの規定がございまして、代理申請等もお受けしているところがございます。

○あくつ委員 代理申請はそのとおりだと思うのですが、作成についてはいかがでしょうか。

○今井土木管理課長 作成につきましては、窓口で作成について細かに確認はしておりませんが、個人の方、法人の方がいらっしゃいますので、許可の書類が整っているかということを確認しているところがございます。

○あくつ委員 行政書士法上、許認可業務の書類作成の代行というのは、特に業として報酬を取って行うことができるのは行政書士だけであるというふうに定まっています。昨年、東京都でも、この点で請願・陳情が出されまして、これは全会一致で可決して、昨年6月から許認可の業務のところ看板を掲示して、行政書士以外の方がそういうものを作成してはいけないということを注意喚起しているのですけれども、品川区においても、ぜひこうしたことを行ってほしいということが、行政書士会品川支部から要望として出ているのですが、この点についていかがでしょうか。

○今井土木管理課長 本条例につきましては、東京都の屋外広告物条例を、事務処理特例で事務を委任されておりますので、まずは東京都に運用を確認しながら対応してまいりたいと思いますけれども、

例えば土木管理課の窓口に、代理申請の際に行政書士の資格が必要であることなどを周知することは可能であると思っております。

○あくつ委員 先日、私も東京都庁に用事があって、宅地建物取引業法の窓口に行きましたら、そのような掲示がされておりました。これは、先ほど申し上げた全会一致の請願の結果なのですけれども、これがいわゆる掲示についても、端っこのほうにアリバイ程度につけてあるものではなくて、待合で、来た人が必ず目に入るような場所に、わかりやすく掲示してありました。これは非常に効果的であると思いました。また、こういうことを、実は都の職員も知らないということも懸念がありまして、職員にも周知をしてくださいという、これは請願の内容にあったのですが、これも今、周知が進んでいるところだと思いますので、品川区としても、ぜひこの点について理解を進めていただきたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 77ページの区営住宅使用料にかかわって区営住宅の使用者資格について、後半は同性パートナー制度も関連して伺いたいと思います。

以前にも伺いましたが、同性カップルにも、この使用者資格を認めるべきとの提案です。区長の今回の施政方針では、多様な生き方を尊重する視点、性別などにかかわらず多様な生き方を認め合う社会の視点と示しました。ならばいよいよ区営住宅について、区民住宅も同様ですが、同性カップルを認めるべきです。前回の答弁で、関係所管と協議しながら対応を進める。性的マイノリティーの方への区営住宅の入居も1つの議論との答弁がありましたが、そこで関係所管との協議はどのように進んでいるのか、同性カップルの区営住宅入居についてどのような議論が進んでいるのか、お伺いいたします。

○森住宅課長 同性パートナーの方々に対して、区営住宅への入居を、というご質問でございますけれども、現在は親族要件を規定しておりまして、同性パートナーの方々につきましては親族要件の確認ができないということで、入居の要件に該当しないと判断しているところでございます。これまで人権啓発課等々ともいろいろ協議してまいりましたけれども、まだ区営住宅への入居というのは考えていないというところでございます。

○中塚委員 該当しないと。協議しているが考えていないとの答弁でした。前回の質問が2018年11月の決算特別委員会ですので、この1年半の間の議論、また新たな長期基本計画の答申が区に示されてからこの数か月間の議論は、どのように行われてきたのでしょうか。同性カップルに使用者資格を認めることが、どのような方向性を持って話し合われて、話し合われるべきだと思いますけれども、改めて伺いたいと思います。今年オリンピックの年でもあります。オリンピック憲章には、差別禁止事項に性的指向も位置づけられております。また都条例もございます。23区でも実施している区があります。区の施政方針もあります。こうした背景の中で、品川区でも、住宅行政を含め行政の姿勢が問われるのだと思います。これは区長の判断一つで実施が可能なことです。ぜひ同性カップルにも区営住宅の使用者資格を認め、住宅行政にかかわる性的指向の差別や誤解を、行政として克服していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森住宅課長 区営住宅への同性パートナーの入居につきましては、当然、長期基本計画の中でも多様な生き方を尊重するという視点が盛り込まれております。そういった意味で、同性パートナーの方の差別を解消していくということは、区全体としての方向性としてはあるのだろうと考えておりますけれども、今現在のところは区営住宅について入居を認めることは考えていないというところでございます。ただ、昨年12月に、東京都で「性自認及び性的指向に関する基本計画」というものが出されまして、その中で、東京都でも都営住宅の管理制度において、取り扱いについて検討していくという文言もござ

いますので、今後とも、他区の状況、東京都の状況等々、注視してまいりたいと考えております。

○中塚委員 多様な生き方を尊重する、差別もなくす、都の動きも注視していくと、そこまで述べながら、なぜ同性パートナーに入居資格を与えないのか、私にはわかりません。あらゆる性的指向について、行政が行う事業に、性的指向や性自認を理由にしたSOGI差別や誤解を克服していかなければいけないと思います。この間も、区営住宅をはじめ、例えば区が採用する職員について、履歴書での性別記載を削除することや、行政の申請書における性別記載についての不要な記載を削除することや、中学生の制服など、さまざま議論をしてきましたが、新たな長期基本計画のもとで、こうした性的指向や性自認にかかわって、住宅だけでなく、あらゆる分野で、これまで区が行ってきた事業について、多様性の視点で総点検をしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。そして、同性パートナーのことについての公的な証明についてですけれども、同性パートナーシップ制度の実現が急がれていると思います。これは、区営住宅に申し込む際にも必要な制度にもなりますが、行政のみならず民間のさまざまな制度を利用することにも利用できます。同性パートナー制度について、区も導入に向けた検討をしっかりと進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○島袋人権啓発課長 性的マイノリティーの方々への対応ということでございますが、男女共同参画におきまして、「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」を、今まさに進めてまいっているところでございます。この中には、性自認・性的指向のあり方や多様性を認め合い、差別や偏見をなくすよう交流の場を提供し、安心して思いや悩みを共有する場を設定していこうということも掲げております。まさに今、いろいろなアンケート等々を見ますと、品川区の場合、理解促進、よりよく知っていただくためのものが今必要だと思っているところでございます。まずはこちらで、次年度、男女共同参画センターにおきまして進める講座等々をやりながら、状況を見ていきたいと思っているところでございます。

○中塚委員 質問は、性的指向や性自認にかかわって、住宅だけでなく、あらゆる分野において、これまで区が行っていた事業について、多様性の視点を持って総点検をすべきではないかというのが、1つ質問です。そして、同性パートナー制度について、区も導入に向けた検討を進めるべきではないかと思いますが、改めていかがでしょうか。

○島袋人権啓発課長 みんなのひろばという名称で進めていきたいと考えております、性的マイノリティーの方向けの交流スペースの開設。これも、どのぐらいの方々が来ていただけるか、こちらも本当にまだどのような、わらをもつかむ思いで開催するところでございまして、実際のところ、区といたしまして、プランの中から、やはり進めてまいるところではございますが、こちらの状況等を見きわめつつ、長期基本計画の中でも進めてまいりたいと考えているところでございます。

○中塚委員 見きわめつつ進めていきたいというのが何を指しているのかよくわからなかったのですが、やはり多様性の視点を持って総点検をすべきだということと、具体的に同性パートナー制度について導入を進めていただきたいということですが、それを進めていきたいと受け取っていいのか、それともまだそこまで踏み込んでいないのか、そこははっきりご答弁いただきたいと思っております。

○島袋人権啓発課長 多様性という言葉のありようでございますが、まず男女共同参画の中での1つの考え方といたしまして、支援の多様性がある。もう一つ、多様性というのは何かというと、もちろん外国人との共生社会、あるいは障害を持った方、あるいはいろいろな方がおられる状況だと思います。ですので、何をもちえて多様性という、1つでくることが非常に難しい部分があるかと存じておりますので、とりあえず男女共同参画では、性の多様性に関して、今、1つ、区民の皆様の理解促進を進めるための講座等々を行いまして、様子を見ていくということが続けているところでございます。

○中塚委員 様子を見ていくというのが何を指しているのかわからなかったのですが、性的指向や性自認にかかわって、これまでの区の事業を総点検すべきではないか、同性パートナー制度についても導入を検討すべきではないかと、改めて伺いたいと思います。区営住宅で同性カップルを認めるということは、区の姿勢を示すと同時に、不動産など民間事業者に対しても、例えばアパートやマンションなどの賃貸借契約を結ぶ際に、性的指向によって差別をしてはならない、SOGI差別をしてはならないとのメッセージにもつながっていきます。こうした民間事業者に対してもSOGI差別の禁止などを伝えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。そして、改めて区営住宅において同性パートナーを認めるよう、制度設計していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森住宅課長 民間事業者、賃貸住宅のオーナーに対しましては、現在、予算を計上させていただいておりますけれども、来年度、居住支援協議会の中で協議をしていく上で、セミナーの開催等も予定しております。その中で、人権啓発も含めて、LGBTへの差別をなくしていくということも啓発していきたいと考えております。

○鈴木（真）委員長 次に、くにば委員。

○くにば委員 私からは、149ページの広告料収入について、この1点をお伺いいたします。

現在、自治体広告については、税外収入の財源確保手段として積極的に活用することが望ましいのですが、この自治体広告事業については、全国の自治体で力の入れ方に大分温度差があります。今、品川区においては、空きリソースを活用して、現在、複数の媒体で広告料収入を得ています。この品川区の広告料収入について、まだまだ私は伸びしろがあると考えており、自治体広告を取り扱っている複数の広告代理店に事前にヒアリングいたしました。そちらを踏まえまして、品川区の広告事業について質疑をさせていただきます。

まず、広報しながわ広告料等が956万円余りとなっていて、先ほど、せお委員から質問がありました際には、経理課の所管の周辺案内板、番号案内表示システム、証明写真機の3点、225万円のみでしたので、広報しながわや品川区ホームページのバナー広告等、その他の課で取り扱っている広告について、広告料収入を媒体ごとにお知らせください。

○木村広報広聴課長 広告料収入の内訳のご質問でございます。

広報広聴課では、広報紙、広報しながわにおきまして、およそ280万円、ホームページのバナーに関しまして、およそ370万円、それから転入される方にお配りいたしております、しながわガイドの冊子への広告に関しまして約50万円、それから職員向けの広報紙、職員報でございますけれども、職員報ふれあいに関して5万円という形でございます。その他につきましては、防災課の防災ハンドブックで30万円という形になっております。

○くにば委員 今ご答弁いただきました、広報しながわが280万円、ホームページバナー広告が370万円とのことで、こちらが品川区の広告料収入の約6割を占めているのですけれども、まずはこちら2点について、取り組みに改善の余地があると考えますのでご提案いたします。

現在、広報しながわについては3号に1回の広告掲載なのですが、例えばこちらを毎号の掲載にして枠を売り切れれば、3倍の収入が見込めます。この1点のみで560万円の収入増になります。そして、品川区のホームページのバナー広告についてなのですが、こちらがパソコン版では掲載されているのですが、現在、スマートフォン版のページを閲覧すると、広告が表示されていないのです。現在ではインターネットブラウジングは、スマートフォンでの閲覧のほうがパソコンよりも上回っております。スマートフォン用のページにも品川区で掲載すれば、インプレッション数の向上が見込めまし

て、販売枠数が倍増します。この2点についてご見解をお聞かせください。

○木村広報広聴課長 広報紙につきまして、月3回発行しております中の1号につきまして広告を掲載しております。こちらに関しましては、区政・地域の情報の情報量がかなり大きくなっておるところもございます。ページも増してまいったところでございますが、そちらで実際に、かなり掲載量が目いっぱいになっているところもございます。そこで月に1号にという形で、現在させていただいておりますところでございますけれども、今後の掲載の編集方針でございますとか情報量の多寡によりまして柔軟に対応も可能かと思っておりますので、引き続きこちらは考えてまいりたいと思っております。

それから、スマホに関してのバナー広告についても、同様に考えさせていただきたいと思っております。

○くにば委員 今のご答弁にありました、広報しながわの掲載の情報量が多いから3号に1号ということなのですけれども、こちらに関しては、編集方針として、あれは広告のスペースはそんなに多くないと思うのです。なので、編集方針として、ここには広告の枠を確保するという形で、それで増やすだけで560万円の広告増が見込めるので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。

それで、ほかの自治体の広告事業についての動向なのですけれども、こちらは1例ですが、千葉市では、ガイドブック、パンフレット、各種封筒等印刷物のみで20媒体、横浜市では印刷物等の広告のみで70媒体あり、さまざまな印刷物で広告を活用しています。また大阪市では、大阪市広告事業行動指針の中で、本市の資産を広告媒体として有効活用することによる税外収入の確保、経費の削減を図るため、全庁的な推進組織である大阪市広告事業推進プロジェクトチームを立ち上げ、市政改革プラン2.0において広告事業の推進を掲げて、全庁的に広告事業に取り組んでおります。こちらは、各種ガイドやパンフレット交付については、今申し上げたとおり、財源確保だけではなく、その印刷物自体を無料で作る等の、発行経費を抑える経費削減にもなります。例えば母子手帳や、子育て関連の窓口配付している、いきいきあんしん子育てガイドに広告を載せるとか、あとは細かいところでは、さらに納税通知書は、実は発行部数が相当多いので、かなり広告媒体として価値があると思っております。あとは、例えば医療費通知の郵送封筒、さらにはごみ収集の案内カレンダーなど、実はさまざまところに品川区が広告を載せる資源というのがあるのです。こちらに関して、ある意味、ほかの自治体のまねというか参考にして、まだ税外収入を得る余地があるので、こちらについていろいろとお考えいただきたいです。この点について、媒体の拡充についてご意見をお聞かせください。

○木村広報広聴課長 今ございました中では、品川区におきましては戸籍住民課で、住民票や戸籍を入れる封筒の印刷については、印刷の業者が広告をとって、区からの経費を抑えているというところも既にやっているところがございます。

それから、今ご指摘がございました各種媒体での広告に関しましても、税外収入の確保というところは、区全体としても幾つかそういうところがございますので、引き続き考えてまいりたいと思っております。

○くにば委員 前向きなご答弁をありがとうございます。品川区においては、ホームページ上で募集している広告は、バナー収入、バナー広告の募集のみなのです。ほかの自治体では、先ほど申し上げた20媒体とか70媒体を細かくホームページに掲載しております、それぞれ枠が幾らで問い合わせ先はこちらという形で、品川区はまだ、例えば先ほどおっしゃった職員報であったり、あとは広報しながわもそうですし、さまざま防災ハンドブックであったり、そこに関しての広告があるかどうかすら、そもそも知られていない状況なのです。やはり、こういう広告や商品を販売するに当たって、いかに多

くの方にその情報がリーチするかというのは非常に大事だと思うのです。ですので、また総務費の款でホームページの件についてはいろいろと触れさせていただきましても、ホームページのみならず、例えば広報紙でもそうですけれども、例えば、まずは「こういった広告があります」というのを、きちんと多くのところに情報を掲載して、広告を出したいとお考えになられているクライアントのところに情報を届けることが大事だと思うのです。

例えば大阪市では、広告をホームページで募集するだけではなく、広告代理店についてもホームページで募集しているのです。私がこの1点は非常に大事だと思って今回考えたのが、広告代理店の活用です。さまざまな自治体で広告を、ある意味、反響営業というか、今、おそらく品川区では、「ホームページをご覧になった方は広告掲載についてお問い合わせください」、広報しながらも「お問い合わせください」という形で、一個一個に対しての反響営業のみだと思うのですけれども、広告代理店を使うことによって能動的・積極的に広告を販売していただく。これができるば、先ほど申し上げた広報しながらでの3倍の枠、ホームページの枠等も売り切ることが可能だと思います。ですので、品川区も、今使っていない遊休の資産というのを、広告代理店を活用して取り組むことが大事なのかと思いますけれども、お考えをお聞かせください。

○木村広報広聴課長 今、委員のご提案のございました件につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、区の税外収入確保というのは我々の務めでございますので、幅広な形で、委員のご提案も含めまして、これから考えてまいりたいと思っております。

○くにば委員 広告代理店の件については、また私からもいろいろとご相談というか、お話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、広告については、媒体や対象を絞って広告すると、広告の受け手側にとっても非常に有用な情報になると思います。品川区でも、広告について、企業の宣伝だというネガティブな捉え方をせずに、積極的に広告事業というのを活用していただいて、区民サービスの向上や、広告を出す区内産業に関しての活性化、その財源確保の点について、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。私の質問を終わります。

○鈴木（真）委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 52ページ、特別区たばこ税、67ページ、天王洲公園野球場に関連して、同じく67ページ、八潮北公園スケートボード場についてお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

まず最初に、52ページ、特別区たばこ税についてお伺いさせていただきたいと思っております。午前中も、ほかの委員からも質疑があったと思っておりますけれども、私はまた別の観点から質問をさせていただきたいと思っております。これは、前年度予算が30億5,800万円余、本年度の予算が30億4,800万円余ということで、1,000万円の減を見込んでいるということなのですが、これはやはり安定した収入財源だと私は思っています。そんな中、先ほど午前中の税務課長からのご答弁もありましたように、区内のたばこ小売店の売り上げの本数によって税収が決まっていくということだと私も認識しております。

それで、これは啓発活動として、たばこ商業協同組合が、さまざまな啓発活動、例えば携帯灰皿の配布をしたりといった活動をしていると思います。昨今、喫煙場所に関しては特定されている中、携帯灰皿の配布というのは歩きたばこの原因となるので、配らないほうが良いという意見もあると思っておりますけれども、区としても税務課で、協同組合と共同で、「わ！しながわ」と印刷、プリントして、年ごとに携帯灰皿のイラストを変えていると思っております。今年、来年度もいろいろ計画はしているかと思う

のですけれども、計画のデザインや計画している内容をお知らせしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○伊東税務課長 たばこ税に関するお問い合わせでございますけれども、委員ご指摘のとおり、この間ずっと売り渡し本数は減っているところでございます。たばこ税に関しましては、区内で売られた分に関して、区に税収が入ってくるという性質を持っているものでございます。ということで、今ご指摘がありましたけれども、啓発用品を販売店で配布することによって販売を促進し、たばこ税の増収を図るというようなことで、啓発品をつくっているところでございます。それぞれといいますか、約1万個つくって、それぞれの組合を通して小売店に渡して、啓発用品として活用としていただくというような形でやっているものでございます。デザインは、その年ごとに変えてはいるのですけれども、なかなかいいデザインがなく、職員で苦労しながらデザインを考えるとところでございます。

○高橋（伸）委員 また来年度もいろいろデザインを考えていただいて、啓発活動をやっていただきたいと思います。たばこは健康被害に影響を与えるということではなくて、たばこ税も本当に区民の方に寄与していると思いますので、ぜひともそういった、寄与しているということも取り上げていただきたいと思っています。これは要望です。

続いて67ページ、天王洲公園野球場に関連して、コインシャワーについてお伺いしたいと思います。天王洲公園は、野球場とサッカー場がありますけれども、平成30年度決算を見ますと、コインシャワーの回数が1,961回、令和元年度の予算ですと6,600回、来年度、令和2年度は4,900回ということなのですけれども、八潮北公園、しながわ区民公園、しながわ中央公園、野球場・サッカー場などの使用回数は大体ほぼ同じだと思うのですけれども、おそらく、これは私の想像なのでも、使用回数は同じなのでも、大幅に、このシャワー回数の数値が、利用されている利用者が増えているということは、猛暑の影響だと思っているのですけれども、これをまず最初に確認させていただきたいと思います。

○中元スポーツ推進課長 天王洲公園野球場コインシャワーの利用回数のお尋ねでございますが、天王洲公園管理事務所につきましては、平成29年9月から平成30年8月にかけて、管理棟の事務所の増築工事が行われてございました。その中で、コインシャワーの充実が図られたものでございます。そして、コインシャワーの開設が平成30年9月でございましたので、平成30年の決算の数値は9月から秋から冬にかけて、3月までの回数ということでご報告を申し上げたものでございます。ですので、当然、今回の予算からは1年間を通し、また委員がおっしゃったように猛暑という影響も考慮いたしまして、少しその分を見込んだ数字で上げさせていただいているものでございます。

○高橋（伸）委員 よくわかりました。コインシャワーは本当に必要なもので、これからも充実を図っていただきたいと思います。

続いて、八潮北公園スケートボード場についてお聞きさせてもらいます。3月に開催予定でした初心者対象のスケートボード教室は、今回のコロナウイルスの影響で中止になったと、私は把握はいたしました。来年度予算2,470回というのは、ほぼ大体、利用者というのは決まっているのかということで私は思っているのですけれども、それに関連してというか、啓発・告知のことで、私が確認したのは、しながわ中央公園の公衆トイレに、八潮北公園スケートパークのポスターが掲示されていると思います。これは、ほかの公園で私は確認して見ていないのですけれども、どういうところに掲示を、特に若い世代の人たちに対して告知・掲示しているのかということをお聞きしたいと思います。

○溝口公園課長 八潮北公園のスケートボード場のポスター、チラシの件でございます。私どものほ

うで、やはりさらにスケートボード場を利用していただきたいといった思いで、ポスター、チラシをつくらせていただいて、今年の2月から掲示しているものでございます。掲示場所としましては、委員ご指摘のしながわ中央公園をはじめ、天王洲公園、南ふ頭公園等、スポーツの運動施設がある公園、管理事務所がある公園、そういったところに掲示させていただいて、周知を図っているところでございます。また公園課、スポーツ推進課、両課で連携していますので、そちらにも同じように掲示、チラシの配布をさせていただいているところでございます。

○高橋（伸）委員　私もスケートパークのポスターを見て、本当に若者受けする、すばらしいポスターだと思ったので、ぜひともこれは枚数をもっと増やして、いろいろ、さまざまところで掲示していただきたいと思います。

○鈴木（真）委員長　次に、湯澤委員。

○湯澤委員　私からは、71ページ、シルバーセンター使用料、77ページ、自転車駐車場使用料、それから101ページ、都市安全確保促進事業費の帰宅困難者対策費、それから115ページ、高齢社会対策包括補助金について質問いたします。

まず、シルバーセンター使用料についてです。今、人生100年時代を迎えているわけではありますが、区民の方々に健康で幸せに暮らしていただけるような社会づくりというのは、私どもの課題であると考えております。体を動かすことや友達と話すことといったことは、健康の秘訣でもありますので、コミュニケーションの一つとして、シルバーセンターを多くの方に利用していただき、健康維持に努めていただきたいと考えております。

そこで、シルバーセンターは、どのような方が、どのようにすれば利用できるのか。ここ数年の利用・登録者の推移とあわせて教えていただきたいと思います。また、予算書に記載されております使用回数につきましては、平日夜間利用、週末利用等の目的外利用をした回数とのことですが、その回数にもばらつきが大変ありますので、その理由についてもお聞かせいただければと思います。特に、旗の台のシルバーセンターにおいては、ここ数年、ほとんど目的外利用がされていないような状況でありますので、シルバー登録の方々の無料の利用は、ほかのシルバーセンターと比べて少ないのか、それも含めて教えていただければと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長　私から、シルバーセンターの利用についてのお答えをしたいと思います。

まずシルバーセンターは、区内にお住まいの60歳以上の方であれば、どなたでもご利用いただけます。基本的に、登録の手続きをしていただいて、なおかつグループ登録をしていただきますと、各お部屋もご利用いただけるというところでございます。

利用の状況でございますが、近年はほぼ横ばいといったところで推移していると把握しております。それと、予算書にございます目的外使用料、夜間・休日といったところに利用いただいている目的外使用料でございますが、旗の台シルバーセンターの利用が、確かに他のセンターと比べて著しく低くなっているということは事実でございます。これは1つには、お貸し出ししている部屋の数と、同様にご利用いただける集会機能を持った施設が近隣にあるといったところも影響していると分析しているところでございます。

○湯澤委員　シルバーセンターから、高齢者多世代交流支援施設であります、ゆうゆうプラザに改築が行われている施設があるかと思いますが、そちらの登録者の推移はいかがでしょうか。また、ゆうゆうプラザは、さまざまな世代の方々が集い、多世代の交流を目的とするわけではありますが、当初の目的、予想どおりに行われているか。また、ゆうゆうプラザになってから、シルバーセンターでは、施設利用

をしてきた高齢者の方々が利用できないというようなことはないか、教えていただきたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長 今、シルバーセンターの施設の老朽化等に伴いまして、大規模な改修あるいは改築というものを行う際には、ゆうゆうプラザへの転換というところを基本として進めさせていただいているところでございます。

委員のご質問にありましたように、シルバーセンターのときのご利用者数と、ゆうゆうプラザに転換してからのご利用者数を比べてみますと、明らかに、ゆうゆうプラザに転換した後のほうが、当然、対象者を多世代ということで拡充させていただいておりますので、そのかいもありまして、たくさんの方にご利用いただいているという状況がございます。1例を挙げますと、平塚橋ゆうゆうプラザにしましては、シルバーセンター時代と比べると、倍以上の方に毎年ご利用いただいているという状況がございます。

○湯澤委員 今後、区としてはシルバーセンターを、ゆうゆうプラザにしていくという予定はありますか。それも教えていただければと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長 今、まさに改修や改築を進める際は、より多世代の方にご利用いただける施設にということで、ゆうゆうプラザへの転換を進めているところでございます。今現在、旧東品川シルバーセンターの大規模改修に伴いまして、こちらをゆうゆうプラザに。あともう一つ、これは来年度予算でのということに、またご審議をいただくようになりますが、北品川シルバーセンターにつきましても、来年度から改築に向けて検討を進めてまいる予定でございます。

○湯澤委員 シルバーセンターのさらなる活用と、多くの方に愛される多世代交流支援施設が各地で誕生することを期待しまして、次の質問に移ります。

次に、自転車駐車場使用料につきまして、まずバイクの一時利用が前年度予算より1,000台減少して、また定期利用につきましても平成29年度予算からは2,000台ほど減少しているのですが、これはどういった理由からなのでしょう。区内のバイク駐輪の利用状況と、またナンバープレートの発行などの推移を、あわせて教えていただければと思います。

○古郡交通安全担当課長 バイクの一時利用の減少となっている関係ですが、原付バイクの利用台数が減少していること、また登録台数に関しても、平成31年1月の時点で1万5,165台、令和2年1月では1万4,640台と、525台減少になっております。また、利用率を見てみますと、平成30年度が124.5%、令和元年度は実績なのですけれども116.5%ということで、8ポイント減少になっている。この減少になっている理由については、登録台数の減少と、長時間利用が多くて回転率が悪くなってということで、減少しているものと考えております。

○湯澤委員 原付バイクというのは、購入時や転入時に車庫証明の必要がないので、購入後は自転車と同じような感覚で所有している方も少なくないかと思うところもあるのですが、やはり車体が大きいので、自転車のようにマンションやアパートといったところにとめられなくて、やむを得ず違法駐車をする方もいるようではありますが、もちろんそういう方を擁護するつもりはございません。所有者のマナーが求められている中、住民の方からは、私道にとめられてしまうと、地権者も警察も即時撤去ができないので、どうしたらいいかという相談を受けたりすることがありました。こういったバイクの違法駐車によります区への苦情や相談は、区内新規登録数などと同じように年々減少傾向にあるのか、また、このような相談に対して区はどのような対応をしているか、教えていただきたいと思います。

○古郡交通安全担当課長 陳情に関しては、ほぼ横ばいで推移しているようなところでございます。私道に関しては、私道の持ち主に管理権限がありまして、区には権限がないため、撤去できないという

こと、直接関与することができないということでございます。区では、ほかの町会なのですけれども、自転車も含めて、町会の掲示板や回覧板等を活用して、自転車利用者に注意喚起を行って、放置自転車を減少させた事例がございます。放置バイクに関しても、町会の皆様と、町会の回覧板、注意喚起のポスターの掲示やチラシの配布を通じて、バイク利用者の指導・啓発を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○湯澤委員 違反者の多くは、とめるところがないから仕方なくという自分勝手な言い分があったり、また悪質な違反者に至っては、法律を逆手にとって、私道への違法駐車などによって住民を困らせるというケースが事実起きているわけであります。先ほど、区にできることということでご答弁もいただきましたが、例えば時間貸し駐車場業者などの民間業者に、土地の提供や道路の占有許可をするなどして、業務依頼をするのはどうかと思いますが、その辺につきましてもご見解をお聞かせください。

○古郡交通安全担当課長 民間にも、民間のバイクの駐輪場というのも、ざらにできているようなところでございます。ただ、土地などが無い状況ですので、なかなか難しいというところでございます。あとは、警察のほうではパーキングメーターにかかわって、路上にバイクの駐輪場をつくるというような形も出てきていますので、それも踏まえて連携してやってまいりたいと考えております。

○湯澤委員 駐輪場の整備が違法駐車の軽減にもつながると思っておりますので、ライフスタイルに合わせて、バイクや自転車といった移動手段を持つ人にも優しい品川区に向けて、今後とも取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、都市安全確保促進事業について質問させていただきます。この事業の内容と、前年より約200万円多く予算を計上されている理由を、まずは教えていただければと思います。

○中島防災課長 こちらの都市安全確保促進事業費につきましてですが、帰宅困難者対策の協議会の運営費の委託の半額を、国土交通省から補助を受けているものでございます。この協議会につきましては、災害時に発生する駅周辺滞留者および帰宅困難者の混乱、駅前の混乱等を防ぐため、地域の住民の方々、事業所、各種団体、防災関係機関と協議会を設置して、災害に備えた運営のルール等の作成を行っているところでございます。昨年度から200万円ほど増えたところの内容につきましては、今回、対象が、大崎、五反田、大井町というのが従来なのですが、目黒駅につきましては隔年で、目黒区と幹事を交替しておりますので、令和2年度につきましては、目黒駅分の450万円の2分の1の歳入を予定したところでございます。

○湯澤委員 大井町、大崎、五反田、目黒というのは、もう乗降者数が大変多い駅でありますので、鉄道網が遮断された場合には、大変多くの帰宅困難者が殺到して大混乱すると予想されますので、帰宅困難者の安全を確保して、無事に帰宅していただけるような誘導というのが、災害時には現場に求められるところであると思います。そこで、この協議会に関しまして、何名でどういったメンバーで構成されているのか、また年間の協議会の開催日数や会議内容についても教えていただきたいと思っております。また、災害時に協議会が担う役割と、鉄道業者や消防、警察との連携なども、あわせてお聞かせください。

○中島防災課長 こちらの協議会のメンバーにつきましてですが、駅に近接している企業の方々、そして町会、商店街あるいは警察・消防署という形のメンバーの方々にご協力いただいております。当然、ターミナル駅の方にもご参加いただいているところでございます。

協議会の中身といたしましては、通常、協議会の会議を年3回、そして初動対応訓練みたいなものを1回、行っているところでございます。

実際の災害時に担う役割というところでございますが、やはり駅前に滞留される帰宅困難者等への情

報提供、そして区が開設する一時滞在施設等への案内というものを行いまして、駅前の混乱を抑制するところを、訓練等で実施しているところでございます。

○湯澤委員 ぜひ、たゆまぬ努力が大切ではあると思いますが、今後も帰宅困難者の命を守って、また無事に帰宅してもらうような取り組みを続けていただければと思います。

認知症の高齢者支援事業に関しましては、また違うときに質問させていただきます。

○鈴木（真）委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、111ページの地域福祉推進包括補助金の中の成年後見制度経費、それから59ページの負担金の中の保育園保育料に関連していいのでしょうか、幼児教育無償化の対象として、今回、児童発達支援施設等も無償化になっているのですけれども、その発達支援施設についての2点をお伺いしたいと思います。

最初に、成年後見制度経費なのですけれども、2月15日から市民後見人養成講座というのが、今年もまた開催はされたのですけれども、3月中旬までの講座だったのですけれども、今、新型コロナウイルスの影響で、残念ながら、6時間分の講座が残されて、一応5月まで延期という形になっているのですが、品川区社会福祉協議会でやっていただいている、成年後見センターでやっていただいている後見人の、市民後見人としての活動状況。増加しているのかどうか、横ばいなのか、あるいは少し活動が減っているのかという活動状況と、あと、市民後見人というものに期待する役割を改めてお聞きしたいと思います。

○大串福祉計画課長 市民後見人の活動状況、それから役割ということでご質問でございます。

今、委員からご紹介いただいたように、市民後見人養成講座というのを毎年開催させていただいております、こちらの講座を受講していただいた方が中心とはなりますけれども、後見活動をしていただいているというところでございます。社会福祉協議会で把握しているという形になりますけれども、62名の方が登録されていて、今現在、実際に受任、後見人としての活動を行っている方が28名という状況でございます。

役割ということでございますけれども、成年後見は大きな柱が2つございます。被後見人に対しての身上保護、それから被後見人の財産管理という2つがございます。市民後見人の方に対しましては、比較的そういったものが安定されている方について後見活動をお願いしていきたいと思っておりますし、今現在は、そういった形で後見活動をやっている市民後見人の方には、基本的には社会福祉協議会が後見監督人ということで、活動の補佐、補助をしているといった状況でございます。

○塚本委員 市民後見人の会、NPO法人ですけれども、こちらで主催していただいている市民後見人養成講座。ここが、基本的には、社会福祉協議会の成年後見センターで市民後見人としてそのまま実務についていただく方々を養成するというものとして捉えているのですけれども、講座等の周知、今年度の募集状況を正確には把握できていないのですけれども、そういった部分で広く区内への広報・周知についての、ぜひ推進といったものをお願いしたいと思うのですけれども、その点についてお伺いいたします。

○大串福祉計画課長 こちらの講座につきましては、社協だより等々でご紹介させていただいているところでございます。こちらは、今後やはり後見人が必要になってくるケースが増えてくるかと思しますので、周知の方法につきましても、広くできるような形で検討していきたいと考えております。

○塚本委員 大変大事な制度だと思っておりますので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

次に、児童発達支援施設についてなのですが、昨年の第4回定例会の一般質問で、私のほうでちよっ

とこれも質問させていただいて、現在、区内には14カ所、児童発達支援施設というのがあります。児童発達支援施設が幼児教育無償化の対象施設ということになって、利用者の方は、利用料が無償化になりました。その分、必要な運営の経費というのは給付されるわけですが、その給付が幾らなのだというところについては、基本的に定員規模、定員の多い・少ないによって、給付の額が決まってくる。単価が決まってきます。そういう状況になっているのかと思うのですが、では、この施設は定員は何人ですというのは、どういうふうに決まるのでしょうかというところを詳しく知りたいです。施設の広さとか、スタッフの資格要件を持っている人が何人必要だとか、あるいは施設側の思いとか、そういうものももしかしたらあるのかもしれないけれども、そこのお伺いしたいと思います。

○松山障害者福祉課長 児童発達支援施設の定員についてのお尋ねでございます。定員につきましては、それぞれの各施設、面積上のこともありますけれども、各施設側がどういった定員で事業所を運営するかということで、東京都の指定を受けるというものでございます。国の報酬によれば、利用定員が少ないほど基本報酬の単価が高くなるという仕組みになっております。10人以下の場合は830単位ですし、11人以上、20人以下の場合は559単位となっております。ちなみに、区内の児童発達支援施設の定員でございますけれども、児童学園と、重度の児童発達支援事業所は除きまして、全て定員は10名ということで同数となっております。

○塚本委員 わかりました。定員が少ないほうが単価としては高いのだと。そういう意味で言うと、これは運営する上での事業者側の判断のところになるのですが、10人ぐらいのほうが一番適切であって、また利用する、いわゆる利用者に対して、療育を受けるお子様に対しても、いろんな療育の時間というのは、お子様によって、また施設によっても、1日午前・午後とやったり、午前中だけ、午後だけなどあったりすると思うのですが、そういう部分においても、10人程度でやるというのが一番適切というような判断をしているかどうか。その辺のところをお伺いしたいと思います。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねの、定員は10人程度が適切かというところですが、事業者が運営する上においては、10人というのは結構、全国的にも多いところとなっております。都内でも10人希望というところがほとんどということになっております。

○塚本委員 10人というのが、こういう施設を運営する上で、やはり、もし20人でできるのだったら20人でやったほうが、実はこういう療育の児童発達支援施設としては望ましいというような、考え方としてできるのかどうか。やはり、いろんなことを考慮して、運営面あるいは療育を受ける利用者の立場というようなことを考えていった場合に、この定員というのはどの辺が適切という考え方というのは、今のご答弁で言うと、もう一回お尋ねしますけれど、特に区としては考えていなくて、これは利用者が運営面的なところで考えれば、それでいいのだというようなことでもいいのか、もう一度、確認させていただきます。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねの、事業者の運営面あるいは利用者から見た定員の適正ということについてのお尋ねだと思います。

まず利用者の面からいきますと、やはり国は、個々の障害児の実利用時間は問わないというのが国の解釈でございます。その解釈のもと、基本の報酬単価を設定しているという仕組みになっております。その理由は、障害のあるお子さんが、発達特性や障害特性等々、発達の中でどこの部分に対して支援するのか、時間はどれぐらいが適切なのかによって、事業者が定員を考えているというのが実情でございます。

○鈴木（真）委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは、59ページ、母子生活支援施設自己負担金、93ページ、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金、97ページ、母子保健衛生費、115ページ、高齢者クラブ運営助成費、161ページ、区議会事務局職員給与費についてお伺いいたします。

1点目は、高齢者クラブ運営助成費についてお伺いします。先日の高齢者クラブと品川区議会との意見交換会で、男性会員の増強についてのご意見をいただいています。高齢者クラブの男性会員の増強と活性化を要望いたしますが、高齢者の退職後の生きがいや趣味づくりについて、区はどのようにお考えでしょうか。

2点目は、区議会事務局職員給与費についてお伺いいたします。私は2月上旬に、「誰もが活躍できる職場づくり推進フォーラム2020～ダイバーシティ経営推進で企業の成長へ～」で、元カルビー株式会社代表取締役会長兼CEOの松本晃さんの講演「日本人、男、シニア、有名大学卒…そんな人たちだけでやっていけますか？」を聴講しました。カルビー株式会社では、仕組み、文化、環境、制度を変え、初めに60年間の棚卸しをしたと聞きました。1、よいことだから続ける、2、よいことだけできていない、3、すぐにやめたほうがよいことを分け、まず新しいことをやる前に、すぐにやめたほうがよいことを早くやめたそうです。人間は環境の動物だ。オフィスは作業場ではない、考える場所だ。組織はリーダーの力量以上には伸びない。ダイバーシティと働き方改革は同時にやる。行動の前に意識を変えないといけないなどのお話が印象的でした。

委員長の許可をいただきましたのでタブレットに表示させていただきます。資料は、区議会のホームページから、2019年5月26日から2015年5月26日までの4年間のうち2年ごとに、前半・後半に分けて、本会議の動画時間の開会から閉会までの合計時間を調査したものです。1枚目から2枚目の後半の2年間は72時間36分、3枚目から4枚目の前半は76時間9分で、後半のほうが約3時間半少ないこととなります。私たち議員にとって最も身近な職員である区議会事務局職員の方々の働き方を観察しましたが、区の職員の方々の働き方改革を考えたときに、議会のオペレーションの改善がよりダイレクトに反映されるのではないのでしょうか。働き方改革は、個人ではなく、議会も一緒に組織全体として取り組む必要があるからです。仕事の負担感には、仕事の質的負担と量的負担があり、量的負担はコントロールがしやすいですが、質的負担感の解消はしづらいです。身近で見聞きする中で、さらに私の議員としての経験としても、後半の質的負担感が大きかったように確信しています。量的な負担だけではなく、質的負担感の解消を要望いたします。特に区議会事務局という職場においては、意識としても、働き方改革というより、働き方変革という言葉が適切かもしれません。質的負担感を解消するための、区の職員の方々の働き方改革の推進について、区のご見解を伺います。

3点目、子育てに関することについてお伺いします。母子生活支援施設自己負担金は平均月額2,200円、5人掛ける12か月とあります。平成31年4月現在ですと、11世帯25人が入所していますが、定員は20世帯でしょうか。ひまわり荘の空き状況について教えてください。また、都内には母子生活支援施設や婦人保護施設があり、安心して利用できるということ、知らない方がいらっしやると思います。妊娠していたり、お子さんがいて行き場のない方や、配偶者などのパートナーから暴力を受けている当事者を含めて、広く多くの方々に知っていただくための周知方法、本当に困っている当事者につながる支援のあり方と今後の施設の活用について、ご説明をお願いします。

○宮尾高齢者地域支援課長 私からは、高齢者クラブに関するお尋ねにお答えさせていただきます。現在、高齢者クラブの会員数、会員の男女構成比ですが、おおむね3対7という状況になっておりまして、これは周辺の区でも大体同じような傾向であると伺っております。ということで、どこのクラブで

も、また連合会でも、男性会員を増やすということ、そして比較的若い層の方にどう入っていただくかということは、大きな課題として我々も共通の認識を持っているところでございます。ということで、会員の増強月間を設定したり、連合会の中に活性化委員会というものを設置したりするなど、高齢者クラブの方々とともに頑張っているというところでございます。いずれにしましても、区としては、多様な社会参加活動、機会、場所といったものをしっかりと整備していくというところで進めてまいっているところでございます。

○米田区議会事務局長 区議会事務局職員の働き方についてのお尋ねでございます。区議会事務局職員は、ご案内のとおり、区議会議員の方の議会活動を支援するために仕事をしているものでございます。その中におきまして、通常の本会議、委員会運営、また議会運営の効率化であったり、開かれた身近な議会づくりのための議会改革の議論、こういうところで議員の方々が議論されている中では、職員の働き方についても一定ご発言等をいただき、ご配慮いただいているものと考えてございます。その中で、一般的に職員の働きやすい職場づくりということは、ご指摘のありました質的・量的負担、それから仕事の自由度、コントロール、裁量がきくかということとともに、職場における上司あるいは同僚の支援体制がとれているかというようなことのバランスの均衡を欠くと、職員にとって働きにくい職場というようなことになるかと思われまので、その辺につきまして、議会事務局の職場といたしましても十分配慮しながら、職場の運営に努めてまいりたいと考えてございます。

○黒田人事課長 それでは、区職員の働き方改革についての区の考えということでございますが、住民要望はさまざまありまして、そういった対応の中では、かなり厳しい対応を求められるというところでは、ご指摘の質的負担感というところはあるかと考えてございます。ただ、この点も、自分の業務が何のために、住民福祉の向上のために寄与しているかということを考えて、そのために何を効率化してやっていくかということも含めて、職員みずから考えて、さまざま工夫していくということが必要かと思っております。その中で、上司の働きかけでありますとか、さまざまな外部の力、民間活力度やICTを活用しながら、事業を進めていくということが必要かと思っております。

○三ツ橋子ども家庭支援課長 母子生活支援施設ひまわり荘につきまして、委員がおっしゃるとおり、20世帯が定員でございますけれども、空き状況につきましては、今年度は、2年の期間を待たず早目に自立していかれた世帯が6世帯と多く、また近々入所される世帯もありますことを踏まえすと、通年空き状況は数世帯と捉えております。

また、周知方法でございますが、ホームページによる周知方法、またそのほか、ひとり親家庭の住まい全般のチラシの両面1面に母子生活支援施設のお知らせをしております、そのほか、子ども家庭支援課の窓口においていること、また児童扶養手当の通知やひとり親家庭の通知とともにチラシを配付しております。

そして、本当にお困りの方への対応につきましては、非常に難しいと私どもも捉えております。さまざまな機会を捉えて支援していきたいと思っております。今後も母子生活支援施設を、その趣旨を踏まえて、必要な方に必要な対策をとってまいりたいと思っております。

○横山委員 高齢者クラブのほう、ぜひ支援をお願いいたします。

働き方改革も、量的・質的両方の観点で進めていただけたらと思います。

時間がなくなりましたので、残りの部分はほかのところだと思うのですが、子育て世代からの声をご紹介させていただきたいと思っております。

産後ケアサービスの導入をしてくれたことに感謝しています。ほかの区では実現できていないので、

品川区は柔軟だと思います。話を聞いてもらえるだけで救われます。日帰り産後ケアもリフレッシュできて、子どもに優しくすることができました。産後のケア講座は、児童センターの職員さんなど、熱心に市民に教えてくれる方が多くて、産後の不安な時期を支えてもらっています。産後ドゥーラ補助事業は神。2人の子どもを抱えての産褥期を乗り切る大きな助けでした。金銭的に、自分のお金だけでは絶対に頼めなかったのが、ぜひ今後も継続してほしいです。子育てが楽しめていますなどの声が届いています。

引き続き、国や都の補助なども活用しながら子育てを応援していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。また別のところで聞きたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からは、52ページの特別区たばこ税について質問いたします。先ほどほかの委員からも質問がありましたけれども、なるべく重複しないように伺いたしたいと思います。

我々のこの議員庁舎内にも以前は室内喫煙所がありましたけれども、現在は完全に室内の喫煙所は排除され、喫煙者は屋外に設置された喫煙所にて吸っております。私は、たばこを吸うことがありませんので、なかなか皆さんの苦勞がわかりませんが、大変だろうとは思っております。大井町の駅前におきましても、ペデストリアンデッキの下と、もう1カ所、反対側にもありますけれども、計2カ所の喫煙所ということで、たばこを吸われる方にとってみれば大変不便な場所になってきたのではないかと考えています。

お聞きいたします。先ほど申しましたけれども、私はたばこを吸いません。ですから理解はしていませんけれども、例えば、たばこ1つで、国には何%の税金が入り、本区には何%が入るのでしょうか。

○伊東税務課長 たばこ税のところでございますけれども、ざっくり言いますと、国と地方で半分ずつということになってございます。実際に1箱当たりで考えますと、地方税で132円ほど、国税のほうで132円ほど、そのほかに地方消費税が入りますということで、これは一応、定価480円の1箱をベースに考えたときには、そのような金額が税金として入ってくるものでございます。地方税の中で、都と特別区ということになりますので、特別区のほうには113円余、都のほうには18円余というような形でございます。これはあくまでも定価480円のものに関しては、そのような内訳になってございます。

○木村委員 金額的に言われましたが、幾らのたばこの値段か私はわかりませんので、それがちょっとわかりませんでしたけれども、地方税として大体27.8%というようなことが語られました。この地方税とは、本区と東京都とを合わせた金額のことでしょうか。それをお聞かせください。

○伊東税務課長 定価に占める割合として言いますと、特別区のほうには23.7%ほど、それで都のほうには3.9%ということでございます。合わせて地方税としては27.6%の税という形になります。

○木村委員 私は27.8%と申しましたけれども、27.6%ですね。失礼いたしました。昨年の予算額が、予算書には30億5,800万円、そして新年度は30億4,800万円、約1,000万の差、減が出ておりますけれども、何が一番影響した金額になっているのでしょうか。

○伊東税務課長 今ほどお話したとおり、売り上げ本数に応じて、たばこ税が、先ほどのパーセントによって入ってくるということでございますので、やはり売り上げ本数が減っているという状況が一番大きく影響しているのかと思っております。ただ、この間、税率の段階的な引き上げということで、今も継続しています。今年の10月とか来年の10月ということがありますので、そういう意味では、

減ってはいますけれども、税収はどうかというところでは、横ばいかという気もしないところではないのですけれども、さまざま周りの状況、喫煙環境の状況ですとか、価格の上昇傾向があるというところでは、どうしても販売本数に影響していくのかと思っています。

○木村委員　過去の税収は30億円どころではなかったのではないかと記憶があるのですけれども、今、お話をいただいて、あまり差額はないみたいなことを言いましたけれども、その点、もう一度はっきりとお聞かせいただきたいと思っています。

○伊東税務課長　過去の税収というご質問でございますけれども、今、手元にある平成27年度の調定額というか収入額というところでは、35億2,100万円余という形になってございます。それで、平成30年度としてみますと32億2,400万円余というような形で、3億円ほど下がっているというようなことでございます。

○木村委員　この税金、税収というものは、喫煙者が購入したたばこの税金でありますから、私は、どうして喫煙者のために、この金額、お金というものを使わないのか。いろいろお話を聞いてみますと、たばこ税はたばこのため、喫煙者のために使うということは言われておりませんが、その点をもう一度はっきりとお答えください。

○伊東税務課長　たばこ税も一応、一般財源という形でございますので、さまざまな区の事業に関して使っているということになります。ただ、先ほども別の委員からもありましたけれども、販促品的なものをこちらで用意したり、また健康増進法の絡みで言えば、いろんな喫煙所の整備など、そういうものは税額の一部といいますか、たばこ税の税収の中から、そういうものに、たばこに関連する事業に関しては使われていると言えるのではないかと考えております。

○木村委員　確かに、たばこ税というものは、決まった使い道がないというようなことを何度もお聞きしておりますけれども、そういう中で本当に、喫煙者の皆さんは、税金を、お金を払ってたばこを吸う。そして、品川区はたばこを売るだけ。入った税金は、ほかに、何かいろんなところに使っていく。このようなことが言われておりますけれども、ぜひとも喫煙者の皆さんには、何か、ただ灰皿を置けばいいというものではなくて、やはりきちんとした喫煙場所という、ハウス型の施設というものをお願いしたい。私はたばこを吸いませんから、あまり言えることではないのですけれども、ぜひ、本当に喫煙者に対して、一般の方は大変迷惑しているようなところもありますので、そういう点におきましても、ハウス型の何か大きなものがあれば、たばこを吸われる方はそこで吸う。そして、また品川区でたばこを購入していただく。そういうことよって、また品川区に自由に使えるお金が入ってくるということになりますので、ぜひその点を重点的に考えて、お答えを最後にしていただきたいと思います。

○伊東税務課長　たばこ税として多くの金額をいただいているというところがございます。喫煙者、また喫煙しない方、それぞれ立場があらうかと思っておりますので、それぞれに適した環境を整備することで、たばこ税の税収を、各区がいろんな事業をやっておりますけれども、そういうところに活用して、共存できるような形へ進めていければと思っております。

○鈴木（真）委員長　次に、のだて委員。

○のだて委員　私からは、101ページの就学援助費について伺います。

就学援助の認定基準について伺います。この認定基準は、生活保護の基準に1.5倍の係数を掛けるなどして、生活保護世帯に準じる準要保護世帯の対象範囲が決められています。生活保護の基準は昨年度から3年間で引き下げられており、連動させれば準要保護世帯から外れてしまう家庭が出てしまいます。来年度の基準はどうするのか。連動させるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

○篠田学務課長 就学援助の認定基準についてのお尋ねでございます。基本的には、これまでも過去、生活保護の引き下げに伴って、さまざまご意見があったのですが、その都度、文部科学省からは、水準を維持するようという形で通知が出されてございます。ですので、今回も私どもとしましては、生活保護の基準の引き下げにかかわらず、現行の水準を、現状では維持していくということで考えているところでございます。

○のだて委員 今のところ引き下げは考えていないということで、生活保護引き下げ前の、平成24年度の基準を維持するというので、少し安心しました。しかし、安倍政権の社会保障解体の中で格差と貧困が拡大しており、昨年は10月に消費税10%への増税が行われ、低所得世帯には大きな打撃です。さらに就学援助の重要性は増していると思います。消費税10%で出費が増えてしまう中で、対象を拡大していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○篠田学務課長 就学援助の水準についてですが、現状は、さまざまな状況を勘案しながら、特にどういったものに対してどれだけ支給すれば充足するのかなというのは、はかりかねる部分もなかなか多いのですが、そういった意味では、例えば1つの目安としては、都区財政調整の単価等をこれまでも目安としてきているところがございますので、そういったものを踏まえながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○のだて委員 都区財政調整を踏まえてというお話でしたが、つまりどういうことかということで、改めて引き上げを求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○篠田学務課長 例えば、新入学、新1年生、新7年生に対しまして、新入学の学用品費というものを支給してございます。こちらに対しまして、これまで、今年度、それから前年度、平成30年度に1回引き上げをしたのですが、その後、都区財政調整の単価が引き上げられましたので、令和2年度の新しい新1年生と新7年生からは、新しい財政調整の単価に基づいた、新入学の学用品費を支給するという形で考えているところでございます。

○のだて委員 この間、新入学学用品費というものを引き上げてきたことは存じておりますけれども、やはり生活水準が消費税によって下がっているのではないかと思います。また、教育費負担が重いというのはこれまでも言われていると思いますけれども、就学援助を受けると、卒業アルバム費や修学旅行費などがあるもので一番高い9年生では、年額22万3,696円という支援が受けられます。これは、就学援助を受けられなければ、これを家庭で負担しなければならないわけです。就学援助を受けられるかどうかで、家庭の負担が大きく変わってくるということになります。区のパンフレットでも、平成30年度の目安として、2人世帯の目安が271万円から298万円、3人世帯の場合が324万円から385万円ということとなっておりますが、それで月の世帯収入にしますと、2人世帯ですと大体23万円から25万円、3人世帯ですと27万円から32万円ということになります。これは結構、大変な家庭だと思うのです。やはりここの支援を広げていくということが必要だと思いますけれども、要は今の基準で十分だと考えているのか伺います。

○篠田学務課長 基本的に、就学援助につきましては、生活保護の基準の1.25倍という形で、これまでもずっと設定してきているものでございます。こちらの基準が高いか低いかというところのお問い合わせでございますけれども、要は生活保護を受けられないご家庭においても、その1.25倍は見ているということでございますので、基本的には必要な最低限の支援はできているのではないかと考えているところでございます。

○のだて委員 必要最低限できているというお話でしたが、やはり、この拡大をしていく。消費税が

上がって負担も重くなる。そして教育負担はもともと重いとされておりますので、そういった子育て支援や教育の機会均等ということを考えても、ぜひ拡大していただきたいと思います。

次に移りたいと思いますが、新入学学用品費、先ほどもアップしてきたということで、国の基準が引き上げられて、区でも入学前からの支給と増額が行われました。その後さらに、国の基準額が1万円上乘せされ、小学校で5万600円、中学校で5万7,400円になりましたが、区の金額は小学生で4万7,380円、中学校で5万4,070円です。なぜ国の基準より低い金額としているのか。引き上げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○篠田学務課長 先ほどもご説明したとおり、基本的に、これまで私どものところでは、新入学学用品費の1つの目安として、都区財政調整の単価というのを、ある程度、掲げてきたところでございます。都区財政調整の単価がかなり長い間、据え置かれていまして、平成28年に、国のほうの生活保護の単価が都区財政調整の単価を大きく上回るような形で計上されてしまったものですから、一旦それに合わせて引き上げをして、現行の数字になっているというところではございますけれども、その後、都区財政調整の単価がさらに引き上げられて、今回、来年度からの来年度予算には計上させていただいております、先ほど委員もご指摘された単価で予算を組んでいるところでございます。さらにその後、国の基準がまた引き上げられているという状況がございますけれども、現状は一旦ここで都区財政調整の単価で引き上げをしましたので、これまでの考え方として、都区財政調整は一定程度、見ていくというところで整理してきてございますので、現状はこの形で整理をしたいと考えているところでございます。

○のだて委員 現状維持ということで答弁がありましたけれども、やはり国の基準としても、実態と見合っていないということで引き上げられたと思いますので、ぜひ区としてもその引き上げを行っていただきたいと思っておりますし、特に中学校は、制服、ズボンやスカート、あとワイシャツや体育着、あと学校指定のセーターなどもあるみたいですが、そういったものを全部そろえると10万円を超してくるということになりますので、この国の基準でも相当低いということになりますので、ぜひそれを踏まえて引き上げをしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

そして次に、制服、標準服についても伺いたいと思います。一貫校の標準服は今、一律2万円の支給ですけれども、昨年の予算特別委員会で実費支給を求めたところ、区は、私服の負担をしている方もいるということで、均衡を図るということで、全額支払いは考えないということでしたけれども、この均衡を図るというのはどういう意味か伺います。また、支給時期についても入学前からの支給を求めましたが、区は、手続き上できないと。前倒しの支給はしないということでした。なぜ手続き上できないのか。新入学学用品費も、当初は、収入認定が6月のため、前倒しができないと区は言っていましたが、実現しました。ぜひお願いしたいと思いますので、いかがでしょうか。

○篠田学務課長 学用品費の関係で、どこまで見るかという話になってくるものでございます。もともと、なかなか全てをカバーするというのは難しいだろうという中で、できる範囲でやっているということでございます。

○鈴木（真）委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、109ページ、歩行喫煙防止推進経費、115ページ、高齢者クラブ支援事業、125ページ、不燃化10年プロジェクト、ページは順不同でまいります。

まず、高齢者クラブ支援事業ですけれども、高齢者クラブの目的は、高齢者福祉の向上に寄与するために、高齢者クラブおよび品川区高齢者クラブ連合会の活動を支援し、地域の高齢者の生きがいをづくりや活動の活性化と会員のコミュニケーションづくりを図るとされております。この目的に対して、高齢

者クラブの活動の現状はどのように捉えていますでしょうか。

昨年12月に品川区議会の議会報告会等準備会議を中心にして、高齢者クラブの理事の方々と初めて意見交換会をさせていただきました。「高齢者クラブの課題と今後の活動について」というテーマのもと、高齢者クラブの方と議員とで、五、六名の小グループに分かれて意見交換を行わせていただきました。小グループということもあって、意見交換会ではさまざまなご意見を出され、課題と、そして今後の活動についての状況がよくわかったところです。

そこで、さまざまなご意見の中で挙がっていました共通の課題は主に3つありました。1つは、会員が増えないという課題。2つ目に、活動する会場や場所の確保が難しいということ。3つ目に、活動の状況など情報発信が難しいという、こうした3つの課題が挙がっておりました。こうした課題をどのように捉えていますでしょうか。また、捉えた課題に対して何か対策を考えていらっしゃるのか、考えていこうとされているのか、今後の高齢者クラブの活動支援の方向性について、お考えをお聞きしたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長 高齢者クラブに関するお尋ねです。まず高齢者クラブは、高齢者の皆様の健康づくり、生きがいづくり、また仲間づくりの場として、大切な役割を担っているところでございます。我々も、そこに対して日々、さまざまな形で支援をさせていただいているところでございます。

今、委員からお話のありました、高齢者クラブが抱えている課題。これはまさに、私どもも同じように共通の認識を持っているところでございます。会員が思うように増えない。それから場所の確保に関すること。それから情報発信に関すること。こういったことに関してクラブでは、毎年1月から3月を会員増強月間ということで設定させていただいて、そこに我々もさまざまな形で携わらせていただいて、会員の確保と一緒に取り組んでいるところでございます。年によって若干違うのですが、この3か月で、会員に関しては、1年間に入られる新規の方のおおむね55%から60%程度の方が、この増強月間にご加入いただいているというところでございます。それと場所の確保というところに関しましては、私どもで所管をさせていただいている、シルバーセンター、ゆうゆうプラザをはじめ、さまざまな区有施設といったところを、福祉団体登録をさせていただくことによって、より使いやすくなる、利用料金も無料をご利用いただける。こういったこともお伝えさせていただいているところでございます。それから情報発信というところでございますけれども、こちらは、やはりホームページやSNSといったところまで、なかなか手が回ってっていないというところが課題としてありますので、より若手の会員の方たちを確保して、そういった方たちとともに課題をクリアしていこうというところを話し合っているところでございます。

○こんの委員 取り組み、また対策してくださっていることもよくわかりました。

そうした状況の中で、まだこの3つの課題が挙がってくる。さらなる方策が必要なのかと感じるころですけれども、意見の中で、例えば場所の確保について、こんなご意見がありました。高齢者クラブの方々は、各町会で設立されているのがほとんどの団体かと思われるのですが、そうしたことによって、会場が、町会会館の活動が重なってしまう。また、シルバーセンターといったところを利用していくわけですけれども、先ほども課長がおっしゃった、ゆうゆうプラザが多世代交流施設へと転換していくことによって、いわゆる高齢者の方々が今まで使っていた使い勝手よりも状況が変わってきているという課題があったりという中で、区の区民集会所も使われながら活動されているというところから、この区民集会所の使い方を、もっと利用しやすくてできないものか。例えば申請について、年間を通じて予約ができないかというような声が上がっておりました。一応、現行の区条例施行規則によりますと、6か月

前まで予約が可能となっているわけですので、半年間は予約ができるわけですが、年間を通じてというご意見がある中で、ここをどう考えていくかということなのですが、私は高齢者クラブの方々の場所の確保について、今後、1つの対策として、高齢者地域支援課と地域活動課で連携した方策を検討するみたいなことを考えてみてはいかがかと提案するわけですが、いかがでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 場所の確保というところでございます。確かに高齢者クラブは、うまく町会と連携をとって、町会会館を上手に使われてというところも多数ございます。私どもが大切に考えているのが、そういった成功事例、それからうまくいった事例といったものを、まずは皆さんでしっかりと共有して、各クラブで持ち帰れるところは持ち帰る。あるいは倣えるところは倣おうと。これがやはり一番身近な近道だというところは、共通の考え方として持っております。

一方で、シルバーセンター、ゆうゆうプラザは年間を通じて予約できるのですが、区民集会所もその利用方法をというところでございますが、区民集会所は区民集会所で、今もう既にいろんな方が、いろんな目的でご利用いただいております。そこに、高齢者クラブの方が年間を通して入ることになると、ひょっとすると、今活動されている方にとってどうなのかというところもございまして、そこは慎重な見きわめが必要かと思っております。ただ、いずれにしましても、場所の確保というところが高齢者クラブでも課題であるということは我々もしっかりと受けとめて、今後もどんな対策が有効かというところを考えていきたいと思っております。

○この委員 それぞれのクラブの活動を共有し合う。これは非常に大事なことだと思います。場所の確保については、今、課長がお話をしてくださった、方向性としてどのようにできるかというのを見出してくださるという、前向きなご答弁と受けとめております。年間として予約ができる・できないというのは、ちょっと難しいところではあるのかもしれませんが、何かできることをと考える姿勢というのはご答弁いただいたのかと思います。ですので、場所の確保についてはこれからも考えていっていただきたいと思っております。

それで、情報の共有というところと情報発信というところとは関連すると思うのですが、そうすると、この高齢者クラブの広報というのは、主に区のホームページでご案内があったり、あと広報しながらでご案内をしているのだと認識しているのですが、広報しながら掲載する場合、加入の呼びかけと活動の様子など、特集を組んでの掲載というのがあったのか、また、そうではなくて定期的に、加入しませんかという、消極的と言って申しわけないですが、それぐらいの広報なのか。ここをもう少し工夫したほうがいいのではないかと感じる場所です。

また、ホームページについても、こちらもクラブの団体一覧とマップと、それから活動の状況しかご案内しておりませんので、そこをもっと加入促進支援につながるようなホームページに変えていったほうがよいのではないかと感じるのですが、その点はいかがでしょう。

○宮尾高齢者地域支援課長 より加入促進につながる広報の仕方をというところでございます。今、委員にご指摘いただいたとおり、区のホームページ、広報紙等を使わせていただいて、情報発信をさせていただいているところでございます。それに加えて、先ほど申し上げた会員増強月間に合わせて、ふれあい掲示板を活用させていただいて、増強月間を設定しますということも、やらせていただいております。それから、広報ひんこうれんという品高連独自の広報紙というものも、定期的に発行させていただいているところでございます。今あるものを、さらにどのように有効活用していくかといったところも含めて、広報のありようを探っていければと思っております。

○この委員 広報の仕方も、今よりもより加入促進につながっていくような方向性で、ぜひ考えて

いっていただきたいと思います。要望で終わります。

次にまいります。不燃化10年プロジェクトですけれども、都の事業の期限が目前に迫っており、それを、都としては事業の延伸を決めて、さらに新たな地域の整備についても事業を展開するとしております。そこで、品川区区内において現在指定されている地域のほかに、この事業に値する地域はあるとお考えかどうか、そのお考えをお聞きいたします。

○高梨木密整備推進課長 本年1月に都が示しました不燃化10年プロジェクト、不燃化助成の5年延伸の件でございますが、基本的に都の考えといたしましては、現行の特区がまだ依然として目標に達していない。それで、5年延伸して目標に近づくべく取り組みをしていきたい。こういった考えがもたれているものというお話は聞いているところなのですが、品川区区内においては、不燃化特区に準じて、地域危険度が高かったり、老朽住宅が密集していたり、狭隘道路が多かったりというような箇所が、不燃化特区以外にも存在しているものと、区としては把握しております。そういったところを新規地区として、品川区としては東京都にぜひ、延伸のタイミングで、新たな特区として申請したいといったところを、前向きに協議していきたい。このように考えているところでございます。

○この委員 今、そのようなお考えを聞いて、私も、地域の中でというか、区内の中で、そうした地域はあると考えておまして、それは、高い建物はほとんどないですが、木造の住宅が密集していて、未接道の敷地も少なくない、あるという、また狭隘道路や老朽化した木造住宅が多く見受けられる地域、具体的には大井二丁目がそれに当たると考えているのですが、その地域へのエントリーをぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高梨木密整備推進課長 課といたしましても、大井二丁目は非常に老朽住宅が密集していて、課題の多いまちであるといったところは認識しているところでございますが、来年度以降、新たな地区の申請に当たっては、また、ほかにもそういったところがないかどうかといったところを、区内木密地域を広く見渡して検討した上で、東京都に対して積極的に協議していきたい。しっかり検討していきたい。このように考えているところでございます。

○この委員 大井二丁目のほかにも、そういう地域はあると理解はしております。ですので、ここだけとは限らず、ただ、やはり、多くこの地域で見られる状況として、今、具体的な地域を1つ申し上げましたが、ほかでも区内でありましたならば、そこをエントリーしていただきたいと思いますので、ぜひ賢明なる検討をお願いしたいと思います。

次にまいります。歩行喫煙防止推進経費ですけれども、こちらは新年度予算の中で、対策としてコンテナ型の喫煙所を設置すると認識しております。まず、コンテナ型の喫煙所はどこに、具体的な設置の場所が決まっていたらご案内ください。

○黨生活安全担当課長 委員お尋ねの喫煙所につきましては、現在、大井町の駅の城南信用金庫の前にあります灰皿を、奥の、通称、猫公園と言われている公園に移設させていただきまして、そこに閉鎖型の施設を置かせていただきたいと考えているところでございます。

○この委員 城南信用金庫のところは数多く声があつて、あそこは、ちょうど交差点の信号を待つ人たちに煙が直接かかってしまうという地域でもあったので、そこは大変によろしい場所だと考えます。そのほか、指定喫煙所が9カ所、品川区内にはあると思うのですが、今後、こうした地域にも、ほかの指定の場所にも、コンテナ型あるいはコンテナが置けない場合は別の方策をというところを、さらなる強化を推進されるのか、何かお考えがありましたらお願いします。

○黨生活安全担当課長 現在やっているところにつきましては一生懸命対策をとりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○鈴木（真）委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 私からは、139ページの不動産売払代金、第一日野小学校、それから93ページの国庫補助金の子ども・子育て支援交付金ならびに都補助金の同じく子ども・子育て支援交付金から、すまいるスクールの昨日の実績をお伺いしたいのと、それから家庭あんしんセンターならびに子ども家庭支援センターについてお伺いしたいと思います。少し時間がありましたら、たばこについてもお伺いしたいと思います。

まず、不動産売払代金が4億5,000万円とあるのですけれども、これは午前中のご答弁で、擁壁工事を行うことということがありました。校庭として使えない期間があるのか、あれば期間と、その代替場所について教えてください。

○有馬庶務課長 擁壁全体の改修工事を行うということですので、一時的にはここのグラウンドは使えなくなるようになります。期間的には、まだこれは実施設計の段階ですので、確定はしておりませんが、来年の夏以降、令和3年度までということで、令和3年度のいつ終わるかというところは、これから最終的なところを決めていきたいと思っております。

代替場所につきましては、とりあえず、第一日野小学校については第1グラウンド、芝生になっているところがありますので、まずはそこを使っていくということで考えているところでございます。

○あべ委員 擁壁の改修の必要性というのは、いつごろ誰が調査を行って、いつまでに必要との結果だったのか教えてください。

○有馬庶務課長 毎年、学校施設につきましては、品川区の技術職員が、どこの学校でどういう工事をするかということを確認しています。そういった中で目視点検等を行いながら、先ほども言いましたように、擁壁に、ひび割れやクラックが入っているというようなことがありまして、劣化があるだろうということで、今回、改修工事をやろうということで判断したということでございます。

○あべ委員 その目視をやって、今度、工事を決めようと思ったのは、都が放射第2号線の用地買収を始めたよりずっと後の話ですよね。これは、予算を見ますと擁壁工事というのは総工費が約8億5,700万円かかる。目視で今回やろうということで8億円の工事がいきなり決まるというのは、不思議な気がするというか、ちょっと違和感があるのですけれども、この8億5,000万円の工事代の財源というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○有馬庶務課長 基本的に、目視もそうですけれども、建築の法定点検の部分でも当然、擁壁が入ってきますので、そこでの指摘も受けてということが、この工事の前提にもなっております。

それから、財源につきましては、現在、擁壁改修の補助金がありますので、それについては申請をしていくということで、まだ確定はしていないということでございます。

○あべ委員 8億円の工事をするのであれば、専門家がいつまでにやらないと危険だというような調査結果などが出てやるのが通常かと思えます。財源はこれから申請ということなのですからけれども、こうした経緯で、もしこの工事が本当に必要であるとすれば、全額、都に出してもらってもいいのではないかと私は思っておりますけれども、十分な交渉をよろしくお願いいたします。

それから、すまいるスクールのほうは、昨日、休校が始まりました。どのくらいの方が利用して、通常のすまいるスクールに比べて何割ぐらいだったのかだけ教えてください。

○廣田子ども育成課長 昨日の利用状況でございますけれども、午前中が全校で1,645人、1日の利用として午前・午後を合わせますと1,926人という形で、想定は3,000人程度を予定してい

たので、6割から7割ぐらいの利用という形でございました。

○あべ委員 一方で、スタッフの確保もかなり進んだということを知っておりまして、スタートとしては、ちょっとほっといたしました。関係者のご努力に感謝したいと思います。

それから、家庭あんしんセンターなのですけれども、今回、条例が改正されたことによって、これまで家庭あんしんセンターで担ってきた育成相談が新しいセンターに移行することになりました。昨年の一般質問でも、まず子ども家庭支援センターの充実が必要であるということを求めておりまして、直営での新しいセンターの設置はありがたく、また期待しているところです。ところで、これまで家庭あんしんセンターの育成相談件数は、年間どのくらい、何件ぐらいあったのか。これを全て子ども家庭支援センターに引き継いでいくのか。新年度からは家庭あんしんセンターは何件くらいケースが残っているのか。見通しを教えてください。

○崎村児童相談担当課長 家庭あんしんセンター内にあります子育て支援センターについてでございます。今回の定例会で条例議案を提出させていただいておりますけれども、来年度は虐待や養育困難等の相談対応を区に一元化するとともに、児童家庭相談体制の明確化を図るために、子ども家庭支援センターというものを組織化いたします。それに伴いまして、品川区子育て支援センターでは、虐待等の相談の新規受理がなくなりますので、その分、業務量が減ることが見込まれます。

実績ですけれども、子育て支援センターが昨年度、平成30年度の1年間に相談を受けた件数が346件ございまして、そのうち虐待の件数が134件でございます。今年度は、1月末現在で337件のうち151件が虐待等の相談になりますので、150件ちょっとの虐待相談の受け付けがなくなるかと思われまます。ただ、引き続き令和2年度につきましても、育児、しつけや性格行動などの、1回の電話や来所相談で主訴が解消するような育成相談につきましても対応していただきます。こちらが大体、年間150件ほどと見込まれますので、こちらの件数が来年度以降も対応していただける件数と認識しております。

○あべ委員 ということは、年間300件あまりが150件程度ということで、この育成相談については半減するわけですが、ここは5年間の指定管理で運営されていたかと思えます。家庭あんしんセンターは途中で業務内容が縮小することで、指定管理料の見直しなどは行われたのでしょうか。

○崎村児童相談担当課長 指定管理料の見直しですけれども、来年度につきましても、先ほど申しましたように、虐待等の相談はなくなるわけですが、現在継続中の虐待や養育困難のケースの対応、また令和2年度中に終結しないようなケースを、区の子ども家庭支援センターに引き継いでいただきますので、相談業務にかかる職員体制については、今年度から特に変更しておりません。ですので、指定管理料についても、ほぼ今年度と同額で予算計上しているところでございます。

○あべ委員 ほぼということは、一旦それについて議論をされた上で、新たに決定されたというか、ほぼ同額と考えられたのでしょうか。見直しをせずに、ただ漫然と同額を払い続けるということであれば、私はそれは不適切だと思います。ただ、一方で、この分野は、まだまだ人手不足、経験不足の分野でもありますので、これまでの経験、マンパワーを、新たな組織の中で十分活かすための金額であるということであれば、やはりその職務内容をきちんと定義して、その中で客観的な説明ができる形で、5年目の金額というのを設定していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○崎村児童相談担当課長 申しわけございません。ほぼと申しましたのは、やはり事業内容について、虐待の相談がなくなることに對して、それに付随する業務については、区の子ども家庭支援センターに移行しますので、その部分は削減しております。ただ一方で、昨年10月に消費税率が10%にアップ

した関係で、やはり指定管理料についても若干アップになっておりまして、本当に微差減額となっているような状況でございます。今ご指摘がありましたように、やはり業務が減れば、指定管理料が減るというのは当然のことと理解しておりますので、来年度、子育て支援センターの業務や、令和3年度以降は完全に児童虐待等に関する相談業務が区に移行することになりますので、必要な職員体制等々を勘案しながら、令和3年度予算編成に向けて検討していきたいと思っております。

○あべ委員 最後に、家庭あんしんセンターは今後、児童および家庭に関する総合相談に力を入れていくということになると思います。子育て家庭が、より立ち寄りやすい相談の場として機能していただくことを要望して終わります。

○鈴木（真）委員長 関連で、安藤委員。

○安藤委員 139ページの、今のあべ委員の不動産売却収入のところ、もう少しお伺いしたいのですが、擁壁改修が必要だということで、今回それに伴って、グラウンドの一部が道路予定地にかかっている、あわせて売り払うことになるということなのですが、そもそも、ではグラウンド利用者や保護者の方から、「ここが危ないのですけど」というようなきっかけで、今回、擁壁の改修の必要性があるというふうになったわけではないということなのか、区が点検する中で気がついて擁壁改修になったという経緯でいいのか、伺いたいと思います。

○有馬庶務課長 この擁壁は、品川区の職員が見に行っております。見ていただければわかると思いますけれど、かなりコンクリートの壁に亀裂も入っております。クラックが入っていたり、場所によっては骨材が見えていたりということがございます。それから、校舎から校庭に渡る歩道橋のコンクリート強度も一応調査いたしました。この歩道橋については、コンクリート強度が今の基準に達していないというような、数値が出ております。そういうことがございましたので、もろもろ、そういったことを含めて、子どもの安全のために早急に改修したほうがいだろうという判断に至ったということでございますので、そういったことを総合して判断したということでございます。

○安藤委員 私が伺ったのは、では、そこを利用している子どもたちや保護者、学校からの要請ではなかったのかと聞いたので、そこはちょっとはっきりお答えいただきたいというのと、もう一つ、擁壁の実際の強度の調査などはどのように行われたのか、これから行われるのか、そこを2点目にお伺いします。あと、擁壁改修には補助金を申請していくということですが、都に対する補助金なのか、国に対する補助金なのか、どういう補助金を想定しているのか、申請する予定なのか、伺いたいと思います。

○有馬庶務課長 P T Aや近隣住民から直接こちらに来たということではございません。学校のほうには何人か声が行っているかも知れませんが、直接こちらで何か受けたということではなく、職員などの目視で点検したということでございます。

それから補助の関係ですけれども、要するに危険度というようなところで、擁壁で過去にも申請していた例がありますので、そういったことが申請できるかどうかということで、国も都も含めて検討していきたいと思っております。具体的に何々補助金ということでの申請ということで、今、決めているわけではないということでございます。

それから強度の調査については、12条点検での報告に基づいてということでございますので、「クラックが見えるので早急に改修したほうがよろしいです」という報告に基づいてということでございます。

○安藤委員 では、実際の強度の点検などはこれからやるということなのでしょうか。その辺につい

てお伺いします。

○有馬庶務課長　　今、実際の強度がどのくらいかという数字や、実際に現場であったのかどうなのかは不明ですので、そこは後ほど時間があればお答えしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○安藤委員　　ちょっと、わからないところが多いのですが、強度を実際に点検した結果がわからないから後で報告ということなのか、それとも診断そのものもやったかどうかわからないという意味なのか、そこだけ最後にお伺いします。

○有馬庶務課長　　点検は行っているのですが、強度の数値があるか、今その数値が幾つだからということが手元にありませんので、後ほど回答したいと思っております。

○鈴木（真）委員長　　次に、芹澤委員。

○芹澤委員　　私からは、139ページ、ふるさと納税と、56ページの財政調整交付金、それと139ページの、先ほど議論がありました第一日野小学校の不動産の売り払い、時間次第で125ページの無電柱化推進事業について伺います。

まず、ふるさと納税の制度についてですが、これまで例年、毎年のように、大きなダメージを区に与えてきたと思います。当然、区も流出抑制、そして流入の促進というのを、毎年のように、力を入れて進めていただいております。昨年からふるさと納税は一部制度が変わりまして、品川区民から品川区へのふるさと納税を使った寄附ができなくなったと思っています。まず初めに、昨年の6月から変更になっていますので、昨年の5月までの段階で、わかる範囲で結構ですが、品川区民の方からの、ふるさと納税の寄附、それと区外からの寄附の割合がどれくらいあるのかをまずお聞かせください。

○伊東税務課長　　昨年というか、制度が変わって以降ということでございますけれども、令和元年度ということで、81名が品川区内の方ということで、令和元年度2月1日現在で298名いるのですが、そのうちの81名が区内という形でございます。

それと、区民からの、ふるさと納税ができないということではなく、自区民の方に対しての返礼品は出してはいけないというのが、改正の中身でございます。

○芹澤委員　　ふるさと納税の返礼品が出せないということで、区民からの流入も幾らか大きかったというご回答がいただけたと思っています。

あわせて財政調整交付金についても伺います。現在の55対45の配分割合について、決定された平成19年時点での、あり方検討委員会での決定だったと思います。来年度から0.1%、配分割合を変更すると伺っています。その中で、平成19年当時、当面これを安定させようと、税制改正分担変更などが無い限り安定させようということで、13年近く変更がなかったと理解しています。この変更が始まった、来年から変更が起きる経緯として、品川区もそうですし、特別区で児童相談所をスタートさせようというような流れの中で、こういった0.1%の変更が起きたと思っています。その配分割合としては、区への交付金が増えていくわけですが、交付金の総額を、今年度の見込みと来年度の見込みで比較してみると、6.4%近い減になっていると思います。額にすると700億円近い減額となります。これは、法人税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、そして先ほどのふるさと納税というのが大きな足かせの原因になっていると思いますが、まずそこまでの認識が合っているか教えてください。

○品川財政課長　　財政調整交付金のほうでございますけれども、まず配分割合については、児童相談所の移管の関係で、来年度から、先行3区と呼ばれているところが進むということで、配分割合を変更しております。ただ、実質分としては大体0.26%ぐらいというところでは言われているのですが、いろいろと交渉の中で、0.1%というところで、妥協点というか、均衡点というか、そういうところ

になったという経過でございます。

それから、来年度の財政調整交付金の見込みのほうですけれども、基本的には法人住民税が一部国税化されるということで、減の大きな要因となっています。それからもう一つは、プラスの要因もあるのですが、法人住民税が減になると反対に、法人事業税という国税から一部、財政調整交付金のほうにお金が出てくるというような動きもございます。それからふるさと納税、この辺に関しては、財政調整交付金の原資というのは、いわゆる調整3税と言われた、法人住民税、固定資産税、特別土地保有税で、新たに今回、法人事業税も入ってきたというような形になりますので、ふるさと納税については財政調整交付金には大きく該当はしないというところでございます。

○芹澤委員 先ほど少しお話ししましたように、平成19年のあり方検討委員会の中で、税制改正そして分担変更等の変更がない限り、当面安定させるといった議論で、13年間、55対45で進んできたのだと思っています。その意味で、先ほどお話しいただいたように、児童相談所を特別区で行っていくというのは当然、分担の変更になり得ると思っていますし、0.1%という数字が低いという考えもあるかもしれませんが、13年間変わらなかった制度を変えていったという大きな一歩になっていると思っています。児童相談所もそうなのですが、今お話があったような法人税等など、さまざまな税制改正がこの13年の中で行われていると思います。そういった意味では、令和4年度にまた再度、配分の変更の検討を行うというようなことも資料で書かれていますが、さらなる配分変更、55対45、55.1%からの変更を、区がどうお考えなのかお聞かせください。あわせて、この資料にも書いてあるのですが、今回の特例的に対応した配分変更も含めて議論を進めると書いてあります。つまり、児童相談所の0.1%が特例的な対応だと書いてあるわけで、これは、見方を変えれば、0.1%が当面的な特例措置であって、次の議論の中で、0.1%をやはり戻そうというような議論にならないのかというのを少しだけ危惧していますので、その辺も含めてお聞かせください。

○品川財政課長 配分割合の点でございますが、今、委員からご説明がありましたとおり、児童相談所の配分割合については、令和4年度に改めてまたやっていくというような動きになっております。最後のほうのお話にあった、0.1%が下がるのかということところは、まずあり得ないかということがあります。当然、児童相談所をやるに当たって、特別区に大きな需要が発生するということに対して、やはり配分割合を変えるということが、平成19年と平成11年に要綱等で、都区財政調整のところで決まっているのが基本スタンスとなってございます。これはまだ、ざっくりな数字なのですが、ある程度、特別区が今回の財政調整交渉の中で試算した中ですと、22区全てが児童相談所を開設した場合というのは、大体、率としては1.38%ではないかということでは計算はしています。ただ、これは、都側の意見とすれば、やはりまだ実際に動いてもいないのに、架空の数字の中でいろいろと率を出しているということがあって、事実上、ある程度、実績が出てから決めたいというのが、令和4年から交渉を始めるというところの1つの考え方というところであります。ただ、そうはいいまして、当然、需要が発生したすぐの時点で率を変えるべきということには要綱にも載っていますので、その辺の考え方がお互い違うという点はあると思いますが、今回は0.1%というところでおさまっているという状況でございます。

○芹澤委員 今、最後のほうにお話しいただいたように、もともと、この都区財政調整というのは、簡単に言えば、決算ベースというより予算ベースで調整されるものだと思います。また、地方税というのは応益負担というのも原則であると思っていますので、令和4年だけではなくて、引き続きさまざまなせめぎ合いがあると思うのですが、ぜひ負担変更については、品川区が前向きに取り組んでいただ

ければと思います。

続けて、第一日野小学校の校庭の売り払いについて、賛成の立場から質問を伺います。本日、幾つか議論がありました。主に、校庭のそもそもの売り払いについて、そして人工芝生化についてと、大きな2点の議論があったと思っています。私が地域の声を伺えていないと言われればそれまでなのですが、私も学区の地域住民の一人として、町会や学校の職員の方々、あとはPTAやクラブチームの方々など、さまざまな方々のお声をいただいておりますが、今のところ、私のレベルにおいては、反対といったお声は伺っておりません。

あえて言えば、売り払いで、例えばサッカーコートが1面とれなくなってしまうのではないかというような不安のお声はありました。こちらは、調べればわかることなのですが、サッカーコート等の面積は確保していくという方針で伺っております。また、ほかにもこちらは区民まつりの会場でありますので、人工芝生化することで、上で火が燃えなくなってしまうのではないかという不安のお声もありました。これは直接、私も行政にお声を届けさせていただきまして、当然、人工芝の上では火が燃えないのがまず原則でありますので、全面、人工芝にするかどうかはまだ未定ですが、基本的には全面的な人工芝というのはあまり考えづらいので、そのほかの部分で火を使っていたくことを検討していくという前向きなお答えもいただいております。もちろん、その方からは、「子どものためなら仕方ない」というようなお声もいただいております。子どもの活動を優先しながらも、さまざま活動していただいております。私のレベルでは今のところ、先ほどお話ししたように、反対の声はないわけですが、例えば行政のほうに直接、第一日野小学校の校庭に限って、この売り払いへの反対の声というのが、どのようなものが届いているのかをまずお聞かせください。

○有馬庶務課長 この予算については、昨年度、実施設計をやっていくというようなことにはなっておりますということで進みました。これまで、こちらのほうに、それについての苦情ということは届いておりません。加えて、人工芝生化を予定していきますというような話を、これは最近ですけれども、学校にお伝えしたところ、それについては、その方向でやっていただくと大変ありがたいという声を聞いているところでございます。しかも、今回の売り払いですけれども、売り払い後の校庭も、きちんとした100mトラック6コース、直線では50mはとれるという、それでも維持できますということもございまして、学校からも、特に問題はなしという、ぜひよろしくというような声を聞いているところでございます。

○芹澤委員 第一日野小学校のいわゆる第2グラウンドのお話になりますが、あそこは非常に水はけも悪くて、おそらく、今日はもともと休校状態ですが、あそこも非常に多分、今、水浸しの状態になっているかと思っています。そして、また先ほどご答弁もありましたとおり、校舎と第2グラウンドをつなぐ渡り廊下みたいなところも非常に古くて、新しくなるというのは非常に喜ばれていますし、人工芝生化することで、体育の授業や部活動、またクラブチームもかなり使っていますので、その稼働率がしっかりと確保されるというのは、保護者や地元の方々、私の周りであれば、私の周りしかわからないことですが、非常に喜んでいて理解していますので、ぜひこれは前向きに進めていただければと思います。

最後に無電柱化について少しだけお聞かせいただきたいと思います。無電柱化は、来年度のプレス発表の予算で、4路線を中心に無電柱化を進めていくと伺っています。まず、この4路線というのがどこを指しているのか教えてください。

○多並道路課長 無電柱化につきましては、現在、素案という形で推進計画を公表させていただいて

いるところでございます。来年度につきましては、競馬場通りの、今、未整備の部分400mおよび文庫の森の周辺の避難道路2路線、あともう一つが、旗の台駅から昭和大学までの間の道路ということで、この4路線を整備する設計をやる予定で考えているところでございます。

○**芹澤委員** 先ほどの4路線のお答えをいただきました。ほかにも、さまざま区では、例えば桐ヶ谷通りであったり、非常に歩道が狭くて車道に出ざるを得ないというようなところに電柱がどんと置いてあったりするわけですが、そういったさまざまな歩道の改修といいますか、無電柱化というのは、これから検討されていくのでしょうか。お聞かせください。

○**多並道路課長** 無電柱化推進計画素案という形で、今後につきましても、計画の途中の段階でも、地域の方のご意見をいろいろお伺いしながら、必要なときに改定するなり、より区民の安全安心につながるような形で考えていきたいと思っているところでございます。

○**鈴木（真）委員長** 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時28分休憩

○午後3時45分再開

○**鈴木（真）委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑に入ります前に、理事者より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○**有馬庶務課長** 安藤委員の関連質問について、回答が保留になっていた部分についてお答えいたします。

先ほどの第一日野小学校での点検の件でございますけれども、職員の点検のほかにも、事業者による擁壁の目視点検というのを行っておりました。その中身ですけれども、基本的には目視点検ということで、特にクラックのところでは数値的に幾つだということは出してございません。

それからもう一点の補助金ですけれども、先ほど回答したとおり、擁壁そのもののメニューはございませんので、防災機能強化というメニューが今ありますので、そこで擁壁を使えないかというところは、東京都と協議しているということでございます。

○**鈴木（真）委員長** 質疑を続けます。ご発言願います。大倉委員。

○**大倉委員** 61ページ、集会所使用料、63ページ、プラネタリウム、79ページ、戸籍証明手数料から、関連して聞きたいと思います。

まずプラネタリウムから。今、さまざまな取り組みがプラネタリウムでされていて、年度で見ると、年々、参加者数ですか、見学してくれる人たちの入場者数が増えてきていて、平成29年度から1万5,000人を超えているという形で、かなり地域の人たちも見に行ったり、子連れ、親子連れで参加している人たちも見たり、私も先日、五反田文化センターを使ったときに、親子で見に来ているというところも見て、やはり人気なのだということを改めて感じたところなのですが、一方で、現在、プラネタリウムを見る際に、聴覚障害がある方がプラネタリウムを見ようと思ったときに、音声での説明ということで言うと、なかなかその説明がわからないというところでは、障害のある方たちへの対応というのをしっかりしていただきたいと思っております。磁気ループや手話、字幕、要約筆記を映すなど、取り組みというのはいろいろ考えられるかと思っております。現在のプラネタリウムの聴覚障害のある方への対応についてはどのように行われているのでしょうかということ。

あと、集会所の使用料ですが、これは前からいろいろお話があったかと思うのですが、予約システムが更新されて、非常に予約で申し込みをされる方たちが増えてきているのかと思っておりますし、実際

に何か借りようとした際に、私も予約システムを使って予約をするのですが、やはり集会所に1回行ってお金を支払わないといけないという状況だと思うのですが、こうした集会所使用について、なかなかその時間帯に行くというのが大変な方たちもいるのかということでは、区民の皆様からも、こういったものが振り込みなどできるようになると非常に便利だということで、サービスの向上として、そうした使用料の、窓口支払い以外の方法の検討について、どのようにされているのか教えてください。

あと、戸籍証明手数料なのですが、見ますと、当然、役所、地域センター、あとはサービスコーナーで行われておりますが、この地域センターの事務事業概要を見ると、目的として、住民基本台帳等の窓口業務や連合町会等の事務局を担う地域センターと、区民集会所の施設・設備の維持・改善を行い、区民サービスの向上を図るということと、サービスコーナーでは、駅ビルや駅前に行政サービスコーナーを設置し、区民により一層のサービスを提供するというところで書いてあるのですが、事務内容はほとんど一緒、サービスコーナーについては図書取り次ぎがあったりしますが、一・四・八の地域センターでは転入・転出届等も行われております。駅に近いという意味では、行政サービスコーナーにそういった機能があるほうが、より区民のサービスの充実ということでは資するののかということを感じているので、そういった区民サービスの向上という視点から、転入・転出等の届け出事務の拡大というような考え方もしていきたいと思っておりますが、現在の状況について教えてください。

○古巻文化観光課長 まず、プラネタリウムのお問い合わせにつきまして、私からお答えさせていただきます。

聴覚障害等、いろいろな方々に向けての支援ということですが、来年度につきましては来年度予算の中で、ヒアリングの支援機器、これは移動式のを各文化センターに導入する予定で考えております。一足飛びに全部、全てというのはなかなか難しいですが、徐々にそういった形でさまざまな方々に向けて、支援をしていきたいと考えております。

○川島地域活動課長 まず1つ、区民集会所の利用料の振り込みとか払い込みの取り扱いについてという、ご提案というか、お問い合わせでございます。こちらは、システムの更新の際には当然、検討はさせていただいたのですが、現状、見送るような形になってございます。こちらは、区民集会所単独の問題ということではなくて、区で貸し出しをする施設全体の中で、どのような取り扱いをしていくかというふうに決めていく問題であるということでございますので、そういった検討をする必要がございます。

それから、一・四・八の地域センターのような形で、地域センター全てで転出・転入のような事務の取り扱いをというようなお話だったと思いますが、こうしたご提案につきましては、地域センターということだけではなくて、区全体の、例えば戸籍住民課、それから今ご提案のありましたサービスコーナーその他窓口も、総合的に判断して決めていくものでございます。現在の形になりましたのは、さまざまな過去の検討の積み重ねで今の形になったと認識しております。現状では、そういった形で行うという予定はございません。

○大倉委員 最初のプラネタリウムのほうで、支援していくということで、可動式の何かということだったので、ちょっとよくわからなかったのですが、もう一度、どういう支援がされていくのか教えてください。ほかの自治体等でも取り組んでいるところで、プラネタリウム字幕式ということでやられている自治体もあつたり、いろいろさまざま見てみると、明るさであつたり、文字と読み手のスピードであつたり、工夫・検討されながら実施に至ったところもあるので、そうしたところも、障害のある当事者団体などとの意見交換をしてやっていただけると非常にありがたいと思っているので、もう一度ご答

弁をお願いします。

戸籍証明手数料、総合的な判断で、過去からの積み重ねということで、わかりました。過去からの積み重ねの先にサービスコーナーができたりしている、それで区民サービスの充実に至っているというところでは、今後また改めていろいろな検討をしていただき、私からも今後も質問をしながら、区民サービスの向上への取り組みを続けていっていただきたいと思っております。集会所使用料については、検討していく必要があるということだったのですが、どういうところでどんな検討をする必要があるのか教えてください。

○古巻文化観光課長 ちょっとわかりづらかったということで、申しわけございません。各文化センターに移動式のヒアリンググループを導入する形で、今回、予算計上させていただいておりますので、そういった形で支援をさせていただきたい。また今後も継続して進めていきたいということでございます。

○川島地域活動課長 区民集会所の払い込みの取り扱いにつきましては、ほかの施設も含めて、今後、サービス向上をどのようにしていくかという検討の際に、どうするかというのを検討していきたいと考えてございます。

○大倉委員 区民集会所のほうは、よろしくをお願いします。いろんな若い世代の人たちも、利用する際になかなか振り込みに行くのが大変だというお話も聞いていますし、私も実際、そういった方たちともお話しして、そう思っているということだったので、ぜひお願いいたしたいと思います。

最後にプラネタリウムなのですが、移動式のヒアリンググループを設置していく等で対応していくということなのですが、これはプラネタリウムでも使えるのでしょうか。プラネタリウムが見たいけど、聴覚障害があることで、放送が、アナウンスが聞こえないから、充実したプラネタリウムにならないということで質問しているので、聴覚障害の方も大人の方も、当然、字幕を入れると高齢者の方も、より理解が進んで、非常によかったというような話も出ていまして、そういったところの取り組みについてもう一度お答えください。

○古巻文化観光課長 移動式のもので、固定式ではなくて、場所をある程度移動できるものです。それで、字幕等につきましては、どういう形でというのは、今後、よりいいやり方を検討させていただければと思います。

○大倉委員 ぜひ、聴覚障害のある方も高齢者の方も一緒に楽しめるプラネタリウムにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、54ページの地方消費税交付金と、108ページ、都補助金から、関連して補聴器購入費助成について伺いたいと思います。

まず、昨年10月、多くの国民、そして多くの経済学者や専門家が反対する中で、消費税10%への増税が強行されました。今回の予算、歳入での地方消費税交付金が113億8,000万円、前年比で33億3,000万円、41.4%の増ということでした。これが地方に割り当てられている分が、今回どれぐらいになっているのか伺いたいのですが、消費税5%のときは1%、8%のときは1.7%が地方分だったと思うのですが、今回は何%なのか伺います。

○品川財政課長 今回、10%になって割り当てられている分につきましては、2.2%となっております。

○石田（ち）委員 そうしたら、2.2%がどのように分けられて品川区に入ってくるのか。それで、113億8,000万円は、2.2%の地方分のどれぐらいの割合なのか、伺いたいと思います。

○品川財政課長 地方に入ってくる分については、これは基本的には都道府県のほうに入ってきます。そこから、市区町村と都道府県で半分ずつという形で入ってきますので、その半分に対して、東京都の市区町村で配分をしていくという考え方でございます。

○石田（ち）委員 その割り振りで、113億8,000万円というのがどのくらいの割合なのかを知りたいのですけれど、2.2%の半分が都で、もう半分が市区町村で割り当てられていくと。そうすると1.1%が市区町村で、人口配分などで割り振りされていくと思うのですけれど、品川区に入る分が何%かというのはわからないということなのでしょうか。伺いたいと思います。

それと、前年より33億3,000万円増えたわけですね。一般財源分が54億2,000万円ということが予算書にも書かれていますけれども、一般財源分が54億2,000万円、社会保障分が59億6,000万円。前年度予算での社会保障分は33億1,000万円でしたので、前年比で26億5,000万円、この社会保障分は増えているわけですね。区独自でプラスに、社会保障を充実させるために充てたというものは、あるのかどうか伺いたいと思います。

○品川財政課長 配分割合としましては、大体ですけれども、3%程度、3%か4%程度というような形になるかと考えております。

それから、増額した理由でございますけれども、基本的には消費税率が上がったということで増額というところもあるのですが、昨年度、徴収月の割合で、今回上がっているという点もございまして。毎月、月末ぐらいに金額を徴収するのですけれども、その最後のところが、ちょうど土日の営業日の関係で、前年度は11か月分しか徴収できなかったということで、今年度、その反動として13か月分というところが、また1つ、上がっている原因となっております。

社会保障につきましては、基本的にはこの額に応じて社会保障に充てているというものでございます。

○石田（ち）委員 そもそも地方消費税交付金が113億8,000万円入ってきて、それが一般財源分と社会保障分に分けられているわけですけれども、区独自で社会保障分というのは決められるのでしょうか。地方消費税交付金のうち何%が、社会保障に使いなさいと定められているのか、そこを伺いたいと思います。

○品川財政課長 社会保障分に使っているというところは、予算書419ページになるのですが、その部分で内訳は載せてございます。一般財源と社会保障分を使う率なのですけれども、今回2.2%になったことによりまして、従来1.7%だったのですけれど、従来は1%が一般財源、0.7%のほうは社会保障という形で使っていたのですが、今回の改正で、1%が一般財源、1.2%が社会保障という形でやるようになってございます。その1.2%分というのが、基本的には予算書の419ページ分で活用しているという部分でございまして。

○石田（ち）委員 1%と1.2%というのはわかったのですが、それを区独自では決められない。こういうふうに使いましょうというふうになっていて、それはもう飛び越えられないものなのかというのを伺いたいのですが、やはり社会保障充実のためということで増税しているわけですから、私はもっと社会保障に使えるように求めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○品川財政課長 基本的には、この配分に沿った形で社会保障に充実をしていると。その使い方については当然、区の裁量でやって、このような表にまとめているというものでございます。

○石田（ち）委員 裁量でということですが、そうすると、独自に、この1%と1.2%という率は変えられるということなのですか。

○品川財政課長 これはもう、法で定義されているものですので、基本的にはこれに沿ってやるとい

う形でございます。

○石田（ち）委員 独自ではないということで、決められている。ぜひ、もっと使えるように求めていただきたいと思うのですが、消費税が10%にされてから4か月が経ったと思うのですが、8%の増税で、経済のメインエンジンと言われる個人消費、家計消費が下がり続け、実質賃金も下がり続けているわけです。なので、消費税8%の打撃から回復していない、この状況での10%増税は、経済を根底から壊す自殺行為だといった警鐘が鳴らされ続けたわけです。そして、10%になってみても、年金はまた下げられる。高過ぎる国保料は毎年値上げで、来年度も値上げです。後期高齢者の保険料も、昨日示しましたけれども、すさまじい値上げです。こうした、充実どころか社会保障の改悪が進んでいくもとの、さらに10%分、消費税を絞り取られるということですので、さらに負担軽減に、社会保障に使っていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○品川財政課長 当然、毎年度の予算を決めるときに、やはり令和2年度に当たって社会保障というものはどれぐらい区で充実させていかなければいけないかというところを判断して、この予算というものは決めております。ですので、十分、区で社会保障を充実した形で出しているというのが、今回の予算という形になっておりますので、このところをご了承いただければと思います。

○石田（ち）委員 充実というのであれば、やはり国民健康保険料は引き下げ、そして後期高齢者の保険料の軽減をさらに進めていくべきだと思います。消費税増税分は、もっと社会保障充実に使っていただきたいと思います。強く求めたいと思います。

次に、こうした社会保障充実に、どの補助金もあわせて一緒に使っていただきたい。そして、実施していただきたい、実施すべき施策というのはさまざまあると思うのですが、補聴器購入費助成をぜひ実施していただきたいと思うのですが、区の判断で、補聴器購入費助成に、都の包括補助金を活用できるということが都議会でも確認されていますので、区の構え次第で実現できるのではないかと思います。昨年11月の厚生委員会で、高齢者への補聴器購入費に助成を求める陳情が出され、今、継続になっています。やはり、年を重ねていけばさまざま衰えていく部分が出てきます。75歳を過ぎると、7割以上が聞こえづらいついた、専門センターの調査結果も出ていますので、やはり早期に発見して、そして早期に補聴器を装着することで、生活や社会参加への障壁をなくして、認知症の予防にもなるということで、耳鼻科の先生方が声を大にして、さまざまところで講演会などしながら、補聴器の必要性・重要性を言われているわけです。聞こえづらくなった人への補聴器着用の重要性、いろいろな専門家が言っている、そういう重要性の、区の認識を改めて伺いたいと思います。

○大串福祉計画課長 昨年11月の厚生委員会で陳情の審査をしていただきました。その際もお話ししましたように、当然、誰しもが加齢に伴って身体能力の低下といったものが出てくるというところがございます。当然、耳の聞こえづらさというの、ある程度の年齢になってくれば出てくるというのは事実でございます。ただ、そこ補聴器といった関連性に関しましては、やはりまだ一般的な認識等々が不足しているのかとは認識しているところがございます。必ずしも、補聴器をつけるだけで全て解決するとは思っているところではございませんので、さまざまな形で、高齢期になっても、いつまでも元気で過ごしていけるような形でというところで、これまで区ではさまざま取り組んでおりますし、そういった取り組みを今後とも進めていきたいと考えているところがございます。

○石田（ち）委員 補聴器の着用が、社会参加や認知症予防への大きな改善になると。それで、補聴器の早期着用の重要性をどう考えているかというのを伺ったので、もう一度お答えいただけますか。

○大串福祉計画課長 耳の聞こえがだんだん低下してきたといったところで、補聴器にそれを補うも

のというところでの効能が一定程度あるということは認識しておりますけれども、そちらと、あるいは認知症等との関連といったものは、さまざま言われているところではございますけれども、まだ確定的なものではないと思っておりますので、補聴器だけではなく、さまざまな形での高齢期の過ごし方といったものを、区としては支援していきたいといった形で、総合的に高齢期、高齢者のための支援といったものを充実させていきたいと考えております。

○石田（ち）委員 補聴器をつけることの効果が、認知症予防などに確定的ではないということですが、そうすると、今、WHOだったり、また耳鼻咽喉科の専門の先生たちが各地で講演されている中身というのは、どのように捉えられているのでしょうか。聞こえが悪くなることで社会参加がおっくうになったり、聞こえづらさによって認知症が進む、これが大きな要因の一つだと言われている。これが問題と考えていないということですか。伺います。

○大串福祉計画課長 繰り返しになりますけれども、加齢に伴っての身体能力の低下、それと社会参加への意欲といったものとの関連というのは、十分あるとは思っております。ただ、そうした中で、補聴器との関係といったところについては、区のほうで今現在も検討・検証しているところでございます。先ほど来申し上げますように、補聴器というものに特化しただけではなく、さまざまな形で、高齢期の生活のしづらさといったものを支援できるように、総合的に、今後とも支援の施策については充実していきたいと考えています。

○石田（ち）委員 さまざまやっていた方がいいのですけれども、やはり聞こえづらさを早期に発見して、そして補聴器を早期に装着することが、生活の快適さ、そして認知症予防にもつながると言われている。区として、区民にそういう理解を広げていくというのが、区の役割なのではないでしょうか。それを、何か大分、消極的に聞こえるのですけれども、そうした理解を広げるために、区が重要性・必要性を伝える立場に立つべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大串福祉計画課長 そういったご意見等々も踏まえた形で、総合的に支援策は充実させていきたいと考えているところでございます。

○鈴木（真）委員長 次に、西本委員。

○西本委員 保育園にかかわる、国・都支出金、そして保育園運営のあり方、公立保育園の考え方についてお聞きします。95ページでは、国庫補助金、いろいろ出ております。そこで、経費が3分の2であったり2分の1であったり8分の3というような割合になっている部分があり、また東京都のほうで見ると、例えば107ページにも、2分の1、4分の1というのが出ております。そして、東京都の補助金の111ページから、もろもろ載っておりますけれども、10分の10というものもあれば、4分の3であるとか、2分の1であるとか、いろいろあるのですが、これはなぜこういうばらつきがあって、それを区はどのような形で選択して、それぞれの支出金を使おうとするのか。また、これは事業者の人たちが決めるものなのか。その辺の仕組みを教えてください。

そして、今、公立保育園を開設しても一切補助金が来ないということで、それは承知しておりますが、私立保育園、公設民営それから認証保育所というものがあります。これらに対して、国等からの支出金がどれだけ違うのか。そして、また区の負担というのはどれだけのもので違いが出てくるのかということが2点目。

3点目は、認証保育所が認可されるということでの、1園ですか、やろうとしているところがありますが、これは何のメリットがあるのでしょうか。そして、区に対してのメリットは何かあるのか、教えてください。

○大澤保育支援課長 初めに、補助金の負担割合のお尋ねでございますが、113ページの8節の児童保育費の部分で説明するとわかりやすいと思いますので、こちらで説明させていただきます。私立保育園経費の10分の10というのは、例えばキャリアアップ補助金は、私立の認可保育園と認証保育所に対しては10分の10で都が補助すると、都が決めておりますので、そのように補助金が出てまいります。2つ下の、認証保育所保育料助成ほか4事業のところ、例えば2分の1は、同じキャリアアップ補助金でも、地域型保育事業や認可外保育施設の場合は、都の負担は2分の1ということで都が決めておりますので、そのような補助金の出方になるということです。ほかの補助金につきましても、項目によって、都または国が補助金割合を決めておりますので、それに沿っての補助金交付ということになってございます。

○吉田保育施設調整担当課長 公設民営の補助金の関係でございますけれども、基本的には、あまり大きい補助金がございますけれども、私立ほどの補助金を受けることはできません。大体、金額的には、今まで文教委員会等でお話ししてきたところなのですけれども、区で通常運営する場合は、2割から3割程度のところ、国や都から補助金がある。その程度でございます。

○大澤保育支援課長 認証保育所から認可保育園への移行でございますけれども、一番大きなメリットとしては、認可保育園になりますと、基本的に0歳児から5歳児までお預かりしていただきますので、いわゆる3歳の壁という、3歳にもう一度「保活」をしなければいけないということがなくなりますので、そこが一番のメリットだと考えております。

○西本委員 いろいろ理由はわかりました。施設や項目によってということなのですが、区として、これをどういう形で選択しているのかということを知りたいのです。要は、どういう保育園をつくっていくのか、一応、もう募集されていると思うのです。それで、事業所のほうがやりたいということでやってくるのでしょうかけれども、いろいろな補助金のどこを使っていくのかというのは、都がいろいろ決めているのに当てはめていくのだろうかけれども、でも品川区として保育園をどういうふう運営していくのかという形になってくると、どういう形態のものをつくっていくかというふうにつながっていくわけです。それを考えると、どこでどういう選択の基準として考えて、どういう保育園をつくっていくのかということを考えているのかということをお聞きしたいと思います。

それから公設民営だと、あまりメリットはありませんということをお聞きしました。しかし今、品川区は5園、公設民営をするということをしているわけです。そうすると、財政的なメリットというのは、ほぼないというか、あまりないということであれば、なぜするのですかという話です。なぜ公設民営をするのですか。何か、ここで将来の保育行政に関して、品川区はどう考えていくのだろうかということが非常に疑問なのです。いずれは、これを民間に売却という形にしていかなければ、財政的な負担というのは軽減されないのです。いろいろ事業のプレス発表など見ましても、公設民営の中に、財政的な負担ということを書かれてありますけれども、しかし、あまり変わらないのであれば、最終的には完全に民間に売ってしまう、売却するということも考えていかなければ、多分、財政的メリットはないだろうと感じるわけなのですけれども、そういう考えがあるのか。民営化というのがありますけれども、区にとってのメリット、そして公立保育園がこれからどういう形になっていくのか。ある意味、公立保育園のメリットというものはどういうところにあるのか。その辺を教えてください。

○大澤保育支援課長 補助金の選択でございますが、新規開設園の場合は、認可保育園の開設に力を入れておりますので、全ての補助金を活用しております。あとは、既存の園に関しましては、保育の質の向上のために、宿舎の借り上げやキャリアアップ、保育士の処遇改善のための補助金を選んで使って

いるというところでございます。

○吉田保育施設調整担当課長 区の民営化の基本方針というのがありまして、基本的には、まず5園、委託という形で、公設民営化を行います。その後、実際に検証した後、その後のことは考えるということになっておりますので、今のところは、基本的なところは公設民営までは確かに変わりません。そのところでありましてけれども、あと民間でやれるところは民間でやるという国の方針もございまして、まずは民の力を使って、それから後、保育園における、保育園の運営事業者における民の利点みたいなところを活かしていければというところで、まずは5園、公設民営化する予定でございます。

○西本委員 来年度のプレス発表の中では、この民営化に対して、検証する、検討すると入っております。この部分ですけれども、民間の活力をとすることはわからないではありません。しかし、公立である意味とは何なのかということをもまず考えていただきたいのです。公立でやるのは、メリットがなかったら、それこそ民間に全部頼めばいいという話になってしまいます。私はそうではないと思っております。なので、公立だからこそできること。公立だからこそ、例えば小学校への接続部分についてはスムーズにいけるなど、いろいろなことが考えられる。以前は、品川区の保育は全国1と言われているほど質も高かった。そういう意味で言うと、かなり保育園のニーズなどもいろいろ変わってきていると思うのです。それを踏まえての、民営化のあり方についてのお考えをお聞かせください。

○吉田保育施設調整担当課長 公立である意味というのは、確かに利用者からの信用性などが高い部分がございます。

○鈴木（真）委員長 次に、若林委員。

○若林委員 69ページの知的障害者グループホーム使用料や障害者住宅使用料に関連して、在宅の障害のある方も含めて、まちなかで、ヘルプマーク、赤字に白でハートマークとプラスマークがついている、これは大変よく見かけるようになって、大分、流布しているのだと思っています。そこで、これは平成28年ぐらいから、都から発信して、作成して、そのときは都から、少なくとも500枚以上の提供が品川区にもあって、窓口でも配布していただいた。このマークの、区窓口での頒布の今の現状についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、60ページの施設関係の使用料。施設の使用料をいただくには、区有施設の建物がしっかり修繕、また維持、改修しなければいけないというところで、今般、初めて、令和2年度予算編成過程の公表というのが、品川区のホームページに示されました。初めての試みというところで、そこは評価していきたいと思っています。この中で、当初予算編成過程というのが公表されて、臨時的・政策的経費の当初の要求、それから予算が、いわゆる案になった段階で500万円以上の差額のあるものについて、いろいろ説明があるというところで、この中で特に目立ったのが、施設改修工事費精査というのが、数えただけで、不正確ですけれども30件以上あるというところなんです。これの、マイナス500万円以上の差額、マイナスが出たというところの要因を、これはいろいろな所管にまたがるので、一つ一つ、款で聞こうとも思ったのですが、またそれはそれで時間がかかるので、ざくっと担当所管等で、どんな要因か、パターンごとにお示しいただければ、説明をいただければと思います。また今後、今年度初めて試みをした当初予算編成過程を、区民にどのように見せていくか、意思を伝えていくのか。また、どのような意味を持たせていくのか。これについてもお考えを、今後の改善という部分も含めて、お聞きしておきたいと思います。

3点目に、89ページの感染症予防費については、昨日、委員会の冒頭で、新型コロナウイルス対応に対する丁寧な説明がありました。今週中にも、PCR検査の保険適用という、国の大きな流れがある

とされている中で、今後もこれに関連するような区の新たな対応については、しっかりと、質疑というよりも、この中で説明をお願いしていきたいと思います。これは基礎的なところで、例えば過去にこのような感染症のようなもので、品川区で対策本部が立ち上がったことがあったかどうかということの確認。それから、今回、区の対策本部が2月3日に立ち上がったわけですが、この本部の設置の根拠について、また一連の区の対応についての根拠法令など、そういうところの基礎的なところをお聞きしておきたいと思います。また、国でも今、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改定のお話も出ておりますが、品川区でも当初から、新型インフルエンザ等対策行動計画というものがあります。今回の新型コロナウイルスについて、区が今持っている新型インフルエンザ等対策行動計画と、本部の設置など一連の対応について、何かこれを参考にされたのか、どうなのか。その辺を確認だけさせていただきたい。

○松山障害者福祉課長 まず初めに私から、ヘルプマークの現状についてお答えいたします。

ヘルプマークは、委員ご指摘のとおり、東京都が発行しているもので、東京都に問い合わせたところ、30万個作成しているということだったのですが、配布先は、駅が主なところです。区内で言えば五反田駅ということになりますので、区民の方にとっては、区役所に置いてほしいという要望はいただいております。ですが、ヘルプマークは障害に特化したマークではなくて、妊娠初期の方、助けを求められる、支援が必要な方向けというのがヘルプマークなので、区独自で、障害者福祉課といたしましては、障害に特化したヘルプカードという作成の予算を組んで、利用しやすいヘルプカードというものを今後つくっていききたいと考えております。

○品川財政課長 予算編成過程の公表についてでございます。これは基本的には、新公会計制度等の導入などで国が昔から、昨今、夕張の事例といったあたりで、国からやはり地方の財政をもう少ししっかりやっていこうというところからの流れが、この趣旨になっております。今回初めて予算要求額、それから予算案という形で公表させていただいております。先ほど委員からご指摘がございました、工事費の関係の精査というところの理由なのですが、これは査定の段階で、かなり広い意味で使っているということもありまして、例えば、主に改修工事などなのですが、やはり耐用年数などがどれぐらいなのかとか、工事としてコストパフォーマンス的にやるべきなのかとか、そういった点を考慮して、査定というところでやっているというところの結果でございます。工事ですので、やはり、かなりいろんな場所を、何というのですか、作業したりするところがありますし、あとは材料なども、こういうものを使ったほうが安く済むのではないのかとか、そういったところもいろいろやったり、そういった中で1つ、査定理由として出しているということでございます。

それから今後の方向性なのですが、今回、やはり区民に対して予算の透明性を図るという意味で公表しているものですので、いろんな自治体もいろいろ見ながら、研究しながら、今後も区民にわかりやすい予算編成をやりたい、伝えていきたいと思っております。

○立川総務課長 新型インフルエンザ対策に関連した質問にお答えいたします。

まず、過去に対策本部等が立ち上げられたかということでございます。平成21年に新型インフルエンザ対策ということで対策本部を立ち上げているところでございます。それで、今回の本部の立ち上げの根拠でございますけれども、こちらは品川区新型インフルエンザ等対策本部条例というものと、品川区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則というものがございまして、こちらを準用いたしまして、品川区新型コロナウイルス感染症対策本部を今回立ち上げたところでございます。また、行動計画等につきましては、新型インフルエンザ等対策行動計画が平成26年3月に改正されてございますので、

こちらを参考にいたしまして行動しているところでございます。

○若林委員 ヘルプマークは、マークとカードを一体型にということで、我が会派からもたびたびご提案させていただいたところで、大変ありがたい。最近もやはり駅に、五反田駅とありましたけれど、比較的距離で近い方からのご相談でしたけれども、それでもやはり、こういう方は区に行く方が多いので、ぜひ区で気軽に受け取れるようにという要望をさせていただきます。

○鈴木（真）委員長 次に、渡部委員。

○渡部委員 50ページ、特別区税や、79ページはコンビニ交付の辺の話と、121ページは受動喫煙のところで聞いてまいります。特別区民税に関して言うと、確定申告がこのたび延長になって、特別徴収などがかかっている方はいいのかと思うのですが、普通徴収がかかる方々の決算というのが、3月15日から4月15日に延びるわけです。そうなった場合、例えば区民税の徴収事務があって、納付書が払われて、1期目の、いつまでに入れてくださいというのが、たしか6月でした。その辺の流れに変化が生じるのか、間に合うようにやるのかというのは、何でこれを聞くかという、多分、そういうのはがきが遅いから、また納付をおくらせろなどという話にもなりかねないので、先に打つ手は打っておいたほうがいいのかなどと思ひまして、事務手続きはどういうふうになるのか教えてください。本当は国民健康保険も聞きたいのだけれど、国民健康保険のご担当もいれば教えてください。

○伊東税務課長 このたび、確定申告の申告期限の延長ということで、国が方針を示して、まさに延長されたというところでございます。区でも同じ時期に住民税の申告ということをやっているわけですが、それに倣いまして、今、延長しようかというような思いでいるところでございます。委員ご質問の確定申告の延長に伴ってのこちらの影響でございますけれども、どれだけの量がそっくり1か月ずれるかということがございますけれども、今、通常ですと、この時期に、確定申告が終わった後にデータをもらって、住民税に反映させるというような作業をするわけですが、それが1か月ずれるということで、こちらの作業時間が非常に制約を受けるというようなことを思っておるところでございます。量的な部分がまだ見えていないところでございますので、今のところ、何とか当初のスケジュール、おくらせられる部分に関しては発布の部分までおくらせるということは考えるところですが、もう少し様子を見てからにしたいと思っております。それで、結果的に納期の延長というところでございますけれども、それについては今のところ、まだ考えていないというところで、限られた時間の中で何とか対応していけるかというところで思っているところでございます。

○池田国保医療年金課長 国民健康保険料の発布につきましては、まず区民税が決定した翌週ということでやっておりますので、区民税のほうに間に合い次第、できるという形をとりたいと思っております。

○渡部委員 承知いたしました。何か、おくれる可能性はありそうです。やはりもう、1か月おくらせられるという方針を国が出したわけだから、それに伴っておくれる可能性がある旨は、先にどこかで周知したほうがいいと思います。まだ来ないというふうに、大体、遅ければ遅いほうがいいのだけど、それでいて納付はちゃんと6月末にお願いしますなどと、それでまた懸垂幕が出て、何月何日までなどということが出て、「来たばかりで払えるか」みたいになってしまうから、あらかじめ言っておいて、だけど納期は変わりませんというのは先に言っておいたほうがいいのかなどと、ちょっと心配してしまっていて、混乱を招かないように、ここは状況を見ながら進めていただければと思いますので、それぞれよろしく願いいたします。

79ページのところで、戸籍住民課のほうで、コンビニ交付が予算立てがされて、多分これは進んで

きているから、実績の見合いで予算が立っていて、残念ながらマイナンバーの交付率も低いわけだから、この程度なのかというところはいいのだけど、今度、戸籍もコンビニでというようなところになる中で、今回、予算書を見ると、戸籍の部分はコンビニ交付などと切り分けて書いていないのだけど、実際、同数ぐらいが戸籍においてもコンビニでとると考えていらっしゃるのか。それでもって、コンビニの場合、値段がどういふふうになっていくのかなど、ちょっと表から見えなかったの、わかる段階の話を知りたいと思って、よろしくお願いします。

○提坂戸籍住民課長 コンビニ交付の戸籍証明書の導入の件でございますが、来年度の末、2月ごろからスタートを予定しております、ただいま、ほかの導入自治体、先行自治体の状況をいろいろ調査している段階でございます。その中で、品川区に本籍を置かれている方というのは人口より若干少なく、約37万人いらっしゃいます。その中で、住所も本籍も品川区の方、あと住所は品川区の外なのだけど本籍は品川区に置かれている方と、いろいろいらっしゃいまして、それによっても、ほかの自治体で、区民で本籍の方は出すけれど、区民ではなくて本籍だけ置かれている方は、納税者ではないということからかお出ししていないとか、さまざまなケースで、その辺はいろいろ課題がございます。あと手数料についても、住民票や印鑑証明については、窓口で交付するときよりも100円安く設定しておりますが、戸籍の場合、住民票と違って、戸籍を編成するときのいろいろな手間が、紙の戸籍の時代にかかっておりまして、手数料は今、現戸籍は原則450円なのですが、それをやはり100円下げるべきなのか、そのままなのかと、いろいろ課題がありますので、今回、件数までは計上してございません。そういう状況でございます。

○渡部委員 そうなのです。これは自治体によって違うから、どういふふうになるのだろうと非常に興味があって、ちょっと見えなかったの。では、まだこれから検討してということなのでしょうから、区民の方々にとって使い勝手がいいもの。確かに、戸籍があって、住民票があってというのが、やはり区内にあればできるけれどという。住民票がなくて戸籍だけこっちにあって、では地方からとれる仕組みなのかどうなのかというのは、ある程度、いろんな自治体が全て統一的にやっていないと、仕組みとしてはうまく回っていかないのかと思っていたところでございます。手数料の問題などもこれから検討だと思っておりますが、また時期を見ましてご報告を賜ればと思います。利便性が高くなるように努めていただければと思います。よろしくお願いします。

それと、受動喫煙に関してなのですが、健康課の所管のところでお伺いするのですが、区内にある各飲食店などに、それぞれステッカーがもう送付されたと思います。いろいろ都の条例を読み解いていっても、果たしてどうなのか、こうなのかというのが、なかなかわかりづらいというご相談の中で、ご家族で経営されている方は喫煙していいですと。だけれども、喫煙したら、これがまた今度は、家族連れは門前払いになってしまうなど、いろんなケースがあって、それでもって、罰金というのが科せられるようになっています。

それで幾つかお伺いしたかったのが、ステッカーは全て一応、配布は一旦は終わっているという確認がまず1点です。それと、さまざまなご相談の中で、ある程度、明確なお答えができていいのか。1つは、喫煙ができる飲食店だとします。お父さん、お母さんといましようか、同居のご家族で経営をされていて、喫煙ができるとします。そうした場合、店の責務で家族連れの入店を断るのか。実は、東京都の条例を読み解くと、保護者の責務というところになって、喫煙が可能な場所に、要するに未成年者を連れていってはいけないみたいになっているところがあるのだけど、店側というのは断りづらい。その中で、では保護者に対して罰金というのが、罰則が求められている中で、実際、そういう制度になる

のか。それで実際、当然、ある程度、何と言ったらいいのでしょうか、パトロールというよりも通報などで連絡があって動いて、何回か注意をして罰金になっていくのかと思うのだけど、その罰金というのは東京都の福祉保健局がやることなのか、品川区がやることなのか、その辺もあわせてお聞かせください。

○高山健康課長 受動喫煙にかかわりますご質問を2点いただきました。1点目のステッカーの配布という点に関しますと、1月の末に区内の飲食店に全て一旦お送りいたしまして、4月から全面施行となります改正健康増進法と、そして東京都の受動喫煙防止条例についての周知を行ったところでございます。新年度の話となりますが、令和2年度においては、そのステッカーが入り口付近に張られているかどうかということ、改めて全店確認させていただくところでございます。

そして、2点目のご質問にございました、誰の責任において未成年者の受動喫煙を防止していくかという点に関して申しますと、まず先ほど申しましたステッカーを入り口付近に掲出させていただくことで、保護者の合理的な選択の中で、この店はたばこが吸えるお店、そして吸えないお店ということをご判断いただいて、お店を選択いただくといったことによって、未然に、受動喫煙となることがないようにということで、そのような目的のもと、ステッカーの掲出をお願いしているところでございます。

そして、3点目になるかと思いますが、指導の段階的な部分で申しますと、実は、いきなり過料を取ることではなく、区の職員が実際、店舗に出向きまして、指導・助言といったところからまずスタートさせていただきます。そこで粘り強く助言をさせていただいた後に、なお対応が見られないということであれば、勧告、公表、命令というような形で、段階的に進んでいきます。その上で、さらに店舗側に改善が見られないということであれば、過料ということで取らせていただきますが、こちらの徴収については東京都の一般事務ということになっております。

○渡部委員 1点、一連の流れの中ですごく気になったのが、たばこが吸えるお店があります。だけれども、ではそこは、わかりやすく言うと大体、まち中華みたいな店なのです。それで、家族連れで来ることもあるのだけど、では、その家族連れの人が、今どきですから、小さいお子さんがいるような人はもうたばこなど吸わないのしょうけれど、例えば店に入るときに押し問答になる可能性が実はあるかと思ったのです。これは、少なくとも条例を読んでいる中では、店の責任ではなくて保護者の責任になっているのです。だから、例えば、何というのですか、品川区などでも、保護者の責務と言ったらおかしいのですけど、そういう形の告知というのは、要するに、喫煙可能な店に20歳未満の方が同伴されて入ることはできませんというような、何かアナウンスをどこかでできないかと思うのですけれど、いかがでしょう。

○高山健康課長 そういう点で申しますと、新年度から法律、条例の全面施行となりますので、これを粘り強く周知・広報していく必要性というのは感じているところでございます。委員ご提案の広報は、現在のところも、ホームページなどを活用して、またリーフレットなども活用しつつ、周知を図っているところではございますが、こうした法令の趣旨が徹底されるよう、さらなるPRに努めてまいります。

○鈴木（真）委員長 次に、本多委員。

○本多委員 147ページ、競馬組合配分金、5億2,614万8,000円と、対前年より増額しております。品川区としてどう捉えているのかお知らせください。それと153ページ、同じく競馬組合株式配当配分金なのですが、こちらは対前年と同じ639万3,000円ということで、同額でもいいのですけれども、その辺の見通しというものを教えてください。こちらは、23区のうち品川区をはじめ20区が、同じ数の株を所有しております、3区だけが若干、数が少ないのですけれども、その辺、対前年と同じでもいいのですが、何というのですか、リスクマネジメントも伴うのですから同額でいい

のですけれども、その辺の見通しというものを、区としての歳入というところでお聞かせください。

○立川総務課長 まず、競馬組合配分金についてご説明いたします。5億2,600万円の内訳でございますが、まず、競馬場所在ということで3億円の配分がございます。それから大きいところで、これは23区共通でございますが、特別区配分金ということで、昨年は1億5,000万円だったものが、今回は2億円ということでございます。それから、いわゆる場外の発売場というものがありますので、そちらは若干減っているのですけれども、差し引き4,700万円ほどプラスになっているというものでございます。

○立木経理課長 競馬組合の株式配当配分金のほうでございますけれども、こちらは、区が15万9,832株、競馬組合の株式を持ってございます。こちらの1株当たりに対しまして20円の配当金があるというところで、年2回の配当ということで、こちらの金額を計上させていただいているところです。配当金に関しましては成績等によりますので、その都度変動するというところでございます。

○本多委員 特別区競馬組合、令和2年度の大井競馬事業計画を見ました。直接23区ではなくて、組合の実施することなののですけれども、3つの柱が書かれておりまして、1つ目には、70周年事業を契機とした魅力の伝達、場内活性化の推進、2つ目に北海道競馬との連携、3つ目に東京2020大会を契機としたインバウンド観光客の来場とあります。

それで、昨年の年末12月29日に開催されました東京大賞典、入場者が4万7,000人に上りました。1日の売得金額は92億5,853万円余を記録しまして、地方競馬1日当たりの売得レコードになりました。メインレースの東京大賞典1レースだけを見ましても、売得金額56億627万円余ということで、こちらも地方競馬1レース当たりの売り上げレコードになりました。今年も同じく12月29日の開催予定ということで、昨年同様の来場者を願うところです。これだけの実績や環境、何と云っても、本場区、品川区として、あらゆる角度から参画できないものか。事業と言うと大げさになってしまうかもしれませんが、何かしら、品川区という立場からは、大井競馬場の運営が1年を通して成功裏にいくことを願いますけれども、本場区の品川区として、この1日だけをターゲットに、何かつなげる発想というものがないか、お聞かせください。

○立川総務課長 ちょっと現状をご説明させていただきたいのですけれども、まず品川区と大井競馬の関係で、23区全体としましては、特別区共同事業として実施しているというところがございますので、11月に東京メトロポリタンウィークというのを開催しまして、そのときに、品川区にちなんだレースとして、品川かえで賞というのを開催させているところがございます。また12月は、スマイルシティ・しながわデーとしまして、これは品川区に特化したレースを、12レース中10レースについて、品川区という名称を入れまして実施しておりまして、このときに、品川区長賞、スマイルシティ・品川賞というレースも実施しているところがございます。

今、委員から、東京大賞典に特化して何かできないかということでございます。特別区競馬組合とも相談しまして、この日に品川区をアピールするレースが開催できるかどうかというのは検討していきたいと考えているところがございます。

○本多委員 これまでのスマイルシティ・品川賞をはじめ、いろいろなレースを、さらに充実させていただきたいと思います。4万7,000人を超える催しというのが、オリンピックを除いて、1年を通して、区内でほかにありますか。ないと思うのです。令和2年は、96日から3日増えて99日になるから、もちろん競馬のレースも増やすことも考えられるかもしれませんが、何かもっと、品川区が進める上で新しい視点で、この1日をターゲットにできないかと思いました。

例えば以前、ギネスブックに挑戦するような催しも区でやりましたけれど、これを大井競馬場でやるとか。同じように、区長賞の冠をもっと拡大してPRするのも大事だと思いますし、この4万7,000人というのは本当にならないと思うのです。品川区内にこれだけの多くの方が。それで、今年の年末もまさにそうなることを願って、何かその辺に対する考え、組合の財産を借りるとか、手続きなどはあるのはもちろんわかりますけれども、何といたっても本場区ですので、この点は何か本当に、今年、期待したいと思いますが、最後に一言いただいて終わります。

○立川総務課長 今ご指摘いただいた、ご提案いただいた件につきましては、特別区競馬組合、また観光所管とも相談いたしまして、何かできないかということは検討を進めてまいりたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 132ページの都委託金、都知事選挙費、153ページ、諸収入、雑入です。

まずは、都委託金の都知事選挙費は、いつも期日前投票をアトレでやっているのですが、現在わかるところで結構ですので、今回もそういった予定はどうでしょうか。また、ほかの商業施設に拡大開設の予定、あるいは働きかけなどはどうでしょうか。お尋ねします。

そして153ページの諸収入、雑入ですが、品川産業支援交流施設運営収入で6,700万円ありますが、お尋ねするのは健康センターについてです。健康センターも還元金があるのですが、前にもちょっとお話ししたのですが、歳入のどこにも出てこない、そして決算書にも出てこないです。歳出には、指定管理者運営委託で1億600万円、利用料金収入見込みが2億2,000万円余りということになっております。先ほどの品川産業支援交流施設運営収入は還元金で決算にも出てくるのですが、その点、どちらに入っているのでしょうかということと、もしわかれば近年3年分の還元金の金額をお願いします。これは、健康センターの指定管理者は非常に企業努力をして、利用者数も増え、利用料金も増えて、指定管理者制度として成功している、成果が出ていると思います。モニタリングでも評価されていますので、その点に関してではなく還元金について、今回はいろいろお聞きしたいと思います。

○秋山選挙管理委員会事務局長 都知事選の期日前投票所でございます。今回の都知事選もアトレ側と交渉しておりまして、やる予定で今、準備をしているところでございます。

それから他の商業施設への拡大ということでございますけれども、品川区は今、14カ所の期日前投票所がございまして、比べる必要はないのかもしれませんが、23区の中では比較的、期日前投票所の数としては多いほうで、期日前投票所当たりの人口というのも低いほうだと思っております。それから、なかなか商業施設ですと、広さの確保、それから時期が、任期満了の時期はわかるのですけれども、突然の辞任、解散等ございますので、そういう形で、なかなか商業施設側の合意が得られないということもありまして、当面はアトレという形で、他の商業施設については、今のところ検討はしていないということでございます。

○高山健康課長 私からは、健康センターの指定管理の還元金のお尋ねについてお答えいたします。

まず記載ページといたしましては、155ページの28節の雑入の中の、「処分自転車等売却費等」の「等」の中に入っております、文字・活字として予算書には出てきておりません。

それから過去3年間の還元金という点で申しますと、平成28年度の数値で申しますと1,069万6,488円、平成29年度が1,236万4,902円、そして平成30年度が1,181万4,664円となっております。

○高橋（し）委員 期日前投票は、アトレでは実施するというので、なかなかほかの商業施設は条件が厳しいかもしれませんが、ぜひ、もう一つ何とか、地域的に、駅のそばであればいいですし、ほか

のところも何とか開いていけるような形が望ましいかと思いますが、それは要望します。

健康センターのほうですが、雑入の雑入になるという認識でよろしいのでしょうか。金額が金額ですから、やはり先ほどの産業支援交流施設のような形ではっきりと出るような、何というのでしょうか、節の区分をつくっていただけるとありがたいと思うのが1つ。それは要望します。予算書の記載の仕方です。

還元金の算出方法ですか、今、1,000万円余、多いときは2,000万円近くというお話があったのですが、その算出方法についてなのですが、ルールが決まっています、それについては利用料から基準額を引いて、それを引き算した金額の2割が区に還元金となると、平成30年と言えば、2億2,600万余の利用料金があり、基準額1億6,700万円を引いて約6,000万円。その2割ということで、約1,200万円が入るという形です。そのほかに指定管理料は1億円ぐらいで契約していますということで、まずは基準額がずっと1億6,700万円、つまり引き算する基準額が変わらないということです。それが、おそらく指定管理を始めたときから変わっていないと思います。その数字を決めた根拠と、変わらない理由、それから還元金の差し引きの2割というのを決めた根拠と、変更をなぜ行ってきていないかということです。大まかに言うと、この指定管理者は、利用料から約2億円入り、そして指定管理料は1億円入っているということになります。区の財源確保の観点から、非常に収入源としては貴重なものになります。少しでも増やす努力が必要だと考えますが、以上の点、いかがでしょうか。

○高山健康課長 3点のご質問かと思えます。1点目の、金額の算出ということで、こちらは5年間の指定管理期間においては、一定の金額ということで設定させていただいております。ちなみに申しますと、平成31年度から始まりました第3期におきましては、収入の見込み額は、さまざまな、消費税の増などの要素も踏まえまして、こちらの金額は引き上げを図っております。

それから2点目の、2割の考え方でございますが、これはもう指定管理を導入した平成21年当時から、当時の考え方として、まず2割という思想に立っております。そして、まず基本の協定書とは別に、年度の協定書を締結しているのですが、この中でも、特段、割合については決めてはいたのですが、最終的に、年度が終わった段階での精算の協定の段階で、この2割というものが出てきたということで、これについては、やはり受託されている指定管理者の側からすれば、一定程度、2割ほど区へ還元して、残る8割が収入として手元に残るということは、ある程度期待しつつ運営を担っていただいているというところがありますので、ここにおいては、特段双方において不満がないという中で、2割というものについて踏襲しているところでございます。

それから、今後増やす見込みという点で申しますと、やはりこの間、消費税などが2度ほど改定されていて、やはり利用料収入なども含めて、さまざま検討した上で、区としても税外収入として、安定的にこの還元金を使っていきたいという考えもございますので、それは運営をしていく中で、課題として受けとめておるところでございます。

○高橋（し）委員 今、何を引き上げたのか、ちょっとわからなかったのですが、もう一度お願いします。

○高山健康課長 説明が不十分で申しわけございませんでした。利用料の収入の見込み額ということで、利用料の収入、例えば、コース型の利用であるとか、あるいはフリー利用、そしてお部屋を貸したときの収入など、さまざま足し上げて、おおむね年間で収入が確実に入ってくるだろうという、基本的な収入の見込み額というものを引き上げたというところでございます。

○高橋（し）委員 そうすると、基本的に還元金に関しては、その割り当て算出方法は変わらず、

入ってくるのはなかなか今までどおりというところですが、これは年度協定の中でも変えていくべきだと思います。全体として財政当局としては、こういった金額が変わっていかないことについてどう思われますか。

○品川財政課長 歳入面のお話になると思います。基本的に、当初決めた割合で、今は20%ということで進んでいるということで、またこれは歳入等、いろいろ動きを見ながら検討していきたいとは思っておりますが、当面はこのままでいくという考えで思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、89ページ、感染症予防費についてお聞きしたいと思います。その中で、保育園、すまいるスクール、学校施設についてもお聞きしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、政府による小・中・高校の一斉休校の要請で、品川区は公立小・中学校の休校を決めました。その理由について教えてください。

○有馬庶務課長 小・中学校の休校の理由でございますが、2月27日の夕方に、総理大臣から休校の要請ということがございまして、翌28日の日に、東京都から文部科学省の通知を添えた文書が来しました。まず東京都の文書というのは、都立高校が3月2日から休校をやりますというようなことでの通知でした。そのときに、あわせて臨時休校について要請するという国の文書が来たということに鑑みて、翌28日の早朝から教育委員会で検討して、3月2日、ある程度、学校に指示をして、その後やはり休校にしたほうがいだろうということで決定していったということの流れでございます。

理由につきましては、ここ一、二週間が1つの山場だというようなことで、ここで感染を広げていかないほうが良いという、強い国の姿勢も見られましたので、東京都もそれに追随した形でしたので、区としてもそういう形の方針に乗っていかうということでございます。

○須貝委員 今のお話ですと、ここ一、二週間が山だと。それで、学校はこういうふうには休校にしました。でも、普通に考えたら保育園のほうが、もっと濃厚接触をやり、あと飛沫の感染の拡大ということを考えたら、こっちのほうがよほど大変だと思います。これについて、保育課のご見解をお聞かせください。

○佐藤保育課長 保育園の開園状況でございますが、まず保育園は、法令に定められてまして、日中保育を必要とする児童をお預かりする施設でございまして、また今般、厚生労働省からも確認という意味で、保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、学校等と異なるので、感染の予防に留意して開所を引き続きお願いしますという通知も来ておりますので、それに基づいて開所しているところでございます。

○須貝委員 小さなお子さんが、どうやって身を守るか。それで、一人ひとりを小人数の保育士が見て、実際に注意できるのかと考えたら、私は難しいと思うのです。それは、わかります。預けるところがない。やはり今、保護者の方がご夫婦で共働きもしている。それから、ひとり親の家庭もいらっしゃるでしょう。一生懸命働くために、やはり預ける。これは、社会として1つの使命だと思います。でも、そうしたら学校も同じではないですか。そして、今、一部、すまいるスクールが朝からやっています。それで、今、お聞きしますけれど、テレビ、映像などを見たら、保育園でも小さなお子さんはじゃれ合って、それこそ濃厚接触。それで、目の前で、もうほんのすぐそばで、大声で話し合って、「2m離れる」、そんなことはできません。実際そういう状況でしょう。それについてご見解をお聞かせください。

○佐藤保育課長 日中の保育園での児童等の保育に関しましては、委員がご指摘のような状況で保育

をしておりますが、かねてから、感染症の今回の件が出る前からも、手洗い・うがいの徹底と、保育室内での消毒の徹底をしておりますので、区といたしましては、保育園でできる限りのことをして、お子さんを精いっぱいお預かりしているところでございます。

○須貝委員 私は、学校も同じだと思うのです。子どもたちが、やはり今回、不安に思う。親も不安に思う。それで、やはり一番、子どもたちがかわいそうだと私は思うのです。特に子どもたちの目から見たら、子どもたちの模範となる大人の報道を見て、毎日、ラッシュアワーの鉄道やバスに乗って、働いているわけです。通勤しているわけです。これのほうがよく閉鎖空間で、濃厚接触や飛沫拡散が強いと言われている。よほど危険なのに、こっちはとめないで、そのまま皆さん大人がやっているのです。大人は子どもの見本にならなければいけないのでしょうか。それで、大人がやっていて、小学生の皆さん、中学生の皆さん、学校は行かないでください。家にいてください。これは何かおかしくありませんか。ご見解をお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 さまざまな反応があろうかとは思いますが。

まず学校につきましては、やはり隣に子どもも座っている1つの教室に、マックスで40名の児童・生徒が空間に入っている状況は、今言われている1m、手の届く範囲で接触という、非常に危険な状況があろうかという部分も、判断の一つとして考えた中で、まずは国が全校、まずはこの2週間、特に大事な時期であることから、春休みまで臨時休業という部分を求めたところに対して、まず学校の臨時休業というものを、苦渋の選択でございしますが、区としても、子どもたちの安全を第一に判断させていただいたというのが、教育委員会の見解でございます。

○須貝委員 学校は休校してもいいでしょう。でも、学校に行かせて、預かっていいのではないですか。今、すまいるスクールも、いや、狭いすまいるスクールの教室だけでは、とてもではないけど濃厚接触がある。非常に危険だということで、体育館から、ほかのいろんな部屋を貸し出す。それは、子どもたちを、できるだけ接触させないように、広い場所に持っていくことをやるからでしょう。だったら、学校もそういうふうによればいいのではないですか。今、日本全国で、3月2日時点ですけれど、19の自治体が、当面は小・中学校を休校せずに通常どおりやっています。どれだけ親が助かるかわかりません。それから、中小零細企業が日本は多いです。やはり人手不足なのです。この方たちが家にいて子どもを見なくてはいけない。その大変さはわかるじゃないですか。どれだけ大変なのか。会社に行けなくなれば、会社をやめざるを得ないのです。中小企業は大企業と違って、人手が余っているわけではない。テレワークができるわけではない。やはり、そういうところを考えないといけないのではないかと思うのですが、もう一度、ご見解をお聞かせください。それで、このような実態のある中で、特に保護者の中には、看護師、保育士、介護士、幼稚園の教諭そして学校の先生などがいます。この方々は、人命救護や福祉や教育を支えている方なので、それぞれの職から離れなくてはいけない。家に戻らなくてはいけないということは、休むということは、社会にとって大きな損失ではないのですか。その辺についてご見解をお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 都内の各学校については、全校休校という形をまず原則はとっていると、我々も把握してございます。また、日本全国で見ましたら、さまざま状況も違いますので、それぞれの自治体の判断があったのかと考えております。やはり、まずは子どもたちの安全第一という判断で、今回は休校、臨時休業という形をとらせていただいております。なお、本区においては、すまいるスクールがございまして、今、委員がご心配いただいたような、就労という部分の、どうしても自分1人では留守番が難しい児童等につきましては、対応しているところでございます。これは、区全体

で、関係各課協力のもと、進んでいると認識しております。

○須貝委員 政府は、不要不急の外出は控えてください。もちろん学校から子どもたちに言うております。でも、昨日テレビの報道によると、中学生、高校生が、休みなので、友人たちと一緒に外出している。そして、カラオケやゲームセンターにも行っている。こういう話まで出ているのです。ということは、これは教育を放棄したということになってしまうじゃないですか。そうやって子どもたち、あなた方は自分で家にいなさい。みんなスマホでやりとりして、出ていってしまいます。それが現実ではないですか。そういうことまで考えて、しっかり子どもの面倒を見るということを、私は考えなくてはいけないと思います。

そして、中学生も該当すると思いますが、小学生や幼児ですが、ご兄弟がいるお子さんもいますが、現実、ひとりっ子の子も大変多いです。学校は休み、習い事も休み、伸び伸び遊べる場所やサークル活動も休みのため、保護者が仕事で留守にする場合は、子どもたちだけで、自宅でかなり長い時間を、大人がいない中で過ごしているというのが現状です。ここで聞きします。もし、いつ起こるかわからない大地震や、火災などいつ起こるかわからないです。そういう場合、子どもたちは、みずからの判断で逃げられますか。そして大丈夫だと言えますか。防犯上、子どもたちだけしかいないお宅は危ないと警察も言っているのです。ちゃんと預けるところがあれば、保護者も安心して働けるのではないですか。ここに危機管理担当部長がいらっしゃいます。大地震や火災があったときに、どうするのですか。いや、みんな自宅で待機してください。本当に誰が責任をとるのですか。ご見解をお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 子どもたちには日常から、何かが起きたとき、非常事態、発災があったときにも、それこそ1年生の段階から市民科の中で、まずは自分の安全は自分で守るという指導を重ねているところでございます。それと、また何か1人で留守番しているときにおいて不安のないように、例えば、まもるっちも貸与されていたり、さまざまな、できる限りの努力はしているところでございます。

○須貝委員 今、1年生からとおっしゃいました。そんなことができますか。親はいないのです。たしか四年生、五年生の子でも、火災が起きたら逃げてしまって、そして火災に巻き込まれてしまって、逃げるといっても、外に逃げられなかったのです。そういうことまである。子どもたちが自分で判断して、きちんとした危険から守るような行動がとれると思いますか。そんなことは難しいでしょう。もう一度ご見解をお聞かせください。まして、防災課は何で私の問いに答えないのでか。危機管理担当部長でしょう。責任を持つべきではないですか。お答えください。

○立川総務課長 今回、国の強い要請ということで、学校は休業、休校となっているというところでございます。国としましては、さまざまな不具合についてはフォローするといった姿勢であります。また、春休み・夏休み等の長期休業中の対応に準じた対応を今回していると考えておりますので、その辺は、通常の春休み・夏休みの対応を各ご家庭等でしていただくということが重要なのかと考えているところでございます。

○須貝委員 これは通常ですか。普通は、春休みでも夏休みでも、塾もやっている。習い事もやっているのです。普通、どこかに行って、プールでもやっています。みんな、サークルだって、子どもたちに向けにやっているでしょう。どこに行っても何もできないのです。だから子どもはどうするのですか。部屋の中にいるしかない。それでいいのですか。もう一度お答えください。

○立川総務課長 今回、安倍首相も、国民の協力が欠かせないということで、保護者、学校、企業等を支援するといった施策を打ち出しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○須貝委員　やはり子どもの命と健康というのは、私は最優先に考えてほしい。そちらで見る目も確かに一理あります。でも、いざというときには、やはり子どもの命、健康は守ってほしいと思います。

○鈴木（真）委員長　次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員　私からは、50ページの区民税と、それから73ページの障害児者総合支援施設の使用料について伺いたいと思います。

まず障害児者総合支援施設の使用料なのですが、100回となっていますけれども、障害者団体などが利用免除になっているので、これから多くの方が、この施設を利用されることになると思います。私もこの間、障害者団体主催の学習会と講演会に、2回参加させていただきました。そのときに、地下にあります多目的室の構造上、使い勝手の悪さと防災上大丈夫かという思いがした点がありましたので、その点について伺いたいと思います。

この地下の多目的室なのですが、1列が数十席、数十人がかけられる椅子席があつて、一方からしか出入りができないという仕組みになっています。それなので、奥が空いていても、なかなか奥まで行くのも大変で、椅子をまたぐなどして座ったりしていたのですが、それで一回入ったら出ることもなかなかできないという状況がありまして、避難するにも課題があるのではないかとこのところ、参加された方々からも、多くの方が、何とかしないとだめなのではないかと言われていたのですが、その点について区の認識はいかがでしょうかというところなんです。

それから、入り口も前からしか入れなくて、後ろからの入り口が全くないので、二方向避難という点で確保されているのか。この点についてもちょっと心配だったので、お聞かせいただきたいと思います。

○築山障害者施策推進担当課長　まず、障害者総合支援施設、地下1階の多目的室のことについてご説明をさせていただきます。

多目的室につきましては、通常は、ひな壇型の椅子がございまして、これが閉まった状態になっております。ホールのような形になっておりまして、体操等で利用できる形が通常の形となっております。ただ、講演会や映画祭の際は自動でひな壇が設置されるようになっております。委員のご指摘の部分につきましては、建物の北側にひな壇の階段を上っていく段がございまして、そちらが、前を通っていかなければいけないので使い勝手が悪いというご指摘かと思っております。ただ、こちらにつきましては、南側にひな壇の階段を設置した場合ですが、そうした場合、南側の壁に出入り口がございまして、そこにすき間が生じてしまいます。そうしますと、南側のひな壇の階段等を利用するようになりますと、すき間等からの落下の可能性がありますので、安全に配慮しまして北側に階段を設定したというつくりとなっております。

2点目の安全面というところについてですが、多目的室の出入り口は全部で4カ所ございまして、ひな壇を用いて使用した場合は、1カ所、出入り口が使用できなくなりますが、残り3カ所の出入り口がございまして、避難経路等は確保されております。

○鈴木（ひ）委員　安全上というところかもしれないのですが、本当に片方からしか、長いところを行き来ができないという状況なので、両方側から、途中でトイレに行きたいとか、途中で抜けて帰りたいなどというときも、すごく大変な状況なんです。それなので、二方向避難というのも、多分、会場の中で、入り口の近くの口が幾つかあるというところで、後ろのほうにはないわけなんです。そうすると、同じ方向で避難していくということで、それを二方向避難と言えるのかという思いがしたのですが、そういう点では、何とか構造上、難しいのかもしれないのですが、使い勝手のよさと、安全な施設の確保というところで、工夫ができないかどうか、ぜひご検討いただきたいということで、

要望しておきたいと思います。

もう一つ質問がありますので、次に移りたいと思います。次に、区民税について伺いたいと思います。区民税を計算するに当たり、さまざまな控除があると思うのですが、今回、障害者控除について伺いたいと思います。障害者控除を受けている方がどれぐらいいるのか。一般障害者控除、特別障害者控除それから同居特別障害者控除、それぞれ何人なのかということについて、まずお聞かせください。

○伊東税務課長 控除の数字ということでございます。障害者控除ということでございますけれども、平成31年度、令和元年の当初の数字で申し上げますと、いわゆる普通というか一般というところでは、2,749人です。特別障害者控除というところでは、2,322人。それで、今の2,322人のうち769名が同居特別障害者控除ということで、データがあるところでございます。これにつきましては、障害者控除を受けた納税義務者の数字ということで、障害者の実人数ではないというところだけは、ご注意いただければと思います。

○鈴木（ひ）委員 一般と特別を合わせると5,071人ということで、障害者手帳を受けている方が、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を合わせて1万3,500人程度なのです。大体、その37%ぐらいの方が障害者控除を受けられているということになると思うのですが、今回私が質問したいのは、障害者手帳を持っていなくても障害者に準ずるということで、介護認定を受けている方が障害者控除を受けることができる、障害者控除対象者認定書について伺いたいと思うのです。それで、この対象にしている要介護度と、それから認定書の発行数についてお聞かせいただきたいと思います。この制度についての周知をどういうふうに行っているのかについてもお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 65歳以上で障害者と同等とみなされる方について、障害者控除の対象となるという制度でございます。まず、普通の障害者控除の対象は、品川区の場合は要介護3以上、特別障害者控除の対象は要介護4以上、これは各福祉事務所長の判断ということで、全国統一の基準ではありませんが、品川区の場合はこのような基準を設けているところでございます。

それから件数としましては、昨年度、平成30年度は146件の申請をお受けしております。今年度はまだ年度途中なのですが、2月の頭に1度、集計をとった数字がありまして、年度途中ですが96件となっております。

周知ですけれども、まず、これは税制度の問題なので、税務署のパンフレット、それから品川区の税務課で発行しているパンフレットに、この内容が記載されております。それから、見逃すということも当然あるかと思いますが、品川区の場合は介護保険のホームページでもこの内容を周知しております。

○鈴木（ひ）委員 品川区の介護保険の運営状況を見ますと、要介護3から5の方が合計で4,610人いるのです。そんな中で146人というのは、すごく少ないのではないかと私は思うのです。介護保険料から見ると、本人が住民税課税者というのは48%、また本人非課税だけでも世帯課税というものまで入れると67%。この方も、障害者扶養控除という形でもとれると思いますので、そうすると、二、三千人という方が、この対象になるのではないかと思うのですが、146人というのは、私は発行が少ないと思うのです。というのも、この制度そのものを知らないために、制度を使えないという状況があるのではないかと私は思うのです。ぜひとも周知の工夫をしていただきたいと思います。障害者の場合、手帳を取得したときに、「障害者福祉のしおり」というのを、全手帳の取得した方にお配りして、そのときに、税金の仕組みも含めて、障害者控除がとれますということも含めて、窓口で全部説明されているということなのです。ただ、介護認定を受けている方については、控除が受け

られるということの説明が、どこでもされていないと思うのです。

ご案内のチラシもないのです。こういうものがあるので、どうぞ受けてくださいというチラシもないのです。そういうことなので、私はぜひ、まず、このチラシをつくっていただきたい。このチラシをつくっている区も何区かあるのですけれど、ぜひ品川区でもご案内のチラシをつくっていただきたいと思うのですけれど、いかがでしょうか。それから、どういうふうにしたら、介護認定を受けている方が、この方がこの控除を受けられますということが周知されるかと考えたときに、認定書、認定を受けたときに、こういう制度がありますという周知をぜひしていただきたいと私は思うのですけれど、その点についてもお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、対象となり得る方の人数。委員から、2,000人から3,000人というお話でしたけれども、これはなかなか実数をつかむのが難しいのですが、私のほうで把握している推計としては、約1,900人程度が、まず対象となり得る人数であろうということですが、実際にこの中には、65歳以上で既に障害者手帳をお持ちの方が含まれております。65歳以上で障害者手帳をお持ちの方は大体6,000人ぐらいいらっしゃいますので、クロス集計なので正確な数字は出ませんが、この1,900人のうち、かなりの人数の方が障害者手帳を既にお持ちで、そもそもの対象者となっているということが1つ言えると思います。

それから周知に関しましては、今までも介護保険のパンフレットに記載するという方法もそれぞれ考えたのですけれども、やはり本題の介護保険制度の案内がメインになっておりまして、入れる情報に関してはかなり精査して入れないと、本来お伝えしたいことが伝えられなくなるといったことも当然考えられますので、今まではなかなか紙面の都合で載せることができなかつたのですけれども、来年度につきましては紙面を工夫しまして、この制度の案内自体は記載できるように、もう既に準備が進められておりますので、その点で周知は一步進められるかと思っているところでございます。その他の周知につきましては、その動向を見てからまた随時判断していければと思っております。

○鈴木（ひ）委員 多分、この制度そのものを知らない方が多いのではないかと私は思うのです。ケアマネージャーの方も知っているかどうかという思いがするのですけれども、ケアマネージャーの方などにもぜひ知らせていただいて、こういうものが使えますというのをお知らせいただけたらと思います。

それからこの条件というのが、自治体によって違うのです。幾つかの区を見たのですけれども、世田谷区は、要支援からこれを対象にしています。それから江東区や葛飾区は要介護1から、渋谷区も要支援から対象にしているということで、品川区は要介護3からなのですから、この対象もぜひ拡大していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 この控除の制度そのものが、要介護者控除ではなく障害者控除という、そもそもの制度で、障害者に準ずるという判断は非常に難しいと思います。品川区の場合は、極力わかりやすいということで、要介護3以上ということで一律決めさせていただいております。それについては、判断がぶれるということは一切ございません。他区のご案内が今ありましたけれども、要介護2、1を対象にしている区というのも実際にありますが、それだけで全てをやっているというわけではなくて、そのかわり、例えば認知度が幾つ以上とか、自立度が幾つ以上という条件を付してやっていると、これも実際には聞いておりますので、品川区の対象については、まず制度の趣旨から言って、今の状態で変更する考えはございません。

○鈴木（ひ）委員 ぜひこれは、ある制度を活用して負担を軽減するということなので、収納率アップは本当に一生懸命取り組んでいただきたいので、こういうところについてもよろしくお願いま

す。

○鈴木（真）委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 99ページ、それから127ページで、それぞれコンクリートブロック塀等安全化支援事業について伺います。

これは、大阪の北部地震で子どもがブロック塀の下敷きになったことを受けて、平成30年12月から補正予算でスタートした事業でございますが、平成30年度については約4か月ということで、実績については、撤去が5件、それからフェンス等を新たに設置したのが2件と伺っておりますが、今年度については、まだ途中ではございますが、ほぼ1年近くたっておりますので、今の実績について、またそれについての評価、また課題、成果等がありましたらお知らせください。

○長尾建築課長 ブロック塀等安全化支援事業の今年度の実績は、2月末現在ですけれども、助成件数としましては23件ございます。除却は23件、そのうちフェンスの新設も伴うものが8件となっております。また、事前相談、助成制度の利用をする・しないにかかわらず、塀の安全化の部分でのご相談も含めてですけれども、今の時点で106件ほどございます。そのほか、近隣の方からの陳情なども含めると、もう少し件数としては増えているような状況です。今年度につきましては、約1年間、事業を実施してまいりまして、昨年度の3～4か月ほど行った件数よりも、件数としては若干伸びている状況ではございます。

また、事業の課題といたしましては、広報しながわであるとか、チラシを見て初めて知ったという方が、今の年度末が近づいている時点でも、やはりお問い合わせがあったときにお話としては伺っておりますので、まだ周知に関しては引き続き力を入れていく必要があるかと考えております。

また、評価としましては、かなり長い、1件当たり30mほどのブロック塀の除却の案件などもありまして、一件一件見ていく中でも、やはり道路沿いの安全化に寄与していると感じているところでございます。

○たけうち委員 これは、件数が多いか少ないかというのは、私も何とも言えないのですけれども、非常に頑張っていると思っています。ただ、相談が結構あるにもかかわらず、なかなか結びついてこないのか、工事の関係なのか、ちょっとわからないのですが、そのあたりがどうなっていくのかというのはちょっと心配でございます。127ページの、10分の10の東京都のほうが、多分、撤去だと思えるのですけれども、ほとんど持ち出しなしで撤去できますので、ぜひ周知をしっかりといただいて、特に通学路上の安全対策というのがやはり大事かと思っておりますが、当初もいろんなところで聞き取りなどもやって、区内の全てのところを回って、委託だと思いますが点検していただいて、そうしたものが一応、一通り、ある程度解消されてきたという感じなのか、それともまだまだなのかという、その辺がわかれば教えてください。

○長尾建築課長 まず、通学路の安全対策というお話がございましたが、昨年度、区内全域につきまして調査を行いまして、塀がどこにあるか、あとブロック塀なのか万年塀なのか、どういった塀がどのぐらいの長さあるかという基礎的な調査を終えております。今年度につきましては、調査結果を踏まえて、その塀のあるお宅・建物に個別にポスティングを行いまして、事業の周知を図ったところでございます。そういった中で、周知は今年度も行っておりますが、また次年度以降も、いろんな形で周知を引き続き続けてまいりたいと考えております。また、ご相談が100件を超えるほどございまして、実際に助成を利用していただいた件数としては少なくはなっておりますけれども、お話を伺っている中では、やはり工事の見積もりをとるなどの準備も必要ですし、制度を利用する・しないは別として、

今後、安全化を図っていくために、今できる準備として情報を知っておきたいというなお声もいただいているところです。

○たけうち委員 基礎調査の実績を踏まえていただいて、特に危険なところ、通学路上など、そういうところを、優先順位をつけて、ぜひ対応していただきたいと思っております。

そんな中で、私も昨年、西大井五丁目内に警察の寮があって、そのブロック塀が非常に高いのと古いのと、危険だという声をいただいて、区から確認してもらったら、今年度中に撤去するという話だったのですけれど、まだ撤去されていないのです。それで東京都にちょっと確認したら、これはしようがないのかもしれませんが、やはり工事の入札が不調に終わってしまったということで、新年度やりますという、新年度のいつかわからないというのです。当初、これは区を通して聞いてもらっていますので、区からももう一回、東京都に。伊藤小学校の通学路上なのです。生徒、子どもたちが大勢通りますので、非常に危険な状況なので、ぜひ区から一報、入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○長尾建築課長 今お話のありました個別の案件につきましては、直近でこちらからも東京都に確認いたしました。もともと今年度、道路沿いを含め、万年塀がございますので、そちらの塀を除却しまして、軽量のアルミフェンスを設置するような計画で、東京都としても考えていたところではありましたが、今、委員がおっしゃったように、入札不調で今年度の工事実施ができなくなったと、こちらも聞いております。また次年度に改めて工事を実施するようなお話も、あわせて確認しております。また年度が変わりまして、進捗といいますか、実施に関しましては、区としましても都に求めていきたいと考えております。

○たけうち委員 わかりました。ぜひ教育委員会も、学校にもお伝えいただきながら、またそこに限らず、もし危険なところがありましたらぜひ積極的に、なるべく早く対応していただければと思いますけれど、一言ありましたらお願いします。

○有馬庶務課長 学校も、その当時は安全点検をやらせていただきまして、その結果を建築課にも情報提供ということで情報共有してございますので、そういったところの点検をまた積極的に、またお互い情報を取りながら進めていければと考えております。

○鈴木（真）委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 95ページ、感染症予防費と、109ページ、歩行喫煙防止推進経費にします。

まず最初に歩行喫煙から聞きますけれども、今度、たばこを吸う場所でコンテナということで、プレス発表に載っていましたが、これは基準というか条件というか、設置するに当たっての基準や条件というのがあるのであれば教えてください。

○黨生活安全担当課長 明確な基準につきましては特にないところでございますが、いかんせん、物が大きゅうございますので、それなりに用地があるところが条件になろうかと考えております。

○大沢委員 それなりにキャパシティのあるところで、大体どれぐらいの広さのコンテナになるのか教えてください。

○黨生活安全担当課長 今回、大井町に導入する予定の喫煙所につきましては、大体4mぐらいの大きさのものと考えております。長いほうで4m、短いほうで2.5mぐらいというところでございます。

○大沢委員 そうなると、大井町ですから、大体、場所は想像できるのですがすけれども、従来、どうもたばこを吸う方たちが集まっていっちゃったところに設置するというのでいいわけですね。

○黨生活安全担当課長 現在、設置しております灰皿のところから少し後ろのほうにずれまして、通

常、猫公園と言っている、今、公衆便所が置いてあるところがございますが、その後ろあたりに置かせていただければと考えております。

○大沢委員 いかんせんとか、いろんなお言葉をいただいておりますけれども、ちゃんとこれはできるというか、さっきも4 mと2.5 mということで、今、課長から伺った中では、情報というかご答弁が非常にはっきりしていない、曖昧な表現のところがあるのですけれど、これは新規事業ですから、もちろん大丈夫で、きちんとできるわけですね。

○黨生活安全担当課長 業者の方にも現場を見ていただきまして、この大きさであれば入るということで確認はしております。

○大沢委員 業者ではなくて社会ニーズ、本当にニーズがそこにあるのかどうかということです。やはり、行政である以上、費用に対して効果というものが非常に大きなファクターを占めると思うのですけれど、そのところは把握されて2カ所設置するというので、お取り組みになられたのでしょうか。

○黨生活安全担当課長 現在、喫煙をめぐる情勢が大変、世の中で厳しくなっていると認識しているところがございます。そういう中において、たばこを吸われる方、そして吸わない方が、ともに快適に過ごしていただくためには、この閉鎖型の喫煙所は大変重要な役割を持つのではないかと考えているところがございます。

○大沢委員 それでは、今後、適当な場所、ニーズの高いところがあれば、これはもちろん検討していただけるような事業ということで心得てよろしいわけでしょうか。

○黨生活安全担当課長 委員のご指摘のとおりでございます。

○大沢委員 そのところで、当然、外に煙を排出するわけですが、その煙のにおいについてはどのようにしているのか。これは個人的に聞けばいいのですけれども、今、ついでなので聞かせていただきます。

○黨生活安全担当課長 このような喫煙所を先行して設置しました足立区に、私は実際に行ってまいりました。いわゆる換気扇でございますか、排気口の直下、45 cmぐらいのところには私は立ったのですけれども、そこでたばこのにおいがほとんどしないというような、高性能の空気清浄機を備えつけており、私どももそのような清浄機をつける予定になっております。

○大沢委員 なかなか、たばこを吸われる方には肩身の狭い世の中になってしまいましたけれども、心地よい喫煙ができるようお願いしたいと思います。

では、次に感染症対策にいきますけれども、感染症対策の取り組みについては、冒頭、お話がありましたので、取り組みについては詳しいことは伺いません。今回の予算特別委員会におきましても、委員長の発案により、議会も工夫して、またそれに対して行政当局も、コロナウイルスに対する戦いを私たちは今している最中でありまして、最近、問題になっているのはクラスターというところでありまして、そこで、先ほど1 m以内は非常に危険な距離だということで話を伺いましたけれども、そのところは、飛沫感染あるいは接触でしょうか、実際のところ、行政については区の方から、そのような相談とか、いろいろな部分が寄せられているのか教えてください。

飛沫感染、接触感染について、これは非常に危険なものなのか、あるいは単なるマスクミというか、情報レベルで危険だとされているものなのか。その辺というのは、どのように私たちは捉えていいのか教えてください。

○鷹箸保健予防課長 今般の新型コロナウイルス感染症につきましては、飛沫感染・接触感染によって感染が伝播すると言われております。その内容については、より具体的な内容というのが、専門家会

議が開催されることによって少しずつ明らかになってきている状況ですが、それに合わせまして、区のホームページに最新情報について掲載させていただいております。一番新しいところで、現在、掲載されているものには、「コロナウイルス感染症とは」ということで、細かく、区民の方にわかりやすい形で、情報提供させていただいております。また、区報にも、そこも含めて情報提供しています。

○大沢委員 それで、ここで閉鎖された空間ということで、今、私たちは第1委員会室という大きいところでやっていますけれども、第2委員会室は、ちょっと見たところ、この部屋の3分の1ぐらいに感じられますが、先ほど私は間違えて戸をあけてしまって、中をのぞく機会がありまして、どう見ても間隔が、先ほど行政の方から、1m以内は危険だというようなお話をいただきましたけれども、1m離れていないのです。私と隣にいる議員というのは非常にくっついておるわけで、そういう意味では、今、第2委員会室で私たちの質問に対して備えている理事者の皆さんが不安を抱えながらやっつけやらないかと察するところでありまして、そこをどのようにお感じになりますでしょうか。ご意見をお聞かせください。

○鷹箸保健予防課長 閉鎖された空間での接触は避けるというふうになっておりますが、手を伸ばしたら届くくらいの距離という近さと、あとは閉鎖空間、もう一つは、会話あるいは会食などで、具体的に飛沫が飛び交うような環境が一番危ないと考えられております。昨日の報道などでもかなり詳しく取り上げられておりましたけれども、例えばカラオケボックスといったところでの接触が危ないと考えられています。

○大沢委員 これでもうやめますけれども、カラオケボックスより、もっと環境は悪いです。くっついているのですから。さっき、たまたま私が見てしまったので。たまたまというのは、なかなか怖い部分がありまして、先ほどたまたま私は間違えた。これは何か、ちょっとお話をさせていただかないと、職員の方は十分な安心感を持って仕事ができないのではないかと。我が身を逆に置きかえると、ちょっと心配になったもので、この質問をさせていただいて、終わります。

○鈴木（真）委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、67ページ、公園運動施設使用料、それから56ページ、特別区交付金、54ページ、地方消費税交付金でいきます。

公園運動施設なのですけれども、先週、スポーツ協会で、コロナ対策で各団体が集められました。お願いがありました。本当に危機管理が大変なのだ。だから、危機管理の意識を持ってほしいということで、感染拡大を防ぐため、大会等を自粛してほしいという要請がありました。それを受けて、外の競技団体も含めて、どうしようかという協議をして、ではコロナ感染拡大を防ぐためにやめようかということで、例えば天王洲公園、天王洲公園野球場、勝島、子供の森公園とか、子どもたちという少年野球も、学校が休校なのにやるわけにいかないということで、それはもうみんな、いろいろ大会を中止しました。

ところがそうなったときに、キャンセルがあつて、その後、予約状況は空きになる。それで何か入って、そこで、そういう大会等や試合等をいろいろやることになる、そういうところが、感染拡大防止で協力しているのだけれども、そこが試合をやっていると、その連盟などが何をしているのだみたいな話になるという話になって、そういうものは一切、防いでほしいという話が、連盟でも出ましたし、少年野球連盟でもそういう話が出た。そういうことを踏まえて、そのところはぜひ何らか、鍵を開けないでほしいとか、そういう対応ができると思っていますので、ちょっとその辺のところは、この期間はもう使わないということをぜひ決めてほしいと思いますが、そのところを聞かせていただきたいと

思います。

それから特別区交付金なのでありますけれども、都市計画交付金が都市計画税に占める割合は、7.3%と我々は大体思っているところでありまして、現実には、令和2年度の予算見込みでも、都市計画税2,544億円に対して都市計画交付金200億円、約8%ということになっています。過去5年間の実績でも、この決算上でもいくと、大体7対3ぐらいは使っているのだろう。そうすると、見込みで見合う額というのは800億円だとすると、ここで約600億円の差があるわけです。もちろん、都区財政調整など、いろいろあるわけだけれど、ここの部分について、もちろん特別区側も、都が実施している都市計画事業の実施状況が明らかにされていないとか、また基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が原資でもあるにもかかわらず、充当対象事業が非常に制限されている。また、上限が25%プラスマイナス10%とか、こういういろいろなことが来ていて、今、特別区側も相当言っているのはわかっているのですが、この部分について、何か動きがなさ過ぎるのではないのか。この割合をやはり変えるという議論がもうちょっとあって、どういうふうになっているのかという情報が、全くここの部分については、私の不勉強かもしれないけれども、よくわからない。ぜひその辺のところを教えてくださいと思います。

それから、先ほど地方消費税のお話もありましたけれども、これは1997年に消費税率が3%から5%に上がったときに導入されたということでありまして、このときの目的というのは、地方も財源が非常に厳しいだろうということがあって、地方消費税は各自治体に還元される税であり、地域活性化を考える上で非常にこの税は重要だということで、これは導入した。役割がある。だから、その役割。だから、ここにありますように、社会保障費などもあるわけですから、そこについて、しっかり、もちろん役割を把握されていると思うけれども、そのことをお聞きしたいのと、あと分配の割合が、先ほど2018年4月1日から、75%、17.5%、7.5%とあったものが、消費額というか、消費の地域ですね、消費の額と人口で、50%・50%になったのだけれども、この制度がこういう形に変わったことで、今までの割合。例えば、品川区に入ってくる割合でもいいです。こういうところ、我々のところに入ってくる部分が削られたと私は思っているのだけれど、この辺のことも教えてくださいと思います。

○中元スポーツ推進課長 公園・運動施設等の予約があった場合の、キャンセルされた場合の取り扱いでございますが、委員のご発言にありました趣旨を受けとめさせていただき、コロナウイルスの感染拡大防止ということを本当に目的としまして、今後、コロナウイルス感染症に係る自粛がありましてキャンセルされた場合につきましては、次の予約が入らないように、さまざまな形で広報する形で運用を定めてまいり、実施してまいりたいと考えているところでございます。

○品川財政課長 まず、都市計画交付金のほうでございますが、確かに毎年、財政調整交渉は行っているところでございます。従来から、都市計画交付金自体の配分が問題視されているというところについては、委員からお話があったとおりでございますが、この辺の部分の補いという形で、やはり財政調整交付金で金額は補っているというような形をとってございます。財政調整交付金で、その他諸費という項目の部分がございまして、この中で、特別区の都市計画交付金に係る地方債収入相当分というところも、財政調整交付金で負担しているというような形をとっております。これは、4年間ぐらいに分割して、かかった事業費を払うというような形をとってございます。

それから、地方消費税の交付金のほうでございますが、平成30年に、やはり算定方法が変わっております。通常は、やはり都心のほうに、不利になると言うのであればなんですけれども、従来は、今、委員

のほうでお話があった3つのパターンがあるのですけれども、これを見ますと、人口、あと従業員数、それからその地方で消費する金額が、算定根拠となっております、現在、平成30年の改正があった時点で、人口を50%、それから売り上げといった部分を50%という形で、従業員は該当しなくなったというような流れがございます。かつ、消費の中では、大店舗とか、そういう店舗でも該当はしないというような形で、大分、都心の自治体に対して厳しいような状況がございます。そういうところで、これは国に対して声を上げていきたいと考えております。

○石田（秀）委員 地方消費税は、多分、応益性は、税収の格差などの点からも、地方税としては望ましい性質を備えていると私は思っております、そう考えると、税収確保能力から見ても、今後、必ずこれは地方税の柱になってくるということを思っておりますので、ぜひその意識を持ってもらいたいと思います。

それから都市計画税の部分は、ぜひ積極的にやっていただいて、財政調整交付金の配分割合など、いろいろもちろんやっていращやるのだけれども、ここの部分にしっかり明確に手を入れていくということも私は大切だと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから公園施設は、ぜひよろしくをお願いします。

○鈴木（真）委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、6日金曜日、午前10時より開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後6時01分閉会

委員長 鈴木真澄